

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第66号
2016.3

目次

巻頭言

- 2015年からの国際協力～国連薬物・犯罪事務所から
国連薬物・犯罪事務所・東南アジア大洋州地域事務所 柴田 紀子 …… 1

寄稿

- イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相：歴史的コンテキストから考える（2・完）
福山市立大学都市経営学部都市経営学科准教授 桑原 尚子 …… 5

特集

- 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2015」－「法整備支援シンポジウム」－
国際協力部教官 松尾 宣宏 …… 13
- ラオス司法大臣等招へい実施に対する感謝状の贈呈について
統括国際協力専門官 藤生 康裕 …… 18

出張報告

- 東ティモール調停法の制定に向けて
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 21

国際研修

- ミャンマー法整備支援プロジェクト第5回本邦研修
国際協力部教官 野瀬 憲範 …… 28
- 第50回ベトナム法整備支援研修
国際協力部教官 塚部 貴子 …… 34
- ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）
「刑事関連法」本邦研修
国際協力部教官 堤 正明 …… 42
- ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）
「経済紛争解決法」本邦研修
国際協力部教官 堤 正明 …… 48
- 第4回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修
国際協力部教官 甲斐 雄次 …… 55

外国法令紹介

- カンボジア民法関連の不動産登記に関する共同省令、
民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令（2の2）
国際協力部教官 内山 淳 …… 63

活動報告

- 平成27年度国際協力人材育成研修実施報告
国際協力部教官 石田 正範 …… 85
- ～国際協力の現場から～
国際協力専門官 由井水帆子 …… 154

- E～MAIL …… 158

～ 巻頭言 ～



2015年からの国際協力 ～国連薬物・犯罪事務所から

国連薬物・犯罪事務所
東南アジア大洋州地域事務所
柴田紀子

1 はじめに

今、私は、東南アジアにあるタイの首都バンコクにいる。2015年12月から、国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crimes, 略称「UNODC」。以下「UNODC」という。）の東南アジア・大洋州地域事務所（以下「バンコク事務所」という。）で Crime Prevention and Criminal Justice Officer（「犯罪防止・刑事司法担当官」という訳にでもなるだろうか）として働いているのだ。1998年に検事任官後、2005年から2008年までの3年間と2012年から2015年11月末（バンコクに赴任する直前）までの3年8ヶ月の合計約7年間、法務省法務総合研究所国際協力部に所属して法整備支援活動に携わってきた。今回法務省からUNODCに出向するにあたって、検事としてのキャリアや2012年末に病気をして現在も通院治療中であることなどを考えて躊躇しないではなかった。しかし、日本の法律家は国際舞台でもっと貢献を増すべきであるという思い、UNODCでの仕事は刑事分野の国際的な視点からの法整備支援活動であってこれまでのキャリアを最大限に生かすことができるのではないかという思いなどから、バンコク赴任を決めたのだった。

2 「2015年」という年

個人的には、法務総合研究所国際協力部副部長としての本業のほかは、UNODCへの応募書類の提出、筆記・口述試験等の選考プロセスに明け暮れ、12月1日にバンコクに到着、翌2日から出勤という、UNODC一色の一年だった。

世界に視点を移せば、2015年は国際連合創設70周年の年であるとともに、開発分野における国際社会の共通目標である「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals, 通称「MDGs」）の最終年でもあり、同年9月には2015年から2030年に向けた新たな目標となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（The

2030 Agenda for Sustainable Development)が採択された¹。この新しいアジェンダの目標16には、司法アクセスの充実という観点としてはあるものの、MDGsにはなかった法・司法分野への言及がなされた。また、MDGsが途上国のみを相手方としていたのに対し、2030アジェンダでは先進国にも報告義務が課されていることも画期的である²。2015年1月23日に開催した法整備支援連絡会(テーマは「ポスト2015時代の法整備支援」)には、当時国際協力部副部長として力を入れて取り組み、国連大学学長デビッドマローン氏と法務省特別顧問横田洋三先生を基調講演者として国際機関などからゲストを招いて、開発目標と法整備支援について議論を交わした³。

2015年1月、ISIL⁴による日本人殺害事件は衝撃的だった⁵。11月のフランス同時多発テロは、その後のソーシャルネットワーク上での議論も通して、これまでどれだけたくさんのテロが世界で起こっていたか、またそれがどこまで世界に共有されていたのかなど、多くの課題を投げかけた。私が今住んでいるタイでも、8月のバンコク市内の爆弾テロのほか、タイ南部では数年前から(日本ではあまり報道されていないものの)イスラム系分離独立主義者などによるテロが多発している⁶。UNODCのマンデートのひとつが国際テロ対策ということに加え、ISILが日本の在外公館を攻撃対象としているという報道もあいまって⁷、東南アジアに在住する私にとってはさらにテロが身近な課題となった⁸。

3 UNODC と日本の法整備支援

UNODCは、1997年に国連薬物統制企画と国際犯罪防止センターが統合されてできた国連の組織であり、2002年に現在の名称となった。不正薬物・犯罪・国際テロに取り組むことを目的とし、①調査・分析②条約の締結や国内法整備のための支援③そのほかの法整備支援を主な活動内容としている。本部はウィーンにあるが、世界に約50の国別事務所のほかバンコク事務所、南アジア地域事務所(インド)、中央アジア地域事務所(ウズベキスタン)、中東・北アフリカ地域事務所(エジプト)、西・中部アフリカ地域事務所(セネガル)、南アフリカ地域事務所(南アフリカ共和国)、東

¹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

² http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001387.html

³ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_conference.html

⁴ 「ISIS」「ISIL」「イスラム国」などさまざまな呼称があるが、ここでは「ISIL」を使用する。

⁵ http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/page16_000010.html, http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/tp/page2_000056.html

⁶ <http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror.asp?id=7> これまで6000人以上が死亡しているという。

⁷ <http://www.cnn.co.jp/world/35070448.html>

⁸ <http://www.bbc.com/news/world-asia-35309195> 2016年1月中旬、バンコク事務所長がインドネシアを訪問中にテロに遭遇し、各種メディアで報道された。

アフリカ地域事務所（ケニア）、中米・カリブ地域事務所（パナマ）の8つの統括地域事務所を持っている⁹。私が働いているバンコク事務所は、東南アジアや大洋州地域を管轄し、ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー・インドネシアにも事務所を置いている。バンコク事務所では、人身取引等組織犯罪・汚職・テロ・違法薬物・刑事司法分野という5つの地域プログラムを掲げており¹⁰、私は刑事司法分野を担当していて、カンボジア・ラオス・ベトナムを対象国とした児童に対する性的犯罪対策を目的としたプロジェクトなどを動かしている¹¹。

一方、日本の法整備支援は、1990年代から、基本法整備・人材育成・実務改善を目的として、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシアなどに長期専門家を派遣しながら支援を続けてきた。私自身、2006年から2008年までの約2年間、カンボジアの首都プノンペンにJICA長期専門家として派遣されて王立裁判官検察官養成校の支援にあたった経験がある¹²。

UNODCと日本の法整備支援を比較してみると、それぞれの重点国が重なることがわかる。バンコク事務所管内の国別事務所が置かれている国と先に掲げた日本の法整備支援における長期専門家の派遣先は同じだ。そして日本の法整備支援の経験が貴重であることに気づかされた。日本のJICA長期専門家は、相手国に滞在して司法省・裁判所・検察などの特定のカウンターパートに長期間寄り添って活動し、互いに強い信頼関係を築いている。一方、UNODCバンコク事務所では、私のようなスタッフは、バンコクを拠点としていくつもの国や機関を相手としているし、国別事務所ではスタッフの人数が限られている上、あらゆるプロジェクトをみているため、JICA長期専門家のように特定のカウンターパートとの間で濃い人間関係を築くことは容易ではない。プロジェクト実施にあたって互いの信頼関係が重要であることは言うまでもないことであり、この点日本の法整備支援には大きなアドバンテージがある。

日本の法整備支援の課題としては、英語での情報発信だろう。バンコク事務所では、イベントを開催すると遅くとも翌日には写真と記事などを英語でウェブサイトに掲載しているほか、職員がツイッターを駆使してライブな情報をアップしていて、驚くほどに情報発信に活発で自由である。

⁹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mayaku/unodc.html>

¹⁰ <https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/>

¹¹ <https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/what-we-do/criminal-justice/child-sex-offences.html>
下部に筆者の写真が掲載されている。

¹² ぎょうせい出版の雑誌「法律のひろば」に「カンボジアの法の夜明け～キムセンへの手紙」というタイトルで連載記事を掲載。

4 最後に

バンコクの街には、日本の漫画、食文化、自動車・バイク、電気製品などが驚くほど浸透している。街のあらゆるところに、「とんかつ」「寿司」「てんぷら」「ラーメン」「餃子」など日本語の看板があるし、日本の漫画のキャラクターをあらゆるところでみかける。日本の自動車・バイクや電気製品はすばらしいと皆が口をそろえていう。日本語を勉強しているというタイ人も多く、私が日本人だとわかると時々日本語で話しかけられる。

私は、テロなど紛争のひとつの要因は違いを認識・許容できないことにあるのではないだろうかと思う。政治体制・文化・宗教・慣習に違いがあっても、互いに認識し認め合うことができれば、悲しい出来事を防ぐことができるのではないだろうか。日本の漫画や食文化が自然にバンコクの街に浸透しているように、自然に違いを認識共有できないだろうか。法整備支援やUNODCの仕事は、違いを認識し許容し共有するステップではないだろうか。

2015年6月時点、一般職・専門職を含めてUNODC職員698人中、日本人はわずか5人¹³、バンコク事務所管轄エリアの日本人職員は私一人である。法整備支援の経験はUNODCなどの国際機関ではアドバンテージになる上、多様なバックグラウンドを持った国際機関職員と共に働くことは刺激的で自らの力を試す良い機会である。法整備支援を経験した日本の法律家たちが、UNODCなど国際機関の仕事に挑戦し活躍することを願っている。

¹³ 前掲 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mayaku/unodc.html>

～ 寄稿 ～



イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相： 歴史的コンテクストから考える（2・完）

福山市立大学
桑原尚子

2.4. イスラーム法が法源たることを憲法で定めるか

中東を中心としたムスリム諸国において、近年、シャリーアの規範を国家法の法源とする趣旨の条文（以下では、「シャリーア法源規定」と称す）を定める憲法改正又は憲法起草の動きが広がっている。ここでは、近代以降アラブ諸国の法制度整備だけでなく今やグローバルに拡散したイスラーム主義思想へ影響を与えてきたエジプトについて、シャリーア法源規定導入に至る史的展開を辿ってみよう。エジプトでは、1971年憲法第2条において「イスラームのシャリーアの諸原則はエジプト法令の主要な源の一つである」と定め、1980年に「イスラームのシャリーアの諸原則はエジプト法令の主要な源である」とこれを改正した。改正された同条の趣旨についてエジプト最高憲法裁判所は1985年に、同条改正後に制定された全ての法令が「イスラームのシャリーアの諸原則」に合致しているか否かを司法審査するよう求めているとの見解を示した¹。

ロンバルディによれば、イスラーム法規定の思想的淵源は、ハンバル派法学者のイブン・タイミーヤ（1328年没）と彼の弟子カイイム・アル＝ジャウズィーヤ（1350年没）が発展させた（立法及び司法と区別されていない）統治権力がシャリーアに拘束されることを意味する「シャリーアの統治（*siyāsa shar‘iyya*）」に遡る。イブン・タイミーヤとカイイム・アル＝ジャウズィーヤが展開したシャリーアの統治理論においては、統治者の法が人民に罪を強要せず、かつ公の福利（*maṣlaḥa*：マサラハ）に寄与するとの要件を満たすことを担保する目的で統治者が法学者と協力する限りで、統治者の制定する法はシャリーアを遵守しており正統であるとみなされるという。同理論はオスマン帝国の法・政治理論に大きな影響を与えただけでなく、20世紀のエジプトに

¹ 最高憲法裁判所の見解については、Lombardi, Clark B. (2006), *State Law as Islamic Law in Modern Egypt: The Incorporation of the Sharī‘a into Egypt Constitutional Law*, London and Boston: Brill, p.1, 2を参照。

においてイスラーム思想家たちがイスラーム国家を再概念化する際の出発点となったと指摘されている²。

ナポレオンのエジプト遠征(1798年-1801年)が与えたイスラーム世界に対する「西洋の衝撃」後—我が国の明治維新よりも約半世紀前に—、オスマン帝国の属領でありながら半独立的な地位を獲得したエジプトではムハンマド・アリー(1769-1848年)の下で近代化政策に着手することとなった。ムハンマド・アリー及びその後継者はヨーロッパの諸制度を学ぶべくエジプト人をヨーロッパへ派遣するとともにヨーロッパの書物の翻訳を奨励し、ヨーロッパを手本とした行政、法制度、経済、教育に関する抜本的改革を進めた³。中でも成文法主義の導入は、それまでイスラーム法学者に独占されていた法解釈や法に関する議論へイスラーム法学者でない者にもこれに携わる機会を与えることとなり、シャリーアと統治権力の関係について、国家法はイブン・タイミーヤとカイイム・アル=ジャウズィーヤが展開した古典的シャリーアの統治原理に拘束されないとする世俗主義から古典的シャリーアの統治原理の再構築を試みるイスラーム主義に至るまで様々な議論が繰り広げられることとなった。この古典的シャリーアの統治原理によれば、国家はイスラーム法学者の学説法として発展してきたフィクフと「国事(siyāsa)」に関する国家制定法を法/裁判規範とすることができ⁴、実際のところ地中海世界の歴代ムスリム王朝の多くはこれら二つの法を適用してきたとされる⁵。

1870年代になるとエジプトにおいて近代的な法・司法制度改革が本格化した。司法制度については、外国人を当事者に含む訴訟を管轄する混合裁判所、当事者がエジプト人のみの訴訟を管轄する国民裁判所を創設するとともに、宗教共同体別の裁判所を整備した。シャリーアの規範を成文化するか否かを争点とした法典化をめぐる論争において「世俗派」が勝利し、主としてフランス法を継受した民商事、刑事、訴訟手続などに関する法制定が進められ、シャリーアの適用領域は大幅に縮小されることとなった⁶。エジプト政府による西洋法継受の決断は、近代国家において政府はシャリーアの諸規範のチェックを受ける必要はないという世俗主義の立場を表明していたとロ

² 以上の「シャリーアの統治」理論については、Ibid, p.51, 52 を参照。

³ エジプトの近代史と法改革については、大河原智樹=堀井聡江(2014)『イスラーム法の「変容」: 近代との邂逅』山川出版社, 58-79 頁が簡明に記している。

⁴ イブン・タイミーヤとカイイム・アル=ジャウズィーヤが展開した古典的シャリーアの統治原理については Lombardi (2006), pp.49-54 を参照。

⁵ Ibid, p.63 を参照。

⁶ 以上のエジプトにおける近代的な法・司法制度整備については、大河原智樹=堀井聡江(2014) 60, 61 頁, Berger, Maurits and Sonneveld, Nadia (2010), “Sharia and national law in Egypt”, in Otto, Jan Michiel ed., *Sharia Incorporated: A Comparative Overview of the Legal Systems of Twelve Muslim Countries in Past and Present*, Leiden University Press, p.54, Lombardi (2006), p.70, 71 を参照。

ンバルディは指摘している⁷。その後1980年に1971年憲法第2条が「イスラームのシャリーアの諸原則はエジプト法令の主要な源である」と改正されるまで、エジプト政府は、立法におけるシャリーア遵守義務を決して認めることはなかった⁸。

世俗派のエリート層が19世紀後半の法・司法制度改革を主導する一方で、立法に際して当該立法がシャリーアの規範を遵守していることを政府は保障すべきと主張する「イスラーム主義者」たちはシャリーアの近代化をめぐる議論を繰り広げ、その法理論は反体制のイスラーム主義運動の理論的支柱となっただけでなく、エジプト最高憲法裁判所による憲法第2条が定めるシャリーア法源規定の解釈アプローチへも影響を与えたといわれている⁹。もっとも、イスラーム主義は国家の近代化・独立の過程においてナショナリズム、アラブ民族主義が高まる中でその底流をなしてはいたが、それは1970年代まで顕在化することはなかった。

イスラーム主義者の法理論を①新伝統主義 (neo-traditional)、②新イジュディハード (neo-ijtihād) 及び③新タクリード (neo-taqlīd) と命名して分類したロンバルディは、これらに共通する点として、いずれもシャリーアの統治の古典理論を前提に普遍的に適用しうるシャリーアの諸法規定及びシャリーアの目的 (maqasid al-shari‘a) に相当する諸原則をムスリムは発見しうると考えていることを挙げる。そしてシャリーアの法規定及び目的を発見してこれを適用するに際して、伝統的な法解釈の方法ではなく、新たな法解釈の方法を提示してこれに依拠した点でも共通しているとされる。

新伝統主義の主たる担い手はイスラーム法学者のウラマーであり、その多くが、制定法が異なる法学派の学説を組み合わせるタルフィーク (talfiq: 接合) という方法を用いてウラマーと協議しながら起草されるべきと主張した。新イジュティハードの論者に分類されているのはイスラーム改革思想家のムハンマド・アブドゥ (1905年没) の弟子ラシード・リダー (1865-1935年) であり、彼は過去の学説には拘束されずにイジュティハード (ijtihād: 学的努力) を通じてクルアーン、ハディース及び教友 (預言者ムハンマドを見たり、その声を聴いた者) のイジュマーからシャリーアの法規定及びシャリーアの目的を発見すべきことを説いた。そしてこれらの法源にシャリーアの法規定を発見できない場合は、公の福利の原則又は必要不可避性 (darūra: ダルラ) の原則に基づいて行為又は法的问题の合法性—シャリーアを遵守しているか否か—を判断すべきと主張した。リダーの理論は後世のイスラーム法思想家に多大なる影響を与えただけでなく、その法解釈の方法は伝統的な宗教教育でなく近代的な教育を受け

⁷ Lombardi (2006), p.72 を参照。

⁸ Ibid, p.72 を参照。

⁹ Ibid, pp.78-80 を参照。

た新たな世代のムスリム知識人にとって自らも法解釈しうるという点で魅力的なものであった。ロンバルディが新タクリードの論者として挙げるのはエジプト民法典の「実質的な生みの親」¹⁰たるアブド・アッラザーク・サンフーリー（1895-1971年）である。サンフーリーは、まず法専門家がムスリム国家の法が従うべき普遍的に適用しうる法規定及び目的の体系を見出し、次いで法専門家と協議しながら政府がこれらの普遍的に適用しうる法規定及び目的を成文化するという二段階からなるシャリーア法典化の手順を示した。第一段階の法規定及び目的の発見において、イスラーム法学書を手掛かりとして全ての時代及び場所で有効な法の諸原則が導かれる。サンフーリーはこれらの法の諸原則を「確立した諸ルール」と称し、第二段階において政府は確立した諸ルールを遵守して立法するとした¹¹。

1922年にエジプトがイギリスから独立したとき、エジプト人エリートはシャリーアの規範に従った権力の行使を望んでいなかったとされ、1922年憲法はイスラームを国教と定めていたもののシャリーア法源規定に相当する定めを有しなかった¹²。1952年エジプト共和革命後、世俗主義、アラブ民族主義、社会主義を標榜するナセルは大統領に就任すると、反体制派のイスラーム主義組織を弾圧しただけでなく、ウラマーを監督下に置くべくスンナ派の権威たるアル・アズハルの大学を国立化するなどした¹³。ところが1967年第三次中東戦争でアラブ側がイスラエルに大敗するとアラブ民族主義は失墜し、これに代わるイデオロギーとしてイスラーム主義の台頭が顕著となった。1970年のナセル大統領死去後に大統領に就任したサダトは、政治経済的に行き詰まった状況を打開すべく、政権の支持母体からの反発が予想される民営化や経済の自由化といった抜本的な経済改革を断行するために、ナセル政権下で弾圧してきたイスラーム主義組織などを体制派に取り込むこととした。イスラーム主義者を体制派に取り込むための重要なジェスチャーの一つが、1971年憲法第2条において「イスラームのシャリーアの諸原則はエジプト法令の主要な源の一つである」とのシャリーア法源規定を定めることであった¹⁴。その後、捗々しくない経済状況やイスラエルとの平和条約締結に対する国民の反発をかわすために、1980年に「イスラームのシャリーアの諸原則はエジプト法令の主要な源である」（憲法第2条）と改正して、立法におけるイスラームの正統性を強化する姿勢を示した¹⁵。このようにシャリー

¹⁰ 大河原智樹＝堀井聡江（2014）73頁。

¹¹ 以上のロンバルディによる①新伝統主義、②新イジュディハード及び③新タクリードというイスラーム主義者の法理論については、Lombardi（2006）、pp.78-100を参照。

¹² Ibid, pp.101-110を参照。

¹³ Ibid, pp.110-116を参照。

¹⁴ 1971年憲法第2条制定の背景について Ibid, pp.124-129を参照。

¹⁵ Ibid, pp.129-135を参照。

ア法源規定の導入（1971年）及びその改正（1980年）は、国内の政治経済状況に対処するための政権のプラグマティックな判断によるものだったといえよう。

2.5. 一定の法領域について宗教共同体の自治ないし自律を認めるか

先述の Mancini and Rosenfeld (2014) が示した国家と宗教の関係に関する憲法モデルのうちミレット型を採用する場合、一定の法領域—主に家族法領域—において宗教共同体の自治が認められることとなる。各宗教共同体へ集团的自治を与えるミレット型の下では、人は国民であると同時に各人の信仰する宗教に基づいてムスリム、キリスト教徒、ユダヤ人などと定義され、各宗教共同体の法にそれぞれ拘束される。ムスリム諸国における宗教に基づく属人的な法適用のルーツは、多くの場合、一定領域について宗教共同体の自治を認めたオスマン帝国のミレット制又は英国植民地の「特定の人種若しくは宗教又は特定の人種及び特定の宗教の両方に所属する集団」¹⁶へ適用されるパーソナル・ロー（personal law）に求められるが、国民国家形成過程や社会・政治的諸要因の違いから各国の宗教共同体の自治に関する法制度設計は当然のことながら一様ではない。とはいえ、中東法研究者のマラットが指摘するように、近代立憲主義における「平等な市民」と歴史的遺制たる「権利を不均等に付与された諸共同体に属する市民という相容れない二つの論理」が併存し、「宗教共同体はその構成員にとって憲法における代理人の役割を担う」こととなる¹⁷。換言すると、多くのムスリム諸国においては、宗教共同体という中間団体は解体されておらず、近代憲法が前提とする国家と個人が対峙する二極構造だけではなく、個人、中間団体及び国家から成るいわゆる中世的な社会構造もその憲法秩序の土台となっている。マレーシアで激しい論争を巻き起こしたムスリムの棄教に関する Lina Joy 事件は、このアンビバレントな文脈から理解できよう。

2.6. イスラーム法と人権

社会の変化に応じたシャリーアの解釈を主張するアン・ナーイムは、シャリーアが国際人権と異質な点として、自然権としての人権概念が存しないことを挙げている。シャリーアは、信仰及びジェンダーに基づいて厳格に区別された権利を付与しているのであって、人間が生まれながらに権利を持つとは観念していない、と述べてい

¹⁶ Hooker M. B. (1976), *The Personal Laws of Malaysia: an introduction*, Kuala Lumpur: Oxford University Press, p. i.

¹⁷ Mallat, Chibli (2012), “Islam and the Constitutional Order”, in Rosenfeld, Michel and Sajo, Andras eds., *The Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law*, Oxford University Press, III.3., para.3 and 4 (kindle version).

る¹⁸。イスラーム的価値観が反映されているイスラーム世界の人権宣言の一つといえる1981年9月19日にイスラーム評議会 (Islamic Council) が採択した世界イスラーム人権宣言 (International Islamic Declaration of Human Rights) は、その前文において「神の法 (シャリーア：筆者挿入) により命ぜられた人権」と言及し、かような人権は、「神の法源 (クルアーン, スンナ：筆者挿入) 及び保障に基づいているため、これらの権利は、当局、議会又はその他の機関により切り縮められ、廃止され又は譲り渡されることもできない」としている。ここにおいて「人権 (huquq al-insān)」は、神が与えた、あるいは神が命じた権利として観念されていることが明らかである。また、イスラーム協力機構 (Organization of Islamic Cooperation: OIC, 前イスラーム会議機構 [Organization Islamic Conference]) が1990年8月5日に採択した「イスラームにおける人権に関するカイロ宣言」(以下、「カイロ宣言」と称す) は、その前文において、同機構加盟国は、「人権を擁護し、人間を搾取と迫害から保護し、並びに、イスラームのシャリーアに従って尊厳のある生活についての自由と権利を確認する人類の努力に貢献することを希望し」と述べ、さらに「イスラームにおける基本的権利及び普遍的自由は、イスラームの信仰の不可分の一部であること、並びに、基本的権利及び普遍的自由が、『神の啓示書』に定められ」としている。ここにおいても、人権が、人間生来の権利というよりも、神によって与えられたものと観念されていることが明らかであろう。

国際人権とシャリーアが抵触する場面として挙げられるのは、奴隷、棄教、非ムスリムの地位及び権利、そして女性の地位及び権利である。ムスリム諸国において奴隷制は、世俗法によって禁止されているが、依然として、シャリーアの下では合法なままである、と指摘されている¹⁹。シャリーアは棄教した者に対して死刑を科しており²⁰、このことは、明らかに国際人権スタンダードの信教の自由と抵触する。非ムスリムに対して、シャリーアは、ムスリムと平等に扱ってはならず²¹、これは、国際人権スタンダードの法の前の平等と抵触する。そして、性別ないしジェンダーによって異なる権利義務を定めるシャリーアは、男女平等という点において、国際人権スタンダードと鋭く対立する。

¹⁸ Abdullahi An-Naim (1990), “Human Rights in the Muslim World: Socio-Political Conditions and Scriptural Imperatives”, *Harvard Human Rights Journal*, vol.3, p.23 を参照。

¹⁹ Ibid., p.22, 23 を参照。

²⁰ Ibid., p.23 を参照。

²¹ Ibid.

3. イスラームと憲法訴訟：エジプト最高憲法裁判所の例

1981年にサダト大統領がイスラーム過激派に暗殺された後、大統領に就任したムバラク政権が前政権が約束した立法のイスラーム化から距離を置き始めると、イスラーム主義者は立法のイスラーム化要求の舞台を裁判所へ移した²²。すなわち、1971年憲法第2条に基づく違憲訴訟が提起されることとなった。

エジプトの1971年憲法第2条に基づく違憲訴訟について考察したラブは、最高憲法裁判所のアプローチについて次のように整理している。まず、違憲審査対象の法令が真正性及び意義に関して明白な法規定—すなわち普遍的に適用しうるシャリーアの法規定—に違反しないかを審査する（第一テスト）。次いで、違憲審査対象の法令がシャリーアの目的から逸脱していないかを審査する（第二テスト）。最後に、違憲審査対象の法令が他の憲法規定に抵触せず、かつ加害を避けるというシャリーアの重要な目的に違反していないかを審査する（第三テスト）²³。

次に1971年憲法第2条に基づく違憲訴訟の事案についてみてみよう。

【ベール事件（1996年）】²⁴

本件では公立学校での（顔を覆う）ベール着用を禁じる教育省令の合憲性が争われた。第一テストにおいて最高憲法裁判所はベールについてのクルアーンの章句を吟味した上で、クルアーンは真正であるが本件に適用される同章句の意義は不明瞭であるとし、同章句が顔を覆うよう言及している点について中世の法学者は合意するが、顔も覆うことについては合意していないと指摘した。何を覆うべきかについて解釈上の曖昧性が存することを理由に、裁判所は、女性に対して「覆え」というクルアーンの命令は真正性において明白であるが、本件におけるその意義は不明瞭であると結論した。第二テストにおいて裁判所は、まず、宗教、生命、理性、財産及び名誉（本件では「節度」という言葉を使用）の保護という五つのシャリーアの目的に言及した上で、ヘッドスカーフ及びベールはこれら目的の中の節度に属すると述べた。裁判所は顔を覆わないことは節度を侵すものではないとして、顔を覆うベール着用禁止は節度を守るというシャリーアの一般的な目的に違反しないと結論した。第三テストにおいて裁判所は、顔を覆うベールの着用は働く女性に対して不当な制限を課す点で社会的損失を招くとして、顔を覆うベールの着用禁止は、憲法第2条に違反しただけでなく、むしろ憲法第2条は顔を覆うベールの着用禁止を支持しており、女性の社会参加の権

²² Lombardi (2006), p.159 を参照。

²³ Rabb, Intisar (2013), “The Least Religious Branch? Judicial Review and the New Islamic Constitutionalism”, *UCLA Journal of International Law and Foreign Affairs*, vol.17, pp.95-98 を参照。

²⁴ ベール事件については、Ibid, pp.98-100 を参照。

利を保障する他の憲法規定とも一致すると判示した。

おわりに

本稿の目的は、文化相対主義や、いわゆるイスラーム特殊論ないし異質論に陥ることなく、イスラームと立憲主義に関する問題の諸相を把握するための分析視角を考察することにあった。そこで本稿ではイスラームと立憲主義をめぐる主な論点として、(1)憲法を制定するか、(2)イスラームを国教と定めるか、(3)政教関係、(4)イスラーム法が立法の源たることを憲法で定めるか、(5)一定の法領域について宗教共同体の自治を認めるか、及び(6)イスラームと人権を挙げ、それぞれ分析視角を考察した。

現在のところ、ムスリム諸国におけるイスラームと立憲主義をめぐる最大の争点は、上記(4)のシャリーアを保障するシャリーア法源規定とそれに基づく違憲審査である。本稿ではエジプトを事例としてその歴史的背景を辿り、前近代において統治権力の正統性とシャリーアの適用が結びついていたが故に、法の近代化に際してイスラーム主義思想家は法解釈方法の「刷新」ないし「伝統との決別」によってシャリーアに基づく法制定の理論構築を目指したことを明らかにした。そしてイスラーム主義が高まる中、プラグマティックな政権の判断に基づいてシャリーア法源規定が憲法に導入されたことも指摘した。

宗教復興の現象が広がりイスラーム主義の潮流がいくら顕著になったとしても、「イスラーム立憲主義」や「イスラーム国家」の主張は、近代立憲主義の論理と用語に拠って展開されている。他方で、個人、宗教共同体及び国家から成る社会構造を土台とした憲法秩序は、とりわけ権威主義国家においてはムスリム諸国の多くがそうであるが、リベラルな社会を前提とする多文化主義からは説明が困難であり、近代立憲主義とアンビバレントな関係が個人の権利を侵害する結果を招くこととなっている。

～ 特集 ～

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」 - 「法整備支援シンポジウム」 -

国際協力部教官

松尾 宣宏

第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対して、法整備支援の実情と魅力に関する理解の促進を図るとともに、同世代の学生の広範な関心を集めて法整備支援に関わる人材の発掘を図るという観点から、法整備支援及びアジアの法と社会について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは、平成21年度から行われ、今回で7年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌第54号13ページ以下を御覧いただきたいが、平成22年度からは国際民商事法センター、名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学、神戸大学、早稲田大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実され、平成24年度以降は、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われてきた。

本年度についても、前年度同様3部構成とし、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、平成27年5月31日（日）に大阪・梅田スカイビルにおいて行われ、集中講義等によって構成されたサマースクールが同年8月19日（水）から21日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。そして、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としての「法整備支援シンポジウム」が同年11月28日（土）に、慶應義塾大学において開催されたものである。

なお、例年度同様、学生自らが企画段階から運営を行い、研究・発表テーマについても学生、発表者同士の協議により選定し、ポスターや配付資料の作成、会場の準備、当日の司会進行を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われた。

第2 本年度のシンポジウムの概要

1 プログラム構成

本年度のプログラム構成の詳細は別紙記載のとおりである。シンポジウム冒頭、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による開会挨拶及び本シンポジウムの趣旨説明が行われた。引き続き、学生又は弁護士有志のグループによる研究成果の発

表とそれに対する質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。引き続き、主催大学、JICA 及び当部の各担当者による講評が行われ、最後に名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）・センター長の小畑郁教授による閉会挨拶が行われた。

なお、発表テーマの選定及び発表内容については、全て学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。



2 全体討論での議論

各グループによる発表に続いて行われた全体討論では、①「東南アジアの村社会に見られる財産の多様な保有形態に、近代所有権の概念を持ち込むことの当否」、②「東南アジアのイスラム法が適用される特定の地域において、投石や鞭打ちの刑罰が定められているところ、その刑罰が国際法で禁じられている拷問に該当する旨、人権団体が指摘した場合の問題点」という問題が設定され、会場の参加者を6つのグループに分け、まずグループディスカッションを行い、グループ内で意見の検討を行った後、松尾教授をモデレーターとして、全体討論が行われた。

グループディスカッションの検討結果発表や全体討論において、会場から以下のような意見が提出された（類似の発言は適宜まとめさせていただいた）。

- ・イスラム法が適用される地域で、その宗教観に西洋が簡単に介入するのは相当ではなく、ある刑罰がその宗教観により人権侵害とみなされないというのであれば、人権団体が指摘しても意義はないのではないかと。
- ・慣習法といっても、自然発生したものなのか、恣意的に作られたものなのかで、介入や干渉の当否に関する判断は変わってくると思う。
- ・①の問題と②の問題は次元の違う問題である。法益の重大性が異なるし、①はコミュニティの中の慣習の問題にとどまるのに対し、②は文化そのものの問題である。①は、地元住民のニーズから形成された慣習法であるから、そのコミュニティの外部との間で取引が発生したり、紛争解決の必要性が出てくるのであ

れば、それは、近代的な所有権の概念を持ち込んでいくべきなのに対して、②は、イスラム教の文化が浸透している国に西洋の考えを押し付けるのは簡単ではない。

- ・各慣習法は、それぞれのコミュニティの構成員の考え方に合わせて作られているところ、構成員が納得しているなら介入・干渉の必要はないのではないか。仮に何らかの支援を受ける中で、構成員が自発的にその慣習法に疑問を持ち、変えていく必要性を感じた時点がまさに法整備支援の出番ではないか。
- ・②の問題については、宗教的価値観が前提となっているから、構成員が納得しているかどうかという次元の問題ではない。
- ・客観的視点だけで考慮するには限界があり、自分がいざ構成員の立場に置かれたらそのような意見を維持できるのか。コミットの方法は本当に難しいと思う。
- ・法制度への介入は一種の内政干渉であり、法整備支援がいくら要請主義によるとは言っても、相手国の構成員は旧来の法制度を当たり前のもっているから、そこを変えるのは難しい。
- ・慣習法に対する外部からの批判や介入が制裁を伴ってはいけませんが、批判の声があってもいけないということにはならない。コミュニティの一員であると同時に国際社会に所属している一員なのだから。
- ・このような問題を考えるときは、いかに自分の視点に欠けているものがあるかということについて、認識を改めることが大切である。

3 講評等

主催者及び講評者からは、以下のようなコメントがあった（なお、詳細な記載は省略させていただいたが、発表に対する多くの賛辞の声があった）。

- ・途上国の発展を考えるに当たって、法整備支援だけでどうにかなるというのではなく、物理的な開発の問題についても避けて通れない点である。
- ・法整備支援のプロジェクトを進めていくに当たり、相手国の文化、習慣を尊重していかななくてはならない。丁寧に対話と議論を重ねて、相手に気付きを促すというアプローチを進めていくしかないと思う。
- ・相手国の発展を考えるに当たって、まず現状の把握と問題点の把握が大事である。
- ・法整備支援への関心が広まる中で、本企画への参加者の幅が広がってきたことと、人の関わりの連続性が出てきたのは非常に良いことである。今回の全体討論のテーマは今までにない新しいものだが、法整備支援の課題についても、新

しい問題の検討をする段階に入ったということである。

- ・日本による法整備支援を考えるに当たり、そもそも法の訓練を受けていないという社会があるということも考慮する必要がある上、日本法の価値を普遍化できるかどうかをしっかりと考える必要があり、一旦、日本法を批判的にみた上で、その価値を見いだしていくことが大切である。

第3 終わりに

いずれの発表グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、背景、文化、社会経済状況等を多角的に検討して発表を行っていた。また、参加者の中には、学生時代に過去の法整備支援シンポジウムで発表した経験を有した方もいた上、質疑応答においても、質問者自身がかかる経験や知見を基に質問して、発表者との間で議論を形成するなど、法整備支援をめぐる人のつながりが充実してきていることが感じられた。さらに、全体討論では、慣習法とグローバルスタンダードとの衝突、調整という困難な問題に対して、グループ討論の段階から、幅広い参加者により積極的に興味深い意見が出されるなど、改めて法整備支援への関心が広がってきていることが実感できるものとなった。

法整備支援の在り方については、唯一の解答があるものではないが、法整備支援に関心を有する人々の輪の中で議論が続いていき、より良い支援とは何かについて考え続けていくこと自体が大切であり、本シンポジウムは、そのような考える機会を提供する場として、貴重なものである。

今回、困難な課題に対し、果敢にチャレンジした発表者の皆さんに心より敬意を表するとともに、今後とも多くの若い世代による本シンポジウムへの積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2015」

法整備支援シンポジウム

2015年11月28日（土）13：00～18：15
於：慶應義塾大学三田キャンパス
南館地下4階ディスタンスラーニング室

プログラム

12:30	開場
13:00	開会式 開会挨拶・趣旨説明 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
13:10	第1部 有志グループの発表 「カンボジアにおける司法アクセスとADRの現状」 慶應義塾大学 竹内瑞希 中里梓 袴田里菜 「カースト制度から見るネパール —2011年「カーストに基づく差別と不可触制」の立法を巡って」 慶應義塾大学 杉本久華 高見澤昌史 辻本理紗 「ラオスにおける土地法制度の現状 —より良い発展のために—」 慶應義塾大学 西園良平 住吉亮祐 日向晴基 松浦佑介
14:40	休憩
14:55	「ミャンマーにおけるロヒンギャ問題 ～国家統治の観点から～」 慶應義塾大学 野口真里 杉山希美 弘田ゆみ乃 寺門理沙 「ベトナムにおける産業排水による水質汚濁と流域ガバナンス」 慶應義塾大学 孟天時 大島早貴子 「モンゴル法曹養成制度」 みんなの法律事務所 加々美光 こそぎ法律事務所 田中達哉
16:25	休憩
16:40	第2部 全体討論 モデレーター 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
17:40	第3部 講評 主催機関・大学、連携機関の専門家からの講評
18:10	閉会式 閉会挨拶 小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長・法学研究科教授）

～ 特集 ～

ラオス司法大臣等招へい実施に対する感謝状の贈呈について

統括国際協力専門官

藤 生 康 裕

平成 27 年（2015 年）11 月 26 日，駐日ラオス大使館において，同年 8 月 30 日から同年 9 月 5 日までの間に法務総合研究所が実施したラオス司法大臣等招へい（以下「本招へい」という。）における日本側の多大なる協力を称えるブンクート・サンソムサク司法大臣名の感謝状が，駐日ラオス人民民主共和国特命全権大使ケントン・ヌアンタシン閣下から赤根智子法務総合研究所長ほか 6 名に贈呈されました。

本招へいは，ブンクート司法大臣が，日ラオス外交関係樹立 60 周年の記念の年を迎え，従前の日本側の支援に深く感謝するとともに，司法省の長として我が国の法務省との友好協力関係を深め，独立行政法人国際協力機構（JICA）プロジェクトのカウンターパート機関の長としてプロジェクト活動の一つである法曹養成研修改善への取組に資する情報・知見を得たいとの意向を示されたことから実現したもので，ブンクート司法大臣のほか，ラオスにおける法曹養成機関である国立司法研修所のジョムカム・ブパーリワン所長等 5 名を日本にお招きして実施したものです¹。

法務総合研究所は，平成 10 年（1998 年）から，本邦研修や短期専門家を派遣しての現地セミナーの実施など，ラオスの法・司法分野への協力を開始し，その後，平成 15 年（2003 年）には JICA による技術協力プロジェクトが立ち上げられ，以降，JICA プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続し，現在では，法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 2）が進行中です。このような中，ラオス政府の要人であるブンクート司法大臣等を招へいし，我が国の法務大臣を始めとする政府関係者等と直接対話を行ったことは，日本とラオス相互の協力関係を強化する良い機会となったことはもちろん，ラオス側にとっても，我が国が有する知識や経験を見聞することにより，ラオスが現在抱えている課題等を克服し，法制度を発展させることに資することができたのではないかと感じております。

今回，赤根法務総合研究所長，阪井光平国際協力部長ほか国際協力部担当者に対し，本招へいに対する日本側の多大な協力を称する形で感謝状が贈呈されましたが，この感謝状は，本招へいがラオスにとって大変意義深いものであったことのみならず，こ

¹ 本招へいの詳細については，ICD NEWS 第 65 号「ラオス司法大臣等招へい」を参照いただきたい。

れまで日本が行ってきた法整備支援が高い評価を受け信頼されていることの証であるともいえると思います。

これは、本招へいに限らず、ラオスに対する支援において多くの御協力をいただいた関係機関の皆様のお力添えあってこそのものであり、関係者各位に感謝申し上げるとともに、今後もラオスの法整備支援に微力ながら力を注いでいく所存です。

※感謝状贈呈

感謝状は、駐日ラオス大使館（東京都港区西麻布）において、ケントン大使から、記載内容を丁寧に朗読された上で、被贈呈者それぞれに手渡しで贈呈されました。

※感謝状被贈呈者

法務総合研究所長	赤根	智子
同国際協力部長	阪井	光平
同教官	塚部	貴子
同	堤	正明
同統括国際協力専門官	藤生	康裕
同主任国際協力専門官	白井	涼
同国際協力専門官	岸田	俊輔



ケントン大使と被贈呈者

※感謝状の記載内容は、次のとおりです。

「司法大臣は、ラオス人民民主共和国法務省高レベル代表団の訪日（2015年8月31日－2015年9月4日）に多大なるご協力を称すると共に感謝する。

その為、司法発展に善良及び功績を称えるため本感謝状を贈呈する。

首都ビエンチャン、2015年9月28日

司法大臣 ブンクート サンソムサック」



感謝状

～ 出張報告 ～

東ティモール調停法の制定に向けて

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 調停法起草の現状

21世紀最初の独立国である東ティモールでは、「司法部門戦略計画 2011-2030」(Justice Sector Strategic Plan for Timor-Leste 2011-2030)¹に基づき、いわゆる代替的紛争解決の一つとして調停法 (Mediation Law) の制定を目指しているところ、当部としても主に平成24年(2012年)頃から、他の法案の起草支援と並行しつつ、調停法の立案に向けた支援を行ってきた。具体的には、年数回の現地セミナーや日本国内での共同研究等を通じて、調停法の起草に必要な基礎知識や日本の知見に関するインプット等を行ってきたところである。しかしながら、現時点では政府としての調停法案は未だ完成されておらず、国会未提出の状態である。これは、東ティモール国内の政治上あるいは行政運営上の制約も大きな要因の一つであるが、東ティモールにおいては、現状、複数の機関が事実上の調停その他の裁判外紛争解決サービスを提供しているところ、どの分野・機関の調停を法の対象とするのか、「調停」を法制度化することによってどのような意義があるのか、誰が調停人を担うのかといった基本的な事柄について、司法省内あるいは他の関係機関との間でコンセンサスが得られていないことも大きな要因の一つと思われる²。もちろん、法案に対する十分な理解やコンセンサスが伴わないままの拙速な立法は避けるべきであるし、後述するとおり東ティモール側が調停法の対象として念頭に置いている主要紛争類型の一つである土地紛争の根深さや、小規模な紛争から国全体への治安悪化に発展した東ティモールの過去の経験を踏まえれば、「紛争」の取扱いについて慎重を期することは十分に理由のあることと思われる。一方で、今回行った関係機関への訪問においても、代替的紛争解決としての調停法に対する高い期待の声が聞かれたところであり、東ティモール国内の実情に合った法制度が速やかに制定され、適切に実施されることを願うばかりである。

¹ http://www.mj.gov.tl/files/JSSP_ENGLISH.pdf

² 東ティモール司法省側は、国内の様々な調停を対象とする基本法・通則法として調停法を制定したいとの意向を持っているが、実際のところ、村落レベルでの伝統的な調停を含む様々なタイプの調停を一つの法律で規律することは法制的にも難しいし、過度な規律は、柔軟さ、任意性、自発性といった調停の本質的要素を害することにもなりかねない。日本側としては、東ティモール側の意向を尊重しつつも、法制的な面からいくつかの代替案の提示を含むアドバイスを提供している。

今回の現地出張は、このような状況下において、調停法への適切な理解を促すため、東ティモール司法省の要請に基づき、調停関係機関への訪問・意見聴取と現地セミナーの開催を主な目的として平成 27 年（2015 年）12 月に行ったものである（当部からの出張者は、本職と由井水帆子国際協力専門官。現地セミナーについては、神戸大学大学院法学研究科の高橋裕教授にも御参加いただいた。なお通訳として、現地在住でテトゥン語が堪能な辻村直氏にほとんどの期間中御帯同いただいた。）。以下、その概要を報告するが、意見にわたる部分はあくまで筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

第 2 現地セミナーの概要

現地セミナーは平成 27 年（2015 年）12 月 18 日（金）と 21 日（月）の 2 日間行われ、1 日目は本職から、司法省立法局職員を主な対象として、立法化の意義・立法技術等について説明した。以前から指摘している点ではあるが、東ティモールでは、政策レベルでの検討が不十分なままに条文化作業が行われがちであること、他の法制度との関連など法体系全体での位置づけが考慮されていないこと、不明確でありまいな用語や明確な規範として表現できていない条文が散見されること等から、今一度、法の役割や法案起草時の注意事項等について説明を行ったものである。ただし、このような立法技術は、用語の使い方や法律・政令等の各法令レベルでの規律事項など、その国における法制の在り方がある程度確立された上で、実際の立案作業を通して身につけるのでなければ習得が難しいと思われる。東ティモールにおいても、UNDP の支援により作成された起草マニュアルが存在しているようであるが、質の高い立法を自ら起草できるようになるためには、経験の蓄積が必要であろう。

現地セミナーの 2 日目は、司法省職員のほか弁護士、警察官、NGO 等からも幅広く参加する中、まず司法省担当者が、現在検討している調停法案の概要について説明を行った。次に、ADR の専門家である神戸大学大学院法学研究科の高橋裕教授から、紛争解決としての裁判と ADR の性質の違い、ADR の分類と司法制度全体における位置づけ、ADR の担い手に求められる役割やその養成方法等の諸点について体系的に講義を行っていただいた後、東ティモールにおける調停制度の在るべき姿について参加者間で自由に意見交換を行う形とした。調停法案に関する質問に対しては、司法省担当者が答えるほか、日本側も適宜日本での事例を紹介するなどし、議論を通じて調停に対する理解が深まるように努めた。

これらの現地セミナーは、時間も参加者も限られる中での一つの取組にすぎないが、新たな法制度を作り上げて行く過程においては非常に重要であり、司法省担当者から

も、日本の専門家スタッフが現地赶赴してセミナーに参加してくれることで、様々な機関から参加者を集めやすいし、法案を進めて行くための大きな推進力となるといった声が聞かれた。



現地セミナーの様子



現地セミナーに参加した皆さん

第3 関係機関からの聴取結果等

(1) 訪問結果の概要

調停関係機関への訪問については、前述のとおり調停法の基本的な方針について未だコンセンサスが十分に得られていないことを踏まえ、紛争の現状や調停を実際に行う上での課題等について聴取するほか、調停法に対する要望や意見について、司法省の立法担当者が同席の上、意見交換を行うこととした。もちろん法案の作成に責任を持つのは東ティモール司法省であって、我々日本側は外部アドバイザーという立場に過ぎないため、各訪問先ではその立場を理解してもらえるよう説明に努めたつもりである。

訪問先としては、土地紛争について調停を実施している司法省土地不動産局(DNTPSC)、資力の乏しい市民等に対する民事・刑事弁護等の法的支援のほか調停サービスを提供している公設弁護人事務所(OPD)、コミュニティ内における伝統的な紛争解決機能を担っている村役場の一つとしてエルメラ県ラウアラ村(Suco Lauala)、ジェンダーに基づく暴力を含む女性や子どもの問題について法的支援を行う NGO である ALFeLa のほか、ディリ地方裁判所(裁判所では調停サービスそのものは実施していないようである。)も訪問し、意見交換を実施した³。

これらの機関からは、総じて、調停法の制定によって簡易、迅速かつ効果的な紛争解決手続が設けられることへの高い期待の声が聞かれた。他方で、調停法案の内容をまったく知らないため早く情報がほしい、調停法の制定によってどのようなメ

³ これらの機関のほか、調停サービスを提供している機関としては、労働紛争調停を実施している職業訓練雇用庁(SEFOPE)等がある。

リットがあるのか分からないといった声や、調停の結果なされた合意が守られないケースがあるため法的手当をしてほしい、現場では調停人の人員不足・能力不足が課題であり調停人の養成のための仕組みが必要である等の意見も聞かれた。また、調停の場に武器を持ち込む当事者がいることから法律で禁止してほしい、調停人を保護する規定を置いてほしいといったような、日本の調停ではなかなか想定しづらい意見もあった。立法担当者には、これらの意見・要望の趣旨を適切に斟酌した上で、調停法に規定すべきもの、他の法令で手当すべきもの、法令ではなく他の措置による手当を検討すべきもの等に整理し、全体として整合性のとれた法制度を構築する能力が求められるが、これにも経験の蓄積が必要であろう。



公設弁護人事務所にて

(2) 土地紛争調停

次に、東ティモールにおける長年の課題であり、調停法の議論においても必ず問題に取り上げられる土地紛争について、日本では文献が少ないため、簡単に概略を記しておく⁴。土地紛争は一般に家庭内紛争と並び開発途上国における典型的な紛争の一つであるが⁵、東ティモールの場合は、その歴史的要因により更に複雑な様相を呈している。すなわち、400年以上にわたるポルトガル植民地時代とその後のインドネシアによる併合時において重複・矛盾する土地権利が発行されたこと⁶、1999

⁴ 土地紛争、特に土地境界紛争のための裁判外紛争解決について、調停という手法が必要かつ十分かは、検討の余地があるように思われる。また後述するように現在検討中の土地法案においても土地紛争の解決手続が定められているようであり、これらと調停法に基づく調停手続との関係整理が必要であることは従来から指摘している。

⁵ 例えば、独立行政法人国際協力機構「法整備支援に関するプロジェクト研究『途上国のリーガル・エンパワーメント』」（2013年）5項参照。

⁶ ポルトガル支配時には約3,000の土地権利（land title）が、インドネシア支配時には約47,000の土地権利が発行されており、またインドネシア支配時の土地権利の10%～30%は汚職により発行された可能性があるという（“Land Registration and Justice in Timor-Leste -Culture, power and justice”, Rede ba Rai, pp.24）。もっとも、多くの土地は未だ公的な権利証が発行されたことのない土地のようである。

年の混乱時に土地に関する記録の多くが破壊されたこと、人口の多くが強制移住 (displacement) させられたこと等により、土地所有者の認定や権利調整、土地境界の確定が更なる困難を極めている状況にある。これらの土地問題に対しては、アメリカの対外援助機関である USAID 及びそのパートナー機関を中心に 2003 年頃から支援が行われ、特に 2008 年頃からは「Ita Nia Rai (「我々の土地」の意) プロジェクト」との名称で、全国規模での土地所有権等の調査と記録、対立する権利の調整や紛争解決手続を含む土地法の起草等の支援が行われてきた。その成果と役割は、現在司法省土地不動産局 (DNTPSC) に引き継がれており、土地紛争調停についても同局が引き続き実施している。また、対立する土地権利の調整基準や土地紛争の解決手続等について規定する土地法その他関連法案についても、USAID 等の支援の下でまとめられた「移行的な土地法に関する技術的フレームワーク」⁷に基づき検討が行われ、2010 年に土地関連法案が国会に提出されたものの、大統領の拒否権行使によって制定に至らず、現在も決着がつかないままとまっている。

今回の現地調査では、司法省土地不動産局から土地紛争調停の現状についても聴取した。それによれば、現在同局に登録されている土地紛争件数は約 1 万 3 千件あり、調停に携わる人員の不足・経験不足が課題であること、同局の土地紛争調停は無料で行っていること、調停の進め方については、原則として 3 回調停期日を設け解決が得られない場合には裁判所に持ち込むこととしていること等の説明があった。

(3) 伝統的な紛争解決手続

開発途上国における伝統的な紛争解決手続をきちんと理解するには、文化的・歴史的背景も含め相当の専門的知見が必要と思われるが、今回訪問させていただいたラウアラ村における伝統的な紛争解決手続について、(正確さに欠ける点があるかもしれないが) 概要を記しておきたい。

東ティモールでは、各コミュニティごとに構成員が守るべき規範や平和維持のための儀式等を定めた伝承であるタラ・バンドゥ (Tara Bandu) が存在しているようであるが⁸、ラウアラ村ではこのような伝統的な紛争解決方法 (実体規定と手続規定の両方を含む。) を 2012 年に文書化し、これに基づき紛争解決が行われている。具

⁷ “A Technical Framework for a Transitional Land Law for East Timor”(2008) においては、最初の所有権認定プロセス (いったん認定された後は民法が規律することになる。)、様々な権原保有者や長期占有者等の間の権利調整基準、権利が与えられなかった者に対する補償、慣習地の取扱い、体系的な地籍調査や紛争解決制度等について包括的な分析・提言がなされている。

⁸ タラ・バンドゥの定義や役割等については、“TARA BANDU: ITS ROLE AND USE IN COMMUNITY CONFLICT PREVENTION IN TIMOR-LESTE” (<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/TaraBanduPolicyBriefENG.pdf>) 等を参照。

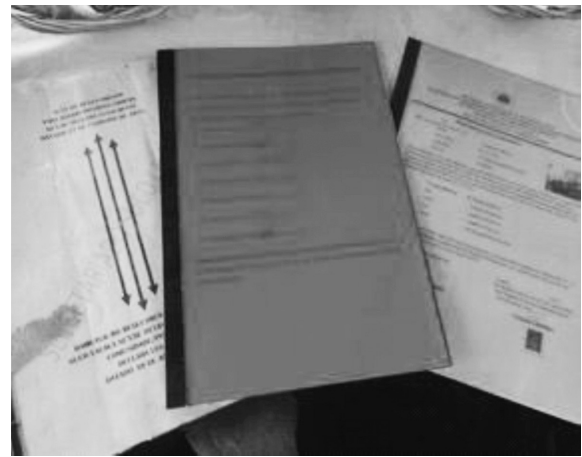
体的には、何らかの紛争が発生した場合、まず地域の担当員や地区長が解決に当たるが、解決ができなかった場合は、紛争当事者がお酒など伝統儀式に必要な物品・金銭等を用意した上で、村長や長老らが参加する紛争解決のための儀式が行われ、最終的な解決が導かれる（この解決について、紛争当事者の合意を必須とするのか、村長ら第三者が解決策を決定できるのかは不明）。

同村で発生する紛争類型としては、男女間・夫婦間の問題と、境界紛争等の土地紛争が多いが、傷害・殺人事案や性的暴行、コミュニティ内で解決できない問題の場合は、警察や裁判所等の機関に連絡し、処理を委ねているとのことであった。紛争解決の記録は事件ごとに文書で保管されており、想像していた以上に手続が制度化されているような印象を受けた⁹。

なお、土地境界紛争について、日本においては、売買や相続等により所有者の入れ替わりがあった際に境界紛争が顕在化しやすい。この点、土地の売買もなく人の移住もほとんどないラウアラ村ではどういうきっかけで土地境界問題が起こるのか尋ねたところ、やはり日本と同様に所有者の入れ替わり時に発生しやすいとのことであり、一例として、父親が娘婿に対して、結納品に対する答礼として所有地の半分を譲渡したが、その後父親が死亡した際に、相続人との間で譲渡の事実や範囲をめぐって争いが生じるといった例を挙げていた。



ラウアラ村での協議



文書化された紛争解決手続と事件記録

第4 終わりに

以上のほか、今回の現地出張では特に予定していなかったが、同時期に、テトゥン語とともにポルトガル語を公用語とする東ティモールが属している「ポルトガル語圏

⁹ 聴取した事例の中には、例えば、調停の結果合意された金銭の支払いがなされない場合に、支払いがなされるまで家族の身体を拘束するといったものもあり、近代法の観点から見ると種々の問題もありそうであるが、このような伝統法・慣習法をどのように近代国家法に組み込んでいくべきかは、なかなか難しい課題である。

諸国共同体 (CPLP)¹⁰ の土地・不動産に関する会議が行われていたところ、東ティモール司法大臣の御厚意により本職らも開会式典等に参加させていただく機会を得た。また、ちょうど我々が帰国する 12 月 22 日に、司法省が職員の家族や孤児らを招いて行う年末のイベントが開催されるということで、司法省側の招待により同イベントにも一部参加させていただいた¹¹。

東ティモールは、人口わずか 120 万人程度の小国であるが、国連はじめ各国ドナーの進出、上記 CPLP 加盟国とのつながり、更にはキリスト教を通じた各国との交流関係等により、国際感覚の豊かさは日本をはるかに上回っているように思われる。言語問題はたしかに大きなネックではあるが、司法省職員らが話す相手によってテトゥン語、ポルトガル語、インドネシア語、英語を巧みに使い分ける姿を見ていると、将来的にはむしろ強みになるのではないかとさえ思われる。とはいえ、長年にわたる紛争、虐殺の歴史を経てようやく独立を達成した東ティモールにおける国づくりはまだ始まったばかりであり、国づくりの礎となる法制度の構築や司法機能の強化あるいは人材の育成に向けて、今後とも長期的な視点で、少しでも役に立つ支援ができれば幸いである。



司法省年末イベントへの参加



サンタクルス虐殺事件(1999年11月)の記念モニュメント

¹⁰ 加盟国は、ポルトガル、ブラジル、アンゴラ、モザンビーク、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、カーボヴェルデ及び東ティモールの8か国。なお日本も平成26年(2014年)からオブザーバー参加している。

¹¹ 国民の99%がキリスト教徒(大半はカトリック)である東ティモールでは、やはりキリスト教が国民生活の基盤となっており、(政教分離の問題はともかく)本イベントもクリスマス・ミサのような雰囲気であった。またこの時期は街の至る所に馬小屋やツリーの飾りが見られた。

～ 国際研修 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクト第5回本邦研修

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

第1 本邦研修の背景・目的等

1 研修の日程

平成27年(2015年)11月23日から12月4日まで¹、ミャンマー法整備支援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)第5回本邦研修(以下「今次研修」という。)が行われた。

2 背景等

平成25年(2013年)11月から、ミャンマー連邦最高裁判所(以下「連邦最高裁判所」という。)及び同法務長官府(以下「連邦法務長官府」という。)を対象機関とし、ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした、「ミャンマー法整備支援プロジェクト」²が開始され、本プロジェクトは、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化(立法起草・法案審査能力向上支援)、②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育成の基盤整備を内容としている。

本プロジェクト開始後、これまでに4回の本邦研修を実施している。すなわち、平成26年(2014年)5月には、ミャンマーの研修員に対し、広く日本の司法制度を紹介し、今後の活動計画を策定するための準備活動の一つとして、第1回本邦研修を実施、同年11月には、「裁判官及び検察官の人材育成」に焦点を当てて第2回本邦研修を実施(上記②関連)、平成27年(2015年)3月には「立法起草・法案審査能力向上支援」(第3回本邦研修。上記①関連)、同年6月には「改正会社法案」(第4回本邦研修。上記①関連)にそれぞれ焦点を当てた研修を実施してきたところである。

3 今次研修の目的

- (1) 本プロジェクトの両輪(上記①及び②)のうち、特に人材育成(上記②)については、第2回本邦研修において御協力いただいた講師の方々や、長期派

¹ 移動日を含まない。別添日程参照。

² プロジェクト期間は、3年間。

専門家の尽力もあり、順調に推移しており、各実施機関との間で合意済みの平成27年度ワークプランにおいて、研修カリキュラムの作成・改訂、模擬裁判や事実認定演習などの導入及び定着、裁判手続等に関するフローチャートの作成、事例集の作成について議論をすることなどが内容として盛り込まれている。

また、連邦法務長官府では、研修を担当する専任講師を導入しようとしており、連邦最高裁判所においても、講師に対する研修について高い関心を有している。

このとおり、人材育成について各実施機関の関心は高いことから、今次研修では、主として人材育成に焦点を当て、これをより促進していくこととした。

- (2) また、ミャンマー科学技術省が所管する知的財産権法案が連邦議会に上程されており³、同法案成立後には、裁判官を含めた関係者が知的財産に係る紛争について携わることになるところ、ミャンマー側にはこれまで同種紛争解決に関与した経験がほとんどない。さらに、同法案には、知的財産裁判所創設が明記されていることもあり、ミャンマー側からこれらについても研修のテーマに加えてほしい旨の要望があったことから、知的財産関係の講義及び知的財産高等裁判所への訪問を実施することとした⁴。

第2 研修の概要

今次研修の概要は、大きく、(1)「事実認定演習・起案・講評」、「模擬講義」、「模擬裁判演習」など研修メソッドに関するもの、(2)司法研修所（一部）、裁判所職員総合研修所、東京地方裁判所等訪問を通じ、裁判官等に対する各研修の実情や継続教育（On the Job Training, 以下「OJT」という。）の実情を紹介するもの、(3)知的財産に関するもの、に分けられる。以下講義等のアウトラインについて簡単に記載する。

1 研修メソッドについて

(1) 「事実認定演習・起案・講評」

波床昌則弁護士（元裁判官）から、証拠の種類（直接証拠や間接証拠の種類、供述証拠や非供述証拠の種別等）や事実認定の手法（直接証拠型や間接証

³ なお、ミャンマーにおける知的財産4法案（特許法（全98条）・意匠法（全75条）・商標法（全97条）・著作権法（全96条））は、第12次国会（本年1月～8月）において途中まで順調に審議が続けられていたが、ミャンマー国内の洪水の救済関連の影響もあり、審議未了のまま今次国会が閉会し、次の国会に持ち越しとなった。平成28年1月現在、未成立。

⁴ なお知的財産関係に主たる焦点を当て、次回本邦研修を実施予定（平成28年2月下旬開始予定）。

抛型等) について御講義をいただいた後、12名の研修生を4グループに分け、窃盗等被告事件、建造物侵入・窃盗被告事件の二つの事例について、演習を行った。前者の事案は「盗品の近接所持」が問題となる事案であり、後者の事案は、共犯者供述の信用性が問題となる事案であった。

こうした講義、演習の後に、放火等被告事件、殺人等被告事件の事例を題材に、研修生ごとに起案を行い、翻訳したペーパーに基づいて、起案講評を行っていただいた。

起案及び講評は、研修員の能力を試すためではなく、起案・講評という手法が、ミャンマーにおいて研修員自身が講師となって講義をする際に有効な手法であり、どのような点に着目して講評を行い、講義を進めていくのかを体験してもらうことに主眼があった。

(2) 「模擬講義」

中央大学法科大学院高橋直哉教授から、「模擬講義」と題して、御講義をいただいた。あまり聞き慣れない講義テーマであるが、本講義の構成は、各参加機関、長期派遣専門家、高橋教授が普段行ってる講義を再現し、全員で、形式面や内容面を含め評価シートを作成し、その後、高橋教授から、法科大学院において講義を行っていく上での事前準備の方法、講義を受けて生徒の反応を見てそれを次回の講義に反映させる方法などについて御講義をいただいた。

(3) 「模擬裁判」

法務省浦安総合センターにおいて、事前に準備したスクリプトを用いて模擬裁判を行った。模擬裁判は、日本の



波床弁護士（右）による講評



高橋教授（右）による模擬講義



模擬裁判（検察官役の朗読の様子）

手続に沿って行ったところ、その趣旨は、「模擬裁判という能動的な手法を用いれば、他国の制度でも頭に入り易い」ということを分かってもらい、暗記や座学が中心のミャンマーにおいても、模擬裁判の有効性について、部長クラスの研修員に（再）認識してもらうことに目的があった。

2 裁判所関係施設の訪問について

(1) 司法研修所，裁判所職員総合研修所訪問

司法研修所（一部），裁判所職員総合研修所を訪問し，上席教官，所付などから，施設概要のほか，司法研修所において実施されている裁判官の自己研鑽をサポートする目的の研修や，カリキュラムの策定のための準備，改訂の頻度などについて御講義いただいた。

(2) 東京地方裁判所訪問

これまで実施した全ての本邦研修において，研修員からは，日本の法廷を傍聴したいとの要望に接していた（あるいは傍聴できて良かったとの意見に接していた）ところ，今次研修においては，裁判官等の人材育成の在り方がテーマになったことから，裁判所におけるOJTについて知見を得てもらう一環として，裁判所を訪問させていただき，法廷傍聴をさせていただいた後，裁判官，主任書記官に意見交換に御対応いただいた。

3 知的財産関係の講義及び知的財産高等裁判所訪問について

(1) 知的財産高等裁判所への訪問の前提として，法務総合研究所総務企画部の間明教官（元知的財産高等裁判所裁判官）から知的財産権の概要について講義があり，その後，知的財産高等裁判所を訪問させていただいた。

(2) 知的財産高等裁判所では，裁判官室，書記官室，調査官室，法廷などの施設見学をさせていただいたほか，部総括裁判官を含め3名の裁判官に意見交換をしていただいた。研修員からは，どのようにして知的財産に関わる裁判官を選抜，養成するのかといった質問や，世界的に提起される訴訟（アップル対サムソンなど）において，他国の判断をどの程度参考にするのかといった活発な質問がなされた。

第3 おわりに

1 本研修最終日に行われた両機関からの発表に中でも触れられていたが，ミャンマーでは講師という立場になる研修員が，講義を行うに当たって事前に準備をし，講義における反応を次の講義にフィードバックさせることの重要性，いかにして相手に分かり易く物事を伝えるかの重要性について再認識する機会になったと考

えられる。

ややもすれば、他ドナーが実施する TOT (Training-of-Trainers) にフォーカスしたセミナーなどでは、大所高所からの一般論に終始することもあると思われるが、講師の先生方や裁判所等の御協力を得て、今次研修において、研修員が具体的なイメージを持つことができたのではないかと思われる。

両機関とも、今次研修の中で、特に、司法研修所等の訪問を通じ、専門的知識を持った外部講師を招くことの重要性を再認識し、今後の研修に積極的に取り入れたいとのことであり、こうした具体的な新しいトレーニングのイメージにつながったことは非常に有意義であったと思われる。

- 2 もとより、人材育成の分野については即時に効果が現れるものではなく、継続した刺激と知見の提供によって、これらを自家薬籠中の物とする必要があると考えられるところ、今後も、講師の先生方、裁判所をはじめとする関係機関の御協力を賜りながら、人材育成の分野について協力を推進していきたいと考えている。
- 3 最後に、御多忙の中、本研修で講義を引き受けていただいた講師の皆様、訪問を受けていただいた司法研修所、裁判所職員総合研修所、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の皆様、長期派遣専門家をはじめとする関係者の皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。

以上

ミャンマー第5回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
11	日	移動日				
11	月	10:00 【JICAブリーフィング】	11:00	13:00 【ICDオリエンテーション】	15:00 【発表】 研修の現状と課題	17:00
			TIC	赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室	
11	火	10:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	12:30	14:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		
11	水	10:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	12:30	14:00 【講義】「日本の刑事手続き、司法研修所等について」 【演習】総合発表準備	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		ICD教官 野瀬憲範 赤れんが 共用会議室		
11	木	10:00 【演習】 事実認定（証拠の評価等）についての起案	12:15	13:15 所長主催 意見交換会	14:00 【演習】 事実認定（証拠の評価等）についての起案	17:00
		赤れんが 共用会議室		法曹会館	赤れんが 共用会議室	
11	金	10:00 【講義】 知的財産高等裁判所について	12:30	14:00 【訪問】 知的財産高等裁判所	16:40	
		法務総合研究所総務企画部教官 間明宏充 赤れんが 共用会議室			知的財産高等裁判所	
11	土					
11	日					
11	月	9:40 【訪問】 東京地方裁判所（刑事部）	12:00	14:15 【訪問】 司法研修所（一部）、裁判所職員総合研修所	16:25	
			東京地方裁判所		司法研修所、裁判所職員総合研修所	
12	火	10:00 【講義】模擬裁判の説明 【演習】総合発表準備	12:00	14:00 【訪問／演習】 模擬裁判	17:00	
		ICD教官 野瀬憲範 赤れんが 共用会議室			法務総合研究所浦安センター	
12	水	10:00 【講義／演習】 事実認定（証拠の評価等）についての講評	12:30	14:00 【講義／演習】 事実認定（証拠の評価等）についての講評	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		
12	木	10:00 【講義／演習】 模擬講義	12:30	14:00 【講義／演習】 模擬講義	17:00	
		中央大学法科大学院教授 高橋直哉 赤れんが 共用会議室		中央大学法科大学院教授 高橋直哉 赤れんが 共用会議室		
12	金	10:00 【発表／総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表・総括質疑応答	12:30	14:00 【評価会／修了式】		
			赤れんが 第5教室	赤れんが 第5教室		
12	土	移動日				

～ 国際研修 ～

第 50 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

塚 部 貴 子

第 1 はじめに

平成 27 年（2015 年）11 月 24 日（火）から同年 12 月 3 日（木）まで（移動日を含む。）、ベトナム司法省法整備総務局長を団長とする研修員 10 名（別紙 1 研修員名簿参照）を対象に、第 50 回ベトナム法整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。

第 2 研修の背景

法務省法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備支援として、平成 6 年（1994 年）にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成 8 年（1996 年）以降は、現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを主な舞台として支援を継続してきた。

現在は、平成 27 年（2015 年）4 月から平成 32 年（2020 年）3 月まで 5 年間の予定で実施されている「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」¹（以下「現行プロジェクト」という。）において、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、引き続き各種法令の起草支援及び実務改善支援を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援を実施している。

この新たな取組は、ベトナムにおける法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督の権限を有する司法省及び首相府について、①ないし③を実施する人材の能力向上を目指すものであり、本研修は、その一環として、司法省を対象に実施したものである。

第 3 研修の目的

法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援は、現行プロジェクトから新たに始まった取組であり、本研修は、これをテーマとする司法省に対する初めての研修であることから、まずはベトナムにおける現状の問題点を分析・検討するとともに、

¹ 同プロジェクトの詳細は、ICDNEWS 第 64 号「ベトナム特集 1 - ベトナム新プロジェクトがスタート～2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」(2015 年 9 月号)を参照されたい。

日本の法令制定過程に関する知見を提供し、同プロジェクトの方向性を関係者間で共有することにより、今後の活動が効率的・効果的に行われることを目的として実施した。

第4 研修の内容（別紙2 日程表参照）

1 研修員による発表

研修員による発表として、司法省の組織、権限、各部署の所管事項等についての説明、ベトナムにおける法規範文書の整合性及び明確性を確保するための役割を果たしている法規範文書事後監査局、行政違反処理管理及び法令施行監視局の役割、抱えている問題点、本研修で学びたい事項等について報告いただいた。

ベトナムの事後監査において発見された上位文書と整合しない法規範文書や制定権限がない機関による法規範文書が発行されている原因として、上位機関において、地方の実情に応じ、それを調整するような法規範文書の制定が間に合っていないため、地方において、権限を越える内容の法規範文書が制定されているパターン等もあるが、担当者の能力が不十分であることが非常に重要な理由となっているとの報告がなされた。また、法規範文書の立案、審査、事後監査等の法制執務担当者用の各ハンドブックはあるが、これらの内容が現実の問題や地方の問題をカバーできていないとの指摘も一部の研修員からなされた。

さらに、日本では、どのような方法で中央の法律と地方の条例の整合性が保たれているのか、日本における政策立案の現状、法令施行過程における法務省や関係省庁の役割及び任務、法制執務担当者の人材育成等に関心があるとともに、ベトナムにおける事後監査業務に対する日本側の意見も聞きたいなどの要望がなされた。

2 講義、訪問等

(1) 講義「日本の統治機構及び日本における法令立案の過程」

日本の法令制定過程に関する知見を提供する前提として、当部教官において、ベトナムとは異なる日本の統治機構及び日本における法令立案の過程に関する基本事項の講義を行った。

(2) 講義及び意見交換「日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点」

2日間にわたり、市橋克哉名古屋大学理事・副総長に御協力いただき、日本における法令の基本的な構成、法令用語に関するルールについて、具体例を示して説明いただいた。日本では、法制執務に関するワークブック、法令用語集等により、法制執務担当者間で共通のルールが確立されている現状について紹

介いただき、研修員との質疑応答を通じて、ベトナムの法規範文書立案における問題点についての分析、認識の共有を図っていただいた。



市橋名古屋大学理事・副総長による講義，意見交換の様子

(3) 講義「日本における政策立案及び法令立案の実務」

法務省民事局参事官から、会社法改正を題材に、内閣提出法案における政策立案及び法令立案の流れについて講義が行われた。研修員からは、特に法制審議会の構成、法務省と他省庁及び内閣法制局との関係やそれぞれの役割について高い関心が示されていた。

(4) 意見交換

藤本治彦最高検察庁検事に御協力いただき、藤本検事の内閣法制局参事官としての経験を基に、研修員からの質問に答えていただく形式で、法制執務担当者の人事、各省庁内での法令審査部門の役割及び審査基準、法制執務に関する共通のルールが存在等に関して意見交換が行われた。

(5) 衆議院法制局訪問及び講義

衆議院法制局を訪問し、衆議院議場等を見学させていただくとともに、衆議院法制次長から、政策と立法の関係、議員立法における立法過程と審議過程、最近の議員立法の変化及びそれに伴う衆議院法制局の職務、体制の変化等について講義が行われた。研修員からは、議員立法の過程における内閣との関係、衆議院法制局において、立案及び審査の両方を担当することによる中立性、客観性が損なわれる危険性への配慮、内閣法制局と衆議院法制局の審査基準における相違の有無等について高い関心が示されていた。

(6) 内閣法制局訪問及び講義

内閣法制局を訪問し、執務室等を見学させていただくとともに、総務主幹から、内閣提出法案の成立過程の概要、内閣法制局における審査、閣議決定、国会における審議、内閣法制局の所掌事務、組織体制等について講義が行われた。研修員からは、内閣法制局の審査を通らなければ閣議決定がなされず、閣議は全会一致で決せられるという日本の制度について高い関心が示された。



内閣法制局訪問の様子

(7) 東京都庁訪問及び講義

東京都庁を訪問し、都議会議事堂を見学させていただくとともに、東京都総務局総務部文書課の担当者から、東京都庁及び文書課の概要、条例の立案過程及び審査過程、それぞれの過程における留意事項、法制執務に関する人材育成状況等について講義が行なわれた。研修員からは、日本における地方分権システム、東京都が定める条例と法律及び他の都道府県や市町村が定める条例との整合性の確保について高い関心が示された。

3 研修員による発表及び討論

本研修では、日本における内閣提出法案、議員立法、条例について、それぞれの政策立案、立法過程、審議過程について、幅広く講義、訪問、意見交換の各プログラムを通じて日本の知見を提供したが、ベトナム側の理解度は非常に高かった。

日本において、ベトナムのような法規範文書の事後監査、施行監視を業務とする独立の機関がないことについては、各担当機関における政策立案、法令立案、

事前審査が慎重かつ厳格に行われていることと深く関連しているとの認識の下、「いずれはベトナムでも事後監査，施行監視を独立して行う機関は不要となるだろうが，そこに到達するには，様々な改革や変更が必要である。」との意見が述べられた。

また，法制執務担当者間で共通のルールを確立することの必要性については，一定の認識が共有され，今後の活動に向けたある程度の方向性が示された。



研修員による発表及び討論の様子

第5 おわりに

本研修に参加した研修員は，いずれも活発に質疑・意見交換を行い，極めて意欲的に本研修に取り組んでいた。

現行プロジェクトにおける法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援は，今後の活動として執務参考資料の作成を予定しているところ，本研修で，法制執務担当者間で共通のルールを確立することの必要性について認識が共有されたことは，今後，同ルール確立に資する執務参考資料の作成という具体的な活動を効率的，効果的に進める上で大きな成果であった。

今後は，同支援のもう一つのカウンターパートである首相府との間でも認識を共有し，両機関が共同して執務参考資料の作成にあたることが期待される。

最後に，御多忙の中，講義を引き受けていただいた講師の皆様，充実した訪問プログラムを実施していただいた訪問先関係者の皆様，長期派遣専門家及び通訳等でお世話になった研修監理員その他関係者の皆様に心から感謝申し上げたい。



集合写真（修了式）

以上

第50回 ベトナム法整備支援研修 研修員

グエン・ホン・トゥエン
1 Mr. Nguyen Hong Tuyen 司法省法整備総務局長
ホー・クワン・フイ
2 Mr. Ho Quang Huy 司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局副局長
グエン・ズイ・ホアン
3 Mr. Nguyen Duy Hoang 司法省行政手続検査局副局長
グエン・ティ・トゥ・ホエ
4 Ms. Nguyen Thi Thu Hoe 司法省法規範文書事後監査局副局長
カオ・ダン・ヴァイン
5 Mr. Cao Dang Vinh 司法省民事経済法局総合経済法課長
チュオン・カイン・ホアン
6 Mr. Truong Khanh Hoan 司法省刑事行政法局行政法課長
グエン・ミン・クワン
7 Mr. Nguyen Minh Quan 司法省国際法局国際法及び人権課副課長
グエン・ティ・トゥ・トウイ
8 Ms. Nguyen Thi Thu Thuy 司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局法令施行監視課専門員
ファム・ヴァン・フアン
9 Mr. Pham Van Huan 司法省法整備総務局法令政策課専門員
ウ・ミン・ナム
10 Mr. Vu Minh Nam 司法省国際協力局アジア・アフリカ・オーストラリア協力課専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako)

主任国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 千同 舞 (SENDO Mai)

第50回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官：塚部教官 専門官：千同専門官]

月 日	曜	9:30	12:00	14:00	17:00	備考
11 / 火 24		入国			16:00 JICAオリエンテー ション	
11 / 水 25		10:00 ICDオリエンテーション	11:00	11:50 所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	13:00 ベトナム側発表及び意見交換① ベトナムにおける法規範文書立案過程及びその問題点 国際協力部教官 塚部貴子, 渡部吉俊	
11 / 木 26		11:30 講義 日本の統治機構及び日本における法令立案の過程 国際協力部教官 塚部貴子, 渡部吉俊		11:30 訪問及び講義 日本における立法過程の変遷について 衆議院法制局衆議院法制次長 橋 幸信 衆議院法制局		
11 / 金 27		10:00 講義 日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点 名古屋大学理事・副総長 市橋克哉		講義 日本における政策立案及び法令立案の実務 法務省民事局参事官 竹林俊憲 法務省15階会議室		
11 / 土 28						
11 / 日 29						
11 / 月 30		10:00 意見交換② ベトナムにおける法規範文書立案過程について 最高検察庁検事 藤本治彦, ICD教官 法務総合研究所赤れんが棟第5教室		講義 法令整合性確保のための施策と取組 内閣法制局総務主幹 岩尾信行 内閣法制局		
12 / 火 1		意見交換③ 日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点 名古屋大学理事・副総長 市橋克哉, ICD教官		訪問及び講義 自治体における条例立案 東京都総務局総務部文書課法規担当課長 内田見司 東京都庁		
12 / 水 2		ベトナム側発表及び討論 法規範文書立案過程における問題点への対策 ICD教官		15:00 総括質疑 意見交換 ICD教官	16:00 修了式 評価会	
12 / 木 3		出国				

※場所の記載がない場合はJICA東京国際センター (TIC)

～ 国際研修 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2） 「刑事関連法」本邦研修

国際協力部教官
堤 正 明

第1 はじめに

平成27年（2015年）11月8日（日）から同月21日（土）まで（移動日を含む。）¹、ラオス国立大学法政治学部刑事学科学科長を団長とする研修員19名²を対象に、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「刑事関連法」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

第2 研修の背景

ラオスでは、現在、平成22年（2010年）7月から4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）に引き続き、平成26年（2014年）7月から、「同プロジェクト（フェーズ2）」（以下「フェーズ2」という。）が4年間の計画で実施されている。

フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としているところ、現在、ラオスの刑事司法においては警察等捜査機関における法遵守が課題となっていることから、上記目的を達成するための活動の一つとして、フェーズ2において設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである刑事関連法SWGが、刑事関連法分野の法令に関する執務参考資料として刑事訴訟法（捜査段階）のQ&A集を作成しているところである。

第3 研修の目的

本研修においては、刑事関連法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員、

¹ 別紙1（日程表）参照。

² 別紙2（研修員名簿）参照。

国立大学教員，治安維持省職員及び弁護士）を研修員として日本に招き，警察等捜査機関の捜査に関して法遵守を徹底するため，講義，意見交換等を通じて，捜査段階における適正手続や捜査機関相互の協力関係の重要性，被疑者の権利保護等に係る弁護活動等について知見を提供するとともに，上記Q&A集に関して集中的な検討を行い，今後同Q&A集の作成作業が効果的・効率的に行われ，その内容が充実したものとなることを目的とした。

第4 研修の内容

1 講義，訪問等

(1) 講義「分かりやすい教材作成について」

最高検察庁城祐一郎検事から，適切なQ&A集を作成するためにどのようなことに留意すべきかをテーマとして，作成目的を念頭に置くこと，具体的な事例を載せること，質問の作成に当たっては必ず問題の所在を書くこと，論理的な記載を心掛けること等について，講義が行われた。

(2) 講義「国際人権B規約について」，「捜査段階における弁護活動（被疑者の権利保護等）」

宮家俊治弁護士から，国際人権法（刑事法）をテーマとして，自由権規約と人権委員会，自由権規約の条項（刑事手続の規範となるべき条項）等について，また，捜査段階における弁護活動として，憲法の基本構造，基本原理，被疑者・弁護人の個別の権利，具体例に基づく弁護活動等について，講義が行われた。

(3) 講義「捜査の適正確保」

当部湯川亮教官から，日本における捜査の適正確保として，事前規制である強制処分法定主義，令状主義，事後規制である自白法則，違法収集証拠排除法則等について，講義が行われた。

(4) 大阪府警察本部訪問

大阪府警察本部を訪問し，留置施設や通信指令室等を見学させていただくとともに，指紋や血痕採取等の鑑識活動を実演していただいた上，刑事部薬物対策課薬物捜査担当管理官から，大阪の薬物事犯情勢として，大阪府警察本部の組織，規制薬物の種類，薬物の密輸状況，薬物犯罪捜査の特色，捜査の流れ，簡易鑑定等について，説明が行われた。



大阪府警察本部訪問

(5) 大阪地方検察庁訪問

大阪地方検察庁を訪問し、予備取調室、記録倉庫や証拠品倉庫等を見学させていただくとともに、総務部藤川浩司副部長から、日本における検察制度の特徴、検察権の内容、検察官と司法警察職員の関係、適正な捜査を確保する方策等について、説明が行われた。

(6) 意見交換「警察と検察の連携・協力、適正捜査の遵守」

大阪府警察本部刑事部の薬物対策課薬物捜査担当管理官、刑事総務課企画担当課長補佐及び大阪地方検察庁総務部川西薫検事に参加いただき、警察と検察の連携・協力の具体例、具体的な事例に基づく適正捜査の在り方等について、研修員らの質問を踏まえた上で、研修員らとの間で意見交換を行った。

2 捜査段階Q&A集の検討

ラオス側が事前に作成してきた捜査段階Q&A集について、それぞれの設問・回答の担当者から、各設問案の趣旨や実務で問題となっている事柄、各回答案のポイント等を説明してもらった上で、講師陣（城最高検検事、宮家弁護士、名城大学法学部・大学院法学研究科の加藤克佳教授あるいは同志社大学大学院司法研究科の洲見光男教授）からコメントや質問等を頂き、これらを踏まえ、研修員は、講師陣に更に質問したりラオスの現状を説明したりするなど、活発な意見交換等を行うことにより、設問案や回答案の趣旨が不明確な点やかみ合っていない点、削除すべき箇所や追加すべき箇所等、上記Q&A集の改善点を十分に認識することができた。



捜査段階Q&A集の検討

第5 おわりに

本研修において、研修員は、捜査段階における弁護活動（被疑者の権利保護等）、警察と検察の連携・協力、適正捜査の確保等に関する講義、意見交換を通じて、日本における捜査機関が法を厳格に遵守して捜査を実施し、適正捜査が確保されていることについて知見を得るとともに、大阪府警察本部での留置施設や鑑識活動の実演等の

見学，大阪地方検察庁での証拠品倉庫や取調室等の見学を通じて，日本の捜査について具体的なイメージを持つことができ，また，Q&A集に関する検討を通じて，今後の改善点などを十分認識することができたものと思われる。

本研修で得た知見や改善点等を踏まえ，帰国後において，Q&A集作成作業が効率的かつ効果的に行われ，その内容がより充実したものとなることはもとより，研修員がQ&A集作成を通じてラオスの捜査段階における法遵守の徹底を真摯に検討することが期待できるところである。

最後に，御多忙の中，本研修で講義を引き受けていただいた講師の皆様，訪問を受けていただいた大阪府警察本部及び大阪地方検察庁の皆様，長期派遣専門家を始めとする関係者の皆様に，この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。

以上

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修日程表

別紙 1

[担当教官: 堤教官 事務担当: 白井専門官, 岸田専門官]

月	日	9:30	12:30	14:00	17:00
11	8	入国			
11	9	JICAブリーフィング 国際会議室	国際協力部 オリエンテー ション 国際会議室	講義「国際人権日規約について」 弁護士 宮家俊治	国際会議室
11	10	ラオス側発表 弁護士 宮家俊治	国際会議室	講義「捜査段階における弁護活動(被疑者の権利保護等)」 弁護士 宮家俊治	国際会議室
11	11	大阪府警察研修 大阪府警察本部	大阪府警察本部	大阪地方検察庁訪問・講義 総務部副部長 藤川浩司	大阪地方検察庁
11	12	講義「捜査の適正確保」 国際協力部教官 湯川亮	国際会議室	部長主催意見交換会 及び記念撮影 意見交換「警察と検察の連携・協力、適正捜査の遵守」 大阪地方検察庁検事 川西薫 大阪府警警察官 国際協力部教官 堤正明	国際会議室
11	13	①捜査段階Q&A集の検討 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 加藤克佳	国際会議室	②捜査段階Q&A集の検討 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 加藤克佳	国際会議室
11	14				
11	15				
11	16	講義「分かりやすい教材作成について」 最高検察庁検事 城祐一郎	国際会議室	③捜査段階Q&A集の検討 最高検察庁検事 城祐一郎	国際会議室
11	17	④捜査段階Q&A集の検討 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男	国際会議室	⑤捜査段階Q&A集の検討 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男	国際会議室
11	18	⑥捜査段階Q&A集の検討 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男	国際会議室	⑦捜査段階Q&A集の検討 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治	国際会議室
11	19	⑧捜査段階Q&A集の検討 弁護士 宮家俊治	国際会議室	⑨捜査段階Q&A集の検討 弁護士 宮家俊治	国際会議室
11	20	総括質疑 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男	国際会議室	評価会・修了式	国際会議室
11	21	帰国			

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修

別紙2

1	センタヴィ・インタヴォン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG ラオス国立大学法政治学部刑事学科学科長
2	シーワン・ブッタラー
	Mr. Syvanh BOUNTHALA 中部高等裁判所刑事部部长/裁判官
3	トンワン・ケオビライ
	Mr. Thongvanh KEOVILAY 最高人民検察院民事監査局商事・家事・少年事件監査部部长
4	スリポン・ケオスワン
	Mr. Souliphon KEOSOUVANH 中部地域検察刑事事件監査部副部长
5	ブンティー・スリスック
	Mr. Bounty SOULISAK ビエンチャン首都検察刑事監査課課長
6	センスリヤー・ブンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力儀典部部长
7	スリデート・ソインサイ
	Mr. Soulideth SOINXAY 最高人民裁判所刑事部裁判官補
8	クアンケア・テムソンバット
	Ms. Khounkhea TEMSOMBATH 最高人民裁判所刑事部専門員
9	シンタヴォン・ピムチャンタポーン
	Mr. Sinthavong PHIMCHANTHAPHONE 司法省経済紛争解決センター部長
10	ミットラコン・ソンカムチャン
	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN 司法省法務局部長
11	ウドム・サイピアヴォン
	Mr. Oudomh SAIPHAVONG 司法省法務局専門員
12	クンカム・シハラート
	Mr. Khuengkham SYHALATH ラオス国立大学法政治学部刑事学科副学科長
13	ポンサイ・パパスサラ
	Mr. Phonexay PAPHATSALANG ラオス国立大学法政治学部人事総務部部长代理
14	ケオサイジョン・サイスワンナヴォン
	Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG ラオス国立大学法政治学部国際関係学科副学科長
15	カムパン・チャンタヴィスック
	Mr. Khamphan CHANTHAVISOUK 治安維持省警察大局捜査警察局副局长
16	パンサイ・タマシット
	Mr. Phanxay THAMMASITH 治安維持省警察大局経済警察局副局长
17	カムスツチャイ・クンシー
	Mr. Khamsoutchay KHOUNSY 治安維持省警察大局犯罪及びテロ阻止部専門員
18	ヴォーラツサミー・スリパパン
	Mr. Voratsamy SOULIPAPHANH 弁護士
19	ニワン・ソムセンシー
	Mr. Nivanh SOMSENGDY 弁護士

～ 国際研修 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2） 「経済紛争解決法」本邦研修

国際協力部教官

堤 正 明

第1 はじめに

平成27年（2015年）12月6日（日）から同月19日（土）まで（移動日を含む。）¹，中部高等人民裁判所副裁判所長を団長とする研修員18名²を対象に，ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「経済紛争解決法」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

第2 研修の背景

ラオスでは，平成27年（2015年）12月末のASEAN経済共同体の創設により，①ラオスの国内取引のみならず国際取引や，これらに伴う経済紛争が増加することが予想され，経済紛争を解決する手段として裁判外紛争解決手続（ADR）の必要性・重要性が高まっている上，②労働者の移動の増加が予想され，労働問題が更に増加・複雑化していくことが考えられるが，平成25年（2013年）に改正された労働法（平成26年（2014年）公布）には参考となる執務参考資料等が存在しない。そこで，平成26年（2014年）7月から実施されている「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」において設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである民事経済関連法SWGにおいては，現在，①について民事経済関連法分野の法令に関する執務参考資料として，裁判外紛争解決手続（ADR）を定めた経済紛争解決法のチャート及びハンドブックを，②について労働法ハンドブック本文の前提となる目次案を，それぞれ作成しているところである。

第3 研修の目的

本研修においては，民事経済関連法SWGのメンバーを研修員として日本に招き，講義，意見交換等を通じて，日本におけるADRの意義，特徴，司法型及び民間型のADRの制度，運営，これらの制度に基づく執行手続のほか，日本における労働法の

¹ 別紙1（日程表）参照。

² 別紙2（研修員名簿）参照。

概要、労働関係紛争の内容、その解決手段、労働局の役割等について知見を提供するとともに、経済紛争解決法のチャート及びハンドブックのほか、労働法のハンドブック目次案に関する集中討論を行い、今後、これらの執務参考資料の作成作業が効果的・効率的に行われ、その内容が充実することを目的とした。

第4 研修の内容

1 講義，訪問等

(1) 講義「ADRについて」

大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫教授から、日本におけるADRの概要として、多様な紛争処理機関、裁判と裁判外紛争処理、裁判外紛争処理の分類、調停・仲裁の実践例等について、講義が行われた。

(2) 講義「商取引上の紛争解決手続（仲裁・調停等）について」

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）の大貫雅晴理事（仲裁担当）兼大阪事務所長から、JCAAの調停と仲裁をテーマとして、国際商事調停の概要、国際商事仲裁の特徴・メリット・デメリット、仲裁人の選任、仲裁審理手続、仲裁判断書の作成、仲裁に要する費用等について、講義が行われた。



大貫理事による講義の風景

(3) 講義「労働法概要」

中京大学法学部の柴田洋二郎准教授から、日本における労働法の概要として、労働法の全体像、労働法の法源、賃金の概念、賃金の支払に関する4原則、退職金の法律問題等について、講義が行われた。

(4) 神戸簡易裁判所訪問（民事調停）

神戸簡易裁判所を訪問し、民事調停受付、裁判官室、調停室等を見学させて

いただくとともに、同裁判所裁判官から、民事調停制度の概要として、民事調停制度の特色、周知方法、民事調停手続の流れ等について、説明が行われた。

(5) 神戸地方裁判所訪問（民事執行、労働訴訟）

神戸地方裁判所を訪問し、民事執行受付、裁判官室、物件明細書等閲覧室、法廷、労働審判廷等を見学させていただくとともに、同裁判所第3民事部裁判官から、不動産競売手続や債権執行手続の概要について、また、同裁判所第6民事部裁判官から、同部で扱われる労働事件の概要、労働審判手続の概要、労働訴訟と労働審判手続の違い等について、それぞれ説明が行われた。

(6) 大阪労働局訪問

大阪労働局を訪問し、労働紛争調整官から、労働局の位置付け、労働基準法の主な内容、個別労働紛争解決システムの概要等について説明が行われるとともに、労働基準部の各課、雇用均等室、総合労働相談コーナー、あっせん室、待合室等を見学させていただいた。



大阪労働局訪問

2 集中討論

(1) 経済紛争解決法手続チャート・ハンドブックの検討

ラオス側が事前に作成してきた経済紛争解決法手続チャートについて、担当者から、全体チャート、申立てチャート、調停方式チャート及び仲裁方式チャートの各チャートの位置付け、構成、内容等の説明をしてもらい、仁木教授あるいは大阪大学大学院高等司法研究科名津井吉裕教授から、形式及び内容面にわたってコメントをしていただいた。また、同ハンドブックについて、各章ごとの担当者から、趣旨、内容等を説明してもらい、仁木教授、名津井教授あるいは増田卓司弁護士から、質問や改善すべき点に関する詳細なコメントをしていただいた。



経済紛争解決法手続チャート・ハンドブックの検討

(2) 労働法ハンドブック目次案の検討

ラオス側が事前に作成してきた労働法ハンドブック目次案について、担当者から構成等の説明をしてもらった上で、柴田准教授からコメントなどをしていただき、ハンドブックの対象者を誰にすべきか、ラオスにおける社会保険と労働法の関係、適切な目次の設定等につき活発な議論がされた。



労働法ハンドブック目次案の検討

第5 おわりに

本研修において、研修員は、講義などを通じて、日本におけるADRの概要、司法型ADR及び民間型ADRの制度や運営等のほか、労働法の概要等について知見を得るとともに、裁判所での見学、説明等を通じて、司法型ADRの典型である民事調停での裁判官の役割、調停の開始から終了までの流れのほか、民事執行手続の概要や労働審判の審判状況、労働訴訟における訴訟活動等を具体的にイメージすることができた。また、労働局での見学、説明等を通じて、労働局における労働紛争解決等の概要

についても具体的に知見を得ることができた。

さらに、経済紛争解決法チャート・ハンドブックの集中討論において、構成、記載内容、表現ぶり等について改善すべき点などを十分に認識するとともに、労働法のハンドブック目次案については、目次の構成などの改善点に気づきを得た上、今後記載していくべき本文の内容をイメージすることができたものと思われ、今後、これらの執務参考資料の作成作業が効果的・効率的に行われ、その内容が充実することが期待できるといえる。

最後に、御多忙の中、本研修で講義を引き受けていただいた講師の皆様、訪問を受けていただいた神戸簡易裁判所、神戸地方裁判所及び大阪労働局の皆様、長期派遣専門家を始めとする関係者の皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。

以上

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修日程表

[担当教官:堤教官, 湯川教官 事務担当:白井専門官, 岸田専門官]

月	日	9:30	12:30	14:00	17:00
12	6	入国			
12	7	JICAオリエンテーション 国際会議室	国際協力部オリエンテーション 国際会議室	講義「労働法概要」 中京大学法学部准教授 柴田洋二郎	国際会議室
12	8	講義「ADRについて」 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 国際会議室	集中討論①「経済紛争解決法手続チャートの検討」 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 国際会議室		
12	9	集中討論②「経済紛争解決法手続チャートの検討」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 国際会議室	部長主催意見交換会 及び記念撮影	集中討論③「経済紛争解決法ハンドブックの検討(1章)」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 国際会議室	国際会議室
12	10	集中討論④「労働法執務参考資料目次案の検討」 中京大学法学部准教授 柴田洋二郎 国際会議室	集中討論⑤「労働法執務参考資料目次案の検討」 中京大学法学部准教授 柴田洋二郎 国際会議室		
12	11	集中討論⑥「経済紛争解決法ハンドブックの検討(2章)」 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 弁護士 増田卓司 国際会議室	集中討論⑦「経済紛争解決法ハンドブックの検討(3章)」 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 弁護士 増田卓司 国際会議室		
12	12				
12	13				
12	14	集中討論⑧「経済紛争解決法ハンドブックの検討(4章)」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 弁護士 増田卓司 国際会議室	大阪労働局訪問 大阪市中央区		
12	15	神戸簡易裁判所訪問(民事調停) 神戸市中央区	神戸地方裁判所訪問(労働訴訟, 民事執行) 神戸市中央区		
12	16	集中討論⑨「経済紛争解決法ハンドブックの検討(5章)」 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 国際会議室	講義「商取引上の紛争解決手続(仲裁・調停等)について」 一般社団法人日本商事仲裁協会理事・大阪事務所長 大貫雅晴 国際会議室		
12	17	集中討論⑩「経済紛争解決法ハンドブックの検討(6章)」 弁護士 増田卓司 国際会議室	集中討論⑪「経済紛争解決法ハンドブックの検討(7章)」 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 弁護士 増田卓司 国際会議室		
12	18	総括質疑 大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕 国際会議室	評価会・修了式 国際会議室		
12	19	帰国			

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副裁判所長
2	ヴィエンペット・センソンイアロファイション
	Dr. Viengphet SENGSONGYIALOFAICHONG 司法省国際協力計画局副局長
3	ブアリー・ペットミサイ
	Mr. Boualy PHETMIXAY 最高人民検察院民事事件検討局副局長
4	ブンクワン・タウィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所官房長
5	パイマニー・サイウオンサ
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部経済法学科科長
6	シスダー・ソパワンディ
	Ms. Sisouda SOPHAVANDY 司法省法令普及局副局長
7	カムラー・カムソンカー
	Mr. Khamla KHAMSONGKA 最高人民検察院民事事件検討局課長
8	シリマタ・チャンタラシ
	Dr. Syrimata CHANTHARASY 司法省法制局条約契約審査課長
9	ブントウン・シートーンケオチャンパ
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
10	プーサイ・チャンタウオン
	Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政治学部民事法学科教授
11	ワンナコーン・チャンタパンヤ
	Mr. Vanhnakone CHANTHAPANYA 司法省法制局法律意見審査課長
12	トムカム・ローヤン
	Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政治学部経済法学科教授
13	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法制局法令審査課長
14	センタワン・ウオンパスート
	Mr. Sengtavanh VONGPASEUTH 司法省人事局課長
15	ブンタイ・ウオンローカム
	Mr. Bounthai VONGLOKHAM ビエンチャン首都人民検察院副係長
16	ラッタナポーン・パパックディ
	Ms. Lattanaphone PHAPHAJDY 中部高等人民検察院民事課長
17	マニカン・ペットウィサイ
	Ms. Manikhan PHETVISAY 最高人民裁判所テクニカルスタッフ
18	スリスアック・ケオパスート
	Mr. Soulisack KEOPASEUTH 最高人民裁判所司法研修所テクニカルスタッフ

～ 国際研修 ～

第4回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

甲 斐 雄 次

第1 はじめに

平成27年(2015年)11月29日(日)から同年12月12日(土)まで(移動日を含む。), ディパック・ラージュ・ジョシ最高裁判所判事を団長とする研修員20名(別紙1参照)を対象に, ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修(以下「本研修」という。)が実施された。

第2 本研修の背景

独立行政法人国際協力機構(JICA)において, ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとして平成25年(2013年)9月から開始された「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」¹(プロジェクト期間は, 平成29年(2017年)3月まで)の下, 平成25年(2013年)12月に実施した第1回本邦研修²では, 同プロジェクトの基礎を固めるため, 日本における事件管理及び調停に関する制度一般や裁判所での取組を広く取り扱い, 平成26年(2014年)9月に実施した第2回本邦研修³では, 日本における調停制度と実務の運用を紹介するなどして司法調停の改善のためのアイデアを提供し, 同年12月に実施した第3回本邦研修⁴では, 民事及び刑事事件管理に特化した内容を取り上げて, ネパールにおける事件管理が抱える問題点を再確認し, その改善のためのアイデアを提供するなどしてきたところである。このような各本邦研修のほか, 現地における長期派遣専門家の活動等を通じて, ネパールにおける事件管理制度及び司法調停の改善に向けた取組は継続的に実施されてきたところであり, これまでのところ, 事件管理制度についてはネパール側からいくつかの改善

¹ 本稿では, 略して「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と記載している。同プロジェクトの詳細は, ICD NEWS 第57号, 「ネパール裁判所プロジェクト(事件管理及び司法調停)のご紹介」を参照されたい。

² ICD NEWS 第58号, 「～国際研修～ 第1回本邦研修～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～」参照。

³ ICD NEWS 第61号, 「～国際研修～ 第2回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」参照。

⁴ ICD NEWS 第62号, 「～国際研修～ 第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」参照。

すべき事項や進行管理のためのカレンダーシステムの運用状況などが提示・報告されるに至り、司法調停については裁判官向けのガイドライン案などが作成されるに至ったものである⁵。

本研修は、これらの活動状況を踏まえ、事件管理に関しては、事件管理制度の改善に向けた喫緊の課題についての整理及び具体的な方策の検討を行い、司法調停に関しては、裁判官向け調停ガイドラインについての議論を通じた司法調停制度改善のための具体的な検討を行うことで、残りのプロジェクト期間における、更なる実務の運用改善に向けた活動の方向性を定めることを目的として実施したものである。

第3 研修実施内容（別紙2参照）

1 講義等（「日本の民事訴訟手続」、「日本の調停手続」、「模擬調停ビデオ視聴」）

まずは研修員に日本の民事訴訟手続及び調停手続の概要を改めて理解してもらうため、当部教官により、一般的な手続の概要等に関する講義が行われた。

また、前記プロジェクトのアドバイザーグループ委員を務めていただいている吉野孝義大阪大学大学院高等司法研究科客員教授の御協力の下、研修員に調停手続等を紹介するビデオを視聴してもらいながら、質疑応答に応じる形で「模擬調停ビデオ視聴」を実施し、日本の調停制度の特徴を視覚的に理解してもらった。

2 研修員による発表

研修員による発表として、まずは事件管理について、裁判官の研修員から、一部の裁判所で試行されている前記カレンダーシステムの内容や運用状況について報告していただいた。カレンダーシステムとは、裁判所に訴訟が提起され、事件が登録された際に、事件類型に応じて自動的に審理を行う日付が決められるシステムであり、現在、7つの裁判所で試行され、未済事件の減少などの成果が出ているとのことで、今後、全裁判所への導入に向け、検討中とのことであった。

また、弁護士の研修員からも、弁護士から見た事件管理についての発表が行われ、弁護士側の問題として、第1回期日を軽視している弁護士がいるため、必要な証拠等が適時に提出されないという点や、期日の延期申請を多用する弁護士がいることなどが指摘されたほか、裁判所側の問題点として、期日の開始時間の指定がなく、出廷すべき時間が不明確であることなどが指摘された。

⁵ なお、この間、平成27年（2015年）4月に発生した大地震により、予定されていた現地調査や本邦研修の中止を余儀なくされるなど、本プロジェクト活動にも多大な影響が生じたところである。

さらに、司法調停については、裁判官向けの調停ガイドライン案についての発表が行われ、調停の有用性を裁判官に理解させ、裁判官から当事者や代理人に調停利用の働きかけをする枠組みを構築する必要性などが指摘された。



研修員による発表の様子

3 訪問、意見交換等

(1) 大阪地方裁判所民事部（通常部）訪問

大阪地方裁判所民事部（通常部）では、裁判官室、書記官室、法廷等の施設見学に続き、裁判官及び書記官からの概要説明・質疑応答の機会をいただいた。研修員は、裁判官や書記官が連携して仕事をしている様子や、実際に審理を行う法廷等を見学したことで、具体的な実務の運用のイメージが持てたようで、記録が書記官によって整然と管理されている様子や、争点整理手続に電話会議システムが利用できるという点についても高い関心が示されていた。また、概要説明では、民事訴訟手続全般について、特に争点整理や集中証拠調べの意義を含めて、丁寧に御説明いただき、ネパール側においても日本の民事手続の特徴や争点整理の重要性について良く理解できた様子であった。

(2) 大阪地方裁判所民事部（建築・調停部）訪問

大阪地方裁判所民事部（建築・調停部）では、書記官室や調停室等の施設見学に続き、裁判官及び書記官からの概要説明・質疑応答の機会をいただいた。概要説明では、ネパール側の関心事項に沿って、裁判官の関与や専門家調停委員の活用などの特徴について、具体的に説明していただき、ネパールの調停制度とは異なる特徴を持つ日本の制度に対しての率直な疑問に対しても丁寧に回答していただいたことで、ネパール側において、日本とネパールの調停制度の違いが的確に理解された様子であった。

(3) 民間総合調停センター訪問

民間総合調停センターでは、組織、業務内容、あっせん手続の概要等について、具体例を交えながら御説明いただいた後、あっせん室や執務室等の見学をさせていただいた。研修員からは、裁判所における調停との違いや、専門家の活用方法、合意内容を履行させるための方策等に高い関心が示されるとともに、同センターにおいて、弁護士会のほか、多くの専門家の協力により、裁判所外の調停が、組織的に、利用しやすいサービスとして提供されていることに感銘を受けた様子であった。

(4) 法テラス大阪訪問

法テラス大阪では、組織、業務内容等について御説明いただいた後、事務室のほか、常勤弁護士が常駐している法テラス大阪法律事務所を見学させていただいた。研修員は、法律扶助等のサービスが、多数の受任予定者契約弁護士・司法書士の協力の下、法テラスによって組織的かつシステムティックに日本全国で実施され、利用しやすいサービスが実現されていることや、若手の弁護士が司法過疎対策等に意欲的に取り組んでいることなどに非常に感心した様子で、法テラスの組織構造や、運営方法、広報活動等について多くの質問が出された。

(5) 調停委員との意見交換

吉野先生の御尽力により、大阪地方裁判所や大阪簡易裁判所で調停委員をされている方々に御協力をいただくことができ、意見交換を実施して、調停委員の先生方から、調停委員になった経緯や調停委員として心がけていることなどについて御説明いただいた。研修員は、ネパールの実情に即して、日本の調停委員の報酬にも関心が寄せられていたが、調停の結果を問わず、比較的low額な日当しか支給されない現状であるにもかかわらず、調停委員が非常に高い意識を持って、意欲的かつ真摯に紛争解決に取り組んでいることに、感銘を受けた様子であった。

4 検討会

吉野先生のほか、同じくアドバイザーグループ委員を務めていただいている稲葉一人中京大学法科大学院教授にも御協力をいただき、本研修期間中、数回にわたって、ネパールにおける事件管理及び司法調停の改善についての検討会を行った。

本研修における講義、訪問、意見交換の各プログラムを通じたネパール側の日

本の実務に関する理解度は高く、検討会においては、日本の実務をネパールの実務にどのように応用するかという観点で充実した議論を行うことができた。

事件管理については、ネパールの民事手続として、第1回口頭弁論期日が争点整理のために重要であるところ、同期日が軽視されている場合があるとの問題意識の下、裁判所・弁護士会において、その重要性について共通認識が得られるような方策を採る必要があることが確認された。また、代理人が期日の延期申請を多用するという問題や、複数の代理人が弁論を繰り返して審理が長期化すること、審理の開始時間・終了時間が不明確であることなどについても、ネパールの裁判所側・弁護士側との間で問題意識が共有され、今後のプロジェクト活動の中で日本側とも協議しながら、裁判所においてその改善に向けた検討をする必要があることや、弁護士会においてもその改善に向けた取組を検討することが確認されるなど、今後の改善に向けた一定程度の方向性が見られた。

また、司法調停についても、ネパールで導入することを検討している裁判官向けの調停ガイドラインに関する意見として、「調停手続に直接裁判官が関与することが認められていないネパールの制度の中でも、裁判官が自ら当事者に対して調停制度の意義について説明し、調停人とも事件の内容に踏み込まない程度に評議を繰り返し行うことは可能であり、ガイドラインに明記すべき。」との意見や、「様々な分野の専門家を調停人として採用し、リスト化することも明記すべき。」などの意見がまとまるなど、今後の方向性についてかなりの進展が見られる結果となった。



検討会の様子

第4 おわりに

今回の研修に参加した研修員は、いずれもネパールにおける事件管理及び司法調停の運用を熟知しており、その運用改善のため少しでも日本の運用を参考にしようと、

活発に質疑・意見交換を行うなど、非常に意欲的かつ熱心に本研修に取り組んでいた。本研修プログラムを通じて、前記のとおり、今後のネパールにおける改善の方向性がより具体化したことは、今後のネパールでのプロジェクト活動を進めるにあたって、大いに役立つものと期待される。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただき、研修中も様々な有益なアドバイスをいただいた先生方、多大な労力をかけて充実した訪問プログラムを実施していただいた訪問先関係者の皆様、通訳等でお世話になった野津治仁氏及び湊シャルマ・ジャンティ氏、研修員に近い立場で本研修を常にサポートしていただいた富田さとし専門家、長尾貴子専門家及びプロジェクトスタッフのラビン・スベディ氏、その他関係者の皆様に心から感謝申し上げたい。どうもありがとうございました。

以上

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修

(別紙1)

1	ディパック ラージュ ジョシ
	Mr. Deepak Raj JOSHEE 最高裁判所判事
2	チョレンドラ シャムセル JB ラナ
	Mr. Cholendra Shumsher J B RANA 最高裁判所判事
3	ビスワムバル プラサッド シュレスト
	Mr. Bishowambhar Prasad SHRESTHA ヘトウダ高等裁判所長官
4	クリシュナ ギリ
	Mr. Krishna GIRI 司法評議会事務局長
5	ヤッギヤラージュ バッタ
	Mr. Yagyraj BHATTA カイラリ地方裁判所判事
6	パールチャンドラ シャルマ
	Mr. Balohandra SHARMA ルバンデヒ地方裁判所判事
7	ゴパール バッタライ
	Mr. Gopal BHATTARAI スナサリ地方裁判所判事
8	バル バドラ バストラ
	Mr. Bala Bhadra BANSTOLA ダン地方裁判所判事
9	テク ナラヤン クンワル
	Mr. Tek Narayan KUNWAR モラン地方裁判所判事
10	リシ ラム アーチャールヤ
	Mr. Rishi Ram ACHARYA 国家司法学院教授(地裁判事)
11	バブルム スベディ
	Mr. Baburam SUBEDI 地方裁判所判事
12	ヌリパ ドーズ ニロウラ
	Mr. Nripa Dhwoj NIROULA 最高裁判所事務局長
13	パール クリシュナ ダカール
	Mr. Bal Krishna DHAKAL 弁護士 最高裁判所弁護士会(事務局長) ネパール弁護士会
14	スニタ レグミ ポカレル
	Ms. Suneeta REGMI POKHREL 弁護士・調停人 最高裁判所弁護士会 ネパール弁護士会
15	プララード クマール ヨギ
	Mr. Pralad Kumar YOGI 最高裁判所事務次長
16	ビスワ ラージュ ポウデル
	Mr. Bishow Raj POUDEL 最高裁判所事務次長
17	ナンダ キショール プラサッド ヤーダブ
	Mr. Nanda Kishor Prasad YADAV ダヌサ地方裁判所事務局長
18	インディラ シャルマ
	Ms. Indira SHARMA 最高裁判所書記官
19	ディッチャ プラダナンガ
	Ms. Dikohya PRADHANANG 最高裁判所事務官
20	アムリタ クマリ シャルマ
	Ms. Amrita Kumari SHARMA 最高裁判所事務官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 甲斐 雄次 (KAI Yuji), 石田 正範 (ISHIDA Masanori), 内山 淳 (UOHYAMA Jun)
国際協力専門官 / Administrative Staff 下岡 純一 (SHIMOOKA Jun-ichi), 若生 馨介 (WAKAO Kousoke)

ネパール第4回本邦研修日程

(別紙2)

[教官: 甲斐教官, 石田教官, 内山教官 専門官: 下岡専門官, 若生専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 日 29		移動日			
11 / 月 30		9:30~ JICAオリエンテーション 国際会議室	11:00~12:00 国際協力部オリエンテーション 国際会議室	13:30~ 講義「日本の民事訴訟手続」 国際協力部教官 石田正範 国際会議室	15:15~ 講義「日本の調停手続」 国際協力部教官 甲斐雄次 国際会議室
12 / 火 1		発表「事件管理」(カレンダーシステム) ネパール研修員代表 大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 国際会議室	大阪地方裁判所民事通常部訪問 大阪地方裁判所		
12 / 水 2		発表「司法調停」(調停ガイドライン) ネパール研修員代表 吉野孝義教授・稲葉一人教授 国際会議室	12:15 部長主催意見交換会 記念写真撮影	発表「弁護士会からの報告」(事件管理に関する問題点) ネパール研修員代表 吉野孝義教授・稲葉一人教授 国際会議室	
12 / 木 3		模擬調停ビデオ視聴 吉野孝義教授 国際会議室	調停委員との意見交換 吉野孝義教授 国際会議室		
12 / 金 4		民事訴訟手続・調停手続に関する質疑応答 国際協力部教官 甲斐雄次 国際会議室	大阪地方裁判所調停部訪問 大阪地方裁判所		
12 / 土 5					
12 / 日 6					
12 / 月 7		検討会(事件管理) 吉野孝義教授 24階会議室	民間総合調停センター訪問 大阪弁護士会本館		
12 / 火 8		検討会(事件管理・司法調停) 吉野孝義教授・稲葉一人教授 24階会議室	検討会(司法調停) 稲葉一人教授 24階会議室		
12 / 水 9		ネパール側協議(今後の具体的方針について) 24階会議室	法テラス大阪訪問 法テラス大阪		
12 / 木 10		意見交換(司法調停・今後の具体的方針) 吉野孝義教授・稲葉一人教授 24階会議室	意見交換(事件管理・今後の具体的方針) 吉野孝義教授 24階会議室		
12 / 金 11		総括質疑応答 吉野孝義教授 24階会議室	評価会・修了式 24階会議室		
12 / 土 12		移動日			

※24階会議室: 大阪中之島合同庁舎24階会議室

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア

民法関連の不動産登記に関する共同省令， 民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令 (2の2)

国際協力部教官

内 山 淳

はじめに

前々号掲載の「カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）」では、カンボジアの民法関連の不動産登記に関する共同省令及び民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令について、それらの概要を説明したが、その際、個別に取り上げていない条文もあったことから、改めて上記各省令の全文（日本語訳）¹を掲載して紹介する。

なお、本号では、前号の「民法関連の不動産登記に関する共同省令」に引き続き、「民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令」（別紙につき、一部割愛）を掲載する。

¹ 日本語訳は仮訳。本稿執筆時において改正情報には接していないが、各省令の内容は、各省令記載の日時現在のもの。なお、本号に掲載する「民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令」には、「別紙」として、嘱託書の書式等が含まれるところ、この「別紙」についても、条文自体と併せて、当部ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html に掲載。

国土省・司法省

No.59 PK.LMUPC/11

民事訴訟法に関する不動産登記共同省令
国土省・司法省
(公布令省略)

第1章

通則

第1条：本省令の目的

本省令の目的は、民事訴訟法に基づく適切な不動産登記の効率性を確保することである。

第2条：本省令の趣旨

1 本省令は、裁判所書記官が管轄登記機関に対して行う民事訴訟法に基づく差押、移転、抹消、仮差押、仮処分各登記の嘱託手続及びこれらの登記手続を規定する。

2 本省令は、民事訴訟法529条に基づく判決、決定、もしくは和解又は請求の認諾を債務名義とする登記手続についても規定する。

第3条：本省令の適用範囲

本省令は、土地登記簿に登録され、土地所有権権利証が発行された土地について適用する。

本省令は、不動産登記簿に登録され、不動産占有証明書または不動産占有使用権証明書が発行された土地についても準用する。

第4条：管轄登記機関

本省令において、管轄権のある登記機関は、次に規定する地籍局とする。

・第2条1項(目的)に関する登記については、裁判所書記官は、首都/州の地籍局に対し、申請書を提出する。

・第2条2項(目的)に関する登記については、勝訴当事者、又は和解調書又は請求認諾調書の送達を受けた当事者は、登記されるべき不動産が存在する市/地方/地区、首都/州又は中央レベルの地籍局に対して申請書を提出する。

第2章

裁判所書記官の嘱託書による登記

第1節

嘱託書による書式及び添付書面

第5条：嘱託書の書式

裁判所書記官が管轄登記機関に提出すべき登記嘱託書は、カンボジア王国の標語、裁判所の名前、登記嘱託書の番号、裁判所書記官の名前、日付、及び裁判所書記官の署名、押印が記載された書面によらなければならない。加えて、本省令第二章(裁判所書記官の嘱託による登記)第2節(登記嘱託書の種類)に規定される嘱託書には、添付の登記嘱託書の種類ごとの記載例に示されているように、嘱託書の種類に従い特定の事項が記載されなければならない。

第6条：嘱託書の添付書類

裁判所書記官が管轄登記機関に嘱託書を送付する場合には、裁判所書記官は、本省令第二章(裁判所書記官の嘱託による登記)第2節(登記嘱託書の種類)に規定される嘱託書の種類に従い必要な書類を添付する。

第2節

登記嘱託書の種類

第1款

不動産強制執行に関する登記

第7条：民事訴訟法第420条、第424条、及び第425条に基づく不動産差押登記嘱託書執行裁判所が、債権者による不動産強制執行の申立てに基づき、強制売却開始決定をしたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に不動産差押登記を嘱託しなければならない。強制売却開始決定がなされたものの、同一不動産に対して新たに不動産執行の申立てがなされ、これを認める場合は、執行裁判所は、さらに強制売却開始決定をするものとし(二重開始決定)、裁判所書記官は管轄登記機関に不動産差押登記の嘱託を行わなければならない。

第7条(不動産差押登記嘱託書)《本条》第1項2項に規定する登記の場合には、第5条(嘱託書の書式)第2文により、登記嘱託書に次の事項を追加して記載する。

主題(不動産の所有権、永借権又は用益権の差押登記嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定(区画番号又は証書番号及び住所)
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前(住所)
- c 登記の目的("a"の不動産上の所有権、永借権又は用益権の不動産差押)
- d 原因(強制売却開始決定、事件番号及び日付、並びに裁判所の名前)
- e 執行債権者の名前(住所)

所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

第9条：民事訴訟法448条に基づく強制売却による所有権、永借権又は用益権の移転に関する登記嘱託書

買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、買受人の取得した所有権、永借権又は用益権の移転の登記及び抹消登記を以下の方法により嘱託しなければならぬ。

- 1- 買受人の取得した所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託
- 2- 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消の嘱託
- 3- 売却により消滅した仮処分した抹消登記の嘱託
- 4- 差押又は仮差押の抹消登記の嘱託

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（買受人の取得した不動産の所有権、永借権又は用益権の移転登記、売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消、仮処分の抹消登記、差押又は仮差押の抹消登記との内容を記載）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的：

- 強制売却による買受人（氏名）への不動産の所有権、永借権又は用益権の移転

- “a”の不動産に関する売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消

- “a”《の不動産》に関する登記売却により効力を失った仮処分の抹消登記

- 項目 “a” 《の不動産》 に関する差押又は仮差押の抹消登記

d 理由：

- 裁判所による 年 月 日 日付け売却許可決定、裁判所の名前
- 買受人が 年 月 日 裁判所に代金を納付
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 買受人の特定（生年月日及び出生地、父母の名前、買受人の住所）

添付書類：

- 売却許可決定の正本
- 買受人のIDカード又はパスポートの写し
- 買受人が執行裁判所に代金を納付したことの証明書の正本

f 執行債務者の名前（住所）
加えて、強制売却開始決定の正本を添付する。

第8条：民事訴訟法428条に基づく不動産差押登記の抹消の登記嘱託書

強制売却の申立てが取り下げられたとき、又は当該不動産の強制売却手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して不動産差押登記の抹消の嘱託をし、その嘱託書には第5条（嘱託書の書式）第2文により、次の事項を追加して記載する。

主題：（差押登記抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の不動産差押登記の抹消）
- d 原因（強制売却申立ての取り下げ及び日付、もしくは強制売却手続（事件番号及び日付）の取消、取消決定の効力発生日、及び裁判所の名前）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

添付書類：

1 強制売却の申立てが取り下げられたとき
a 書面で取り下げがなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 口頭で取り下げがなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付しなければならぬ。

2 強制売却の取消決定の効力が生じたとき

a 第370条（強制執行の停止及び取消）第1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付しなければならぬ。《「裁判所書記官が確定の証明を付した」との表現はオリジナルにもなし》

b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

c 第427条（不動産の滅失毀損による強制売却手続の取消）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

d 第435条（無剰余のおそれがある場合の措置）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付しなければならぬ。

e 第443条（超過売却となる場合の措置）第4項に基づく取消については、裁判

第2款

不動産に対する担保権の実行に関する登記

第10条：民事訴訟法第420条、511条、512条に基づく担保権の実行による不動産登記差押嘱託書

執行裁判所が、債権者による不動産担保権実行の申立てにより強制売却開始の決定をしたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、担保権の実行による差押登記の嘱託をしなければならない。

強制売却開始決定がなされたものの、同一不動産に対して新たに担保権実行による強制売却開始の申立てがなされ、これを認める場合は、執行裁判所は、さらに強制売却開始決定をするものとし（二重開始決定）、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、担保権の実行による不動産差押えの登記を嘱託しなければならない。

第10条（不動産差押登記嘱託書）《本条》第1項2項に規定する登記の場合には、第5条（嘱託書の書式）第2文により、登記嘱託書に次の事項を追加して記載する。

主題（担保権の実行による不動産の所有権、永借権又は用益権の差押登記の嘱託との内容を記載）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権に対する差押）
- d 原因（強制売却開始決定（事件番号、日付）及び裁判所の名前）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

加えて、強制売却開始決定の正本を添付する。

第11条：民事訴訟法428条に基づく担保権の実行による不動産差押登記の抹消登記嘱託書
担保権の実行の申立てが取り下げられたとき、又は担保権実行により当該不動産差押えにかかる強制売却の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して不動産差押登記の抹消の嘱託をし、《嘱託書に》第5条（嘱託書の書式）第2文により、次の事項を追加して記載する。

主題：（担保権実行による不動産差押登記の抹消登記の嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の差押登記の抹消）
- d 原因（担保権実行の申立ての取り下げ及びその日付、または強制売却手続（事件番号及び日付）、取消決定の効力発生日並びに裁判所の名前）

- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）

添付書類：

1 不動産の担保権実行の申立てが取り下げられたとき

a 書面で取り下げられたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付しなければならない。

b 口頭で取り下げられたときは、裁判所書記官は取下調書の正本を添付する。

2 強制売却の取消決定の効力が生じたとき

a 第498条（担保実行の停止及び取消）1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付する。《「裁判所書記官が確定の証明を付した」との表現はオジジナルにもなし》

b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

c 第427条（不動産の滅失毀損による強制売却手続の取消）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

d 第435条（無剰余のおそれがある場合の措置）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

e 第443条（超過売却となる場合の措置）第4項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

第12条：民事訴訟法448条に基づく担保権実行による所有権、永借権又は用益権の移転登記嘱託書

買受人による代金納付したときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、買受人によって取得された所有権、永借権又は用益権の移転及び登記の抹消を嘱託しなければならない。ただし、買受人が担保権行使の対象となった目的物の権利の担保提供者である場合には、所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託を要しない。

権利の移転登記および抹消登記のための嘱託事項は次のとおりである。

1 買受人によって取得された所有権、永借権又は用益権の移転登記の嘱託

2 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消の嘱託

3 売却により効力を失った仮処分登記の抹消登記の嘱託

4 差押え又は仮差押の登記の抹消の嘱託

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（買受人により取得された所有権、永借権又は用益権の移転登記、売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消、売却により効力を失った仮処分登記の抹消、差押又は仮差押登記の抹消との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的：

- 強制売却による買受人（氏名）への不動産の所有権、永借権又は用益権の移転

- “a” 《の不動産》に関する売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得にかかる登記の抹消

- “a” 《の不動産》に関する売却により効力を失った仮処分の抹消登記

- “a” 《の不動産》に関する差押又は仮差押の抹消登記

d 理由：

- 売却許可決定（事件番号及び日付）、裁判所の名前
- 買受人が裁判所に代金を納付（日付）
- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 買受人の特定（生年月日及び出生地、父母の名前、買受人の住所）

添付書類：

- 売却許可決定の正本
- 買受人のIDカード又はパスポートの写し
- 買受人が執行裁判所に対して代金を納付したことこの証明書の正本

第3条

抵当権その他の担保権によって担保された債権の強制売却に関する登記

第13条：民事訴訟法第403条10項に基づく抵当権、もしくはその他の担保権によって担保された債権の差押登記に関する嘱託書

抵当権又はその他の権利によって担保された債権に対する差押決定が効力を生じたとき、裁判所書記官は、執行債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、債権が差し押さえられた事実の登記を嘱託しなければならない。

第1項に規定する執行債権者の申立ては、次の事項を含まなければならない。

- 申立ての主題
- 差押決定がなされた請求権の特定（必要に応じ）
- 執行債権者、担保権の対象となった不動産の所有者、執行債務者及び第三債務者の特定

- 担保権の対象となった不動産の特定

- 担保権及び被担保債権の特定

- 執行債権者から執行債務者に対して要求される請求権の特定

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の差押登記の嘱託との内容を記載する）

a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）

b 不動産の所有権者、永借権者又は用益権者の名前（住所）

c 登記の目的（“a” の不動産上の抵当権またはその他の担保権によって担保された債権の差押え）

d 原因（差押決定（事件番号、日付）、裁判所の名前及び効力を生じた日付）

e 執行債権者の名前（住所）

f 執行債務者の名前（住所）

g 第三債務者の名前（住所）

h 担保権及び被担保債権の特定

添付書類：

裁判所書記官により効力を生じた日付が明記された差押決定の正本

上記差押えは第三債務者に送達されたときに効力を生じる。

裁判所書記官が原本正写の証明を付した執行債権者の申立書の写し

第14条：民事訴訟法408条、410条、411条に基づく債権の差押登記の抹消登記嘱託書

抹消登記嘱託の申請がなされた場合、裁判所書記官は、次のいかなる場合においても、債権差押登記の抹消登記嘱託をしなければならない。

- 債権に対する執行申立てが取り下げられたとき

- 債権執行手続を取り消す決定が効力を生じたとき

- 執行裁判所が、執行債権者から、第三債務者の弁済を受けた旨の通知を受理したとき、又は、

- 執行裁判所が、第三債務者から、事件、執行債権者及び執行債務者の名前、供託事由、供託金の総額を特定して、金銭等を供託した旨の通知を受理したとき

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には、抹消登記の嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

a 不動産の特定（差し押さえられた債権を担保する抵当権その他の担保権の対象である土地の区画番号又は証書番号）《所在なし》

- b 不動産の所有者、永借権者又は用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押登記の抹消）
- d 原因（債権に対する強制執行申立取下げ及びその日付、債権に対する執行手続（事件番号及び日付）の取消決定、及び当該決定の発生日並びに裁判所の名前、もしくは第三債務者による弁済もしくは供託及びその日付）

- e 執行債権者の名前（住所）
- f 執行債務者の名前（住所）
- g 第三債務者の名前（住所）
- h 担保権及び被担保権の特定

添付書類：

1-債権執行の申立てが取り下げられた場合

- a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

- b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

2-債権執行の取消決定の効力が生じた場合

- a 第370条（執行停止又は取消）第1項に基づく取消については、裁判所書記官は、取消決定書の正本を添付する。

- b 第375条（予納）第2項に基づく取消については、裁判所書記官は、裁判所書記官が確定の証明を付した取消決定書の正本を添付する。

- 3-執行裁判所が、執行債権者から、第三債務者の弁済を受けたとの通知を受理したとき

- a 執行裁判所が、執行債権者から第三債務者の弁済を受けたとの通知を受理したときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した当該通知書の写しを添付しなければならない。

- b 執行裁判所が、執行債権者から第三債務者の弁済を受けたとの口頭の通知を受理したときは、裁判所書記官は、執行債権者からの通知受領を記載した調書の正本を添付しなければならない。

- 4-執行裁判所が、第三債務者から執行裁判所に対して供託したとの通知を受理したとき

- a 執行裁判所が、第三債務者から、執行裁判所に対して供託したとの通知書を受理した場合は、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した当該通知書の写しを添付しなければならない。

- b 執行裁判所が、第三債務者から、執行裁判所に対して供託したとの口頭の通知を受理した場合は、裁判所書記官は、第三債務者の通知受領を記載したとの調書の正本を提出しなければならない。

第15条：民事訴訟法第413条10項に基づく抵当権その他の担保権の移転登記の嘱託書
 抵当権その他の担保権によって担保された債権の売却が完了したときは、裁判所書記官は、買受人の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、抵当権その他の担保権の移転登記、及び差押登記の抹消登記嘱託をしなければならない。

買受人の申立てには、次の事項が記載されるものとする。

- 申立ての主題
- 移転されるべき抵当権その他の担保権の対象となった不動産の特定
- 買受人の特定
- 担保権及び被担保債権の特定
- 抵当権その他の担保権の対象となった不動産の所有者の特定
- 抵当権もしくは担保権の移転の事由

第5条（嘱託書の書式）第2文により、嘱託書の書式には、嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（抵当権その他の担保権の移転および差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 抵当権その他の担保権の対象である不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 抵当権その他の担保権の対象である不動産の所有者、永借権者、用益権者の名前（住所）

- c 登記の目的（抵当権その他の担保権の移転及び差押登記の抹消）

- d 原因（執行官が売却代金を受け取った年月日及び裁判所の名前）

- e 執行債権者の名前（住所）

- f 執行債務者の名前（住所）

- g 第三債務者の特定（住所）

- h 買受人の特定（住所）

- i 担保権及び被担保債権の特定

添付書類：

- 執行官に売却を命じる決定の正本
- 買受人が執行官に対してすでに代金を支払ったことを証する調書の謄本で、裁判所書記官が正写の証明を付したものであるもの

- 買受人のID又はパスポートの写し

第4款

不動産に対する仮差押に関する登記

第 16 条： 民事訴訟法第 567 条 3 項、第 420 条、第 424 条、第 425 条に基づく
仮差押登記嘱託書

裁判所が仮差押決定をなすときは、裁判所書記官は、債権者の執行申立てに基づき、管轄登記機関に対して仮差押登記の嘱託をしなければならぬ。仮差押がなされたものの、同一不動産に対して新たに仮差押決定の申立てがなされ、これを容認する場合は、執行裁判所は、さらに仮差押決定をするものとし（二重の仮差押え）、裁判所書記官は、債権者の執行申立てに基づき、管轄登記機関に仮差押登記の嘱託を行わなければならない（民事訴訟法 540 条により、仮差押決定は他の裁判所によりなされることもある。）

第 5 条（嘱託書の書式）第 2 文により、嘱託書の書式には、嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（仮差押登記との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の仮差押登記）
- d 原因（仮差押決定の番号、年月日、裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類： 仮差押決定の正本

第 17 条： 民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項及び第 428 条に基づく仮差押登記の抹消登記
嘱託書

仮差押決定申立又は仮差押決定の執行申立てが取り下げられたとき、もしくは、不動産の執行を取消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、管轄登記機関に対し、仮差押登記の抹消登記を嘱託しなければならない。

第 5 条（嘱託書の書式）第 2 文により、嘱託書の書式には、抹消登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題（仮差押登記の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産上の所有権、永借権又は用益権の仮差押の抹消登記）
- d 原因（仮差押決定申立ての取下げもしくは仮差押決定執行申立ての取下げ及びその日付、または仮差押決定の取消決定の番号、日付、効力発生日及び裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類：

1-仮差押決定申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面で行われたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭で行われたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

2-仮差押決定の執行申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面で行われたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭で行われたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

3-仮差押の執行が取り消された場合

a 第 569 条（仮差押解放金の寄託による仮差押の執行取消）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押執行取消決定の正本を添付する。

b 第 564 条（保全決定に対する異議申立てに対する決定）、第 557 条（本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し）、第 558 条（事情の変更による保全決定の取消）、及び第 561 条（抗告）及び保全執行裁判所が仮差押えの執行処分を取り消す決定をした場合に関する第 564 条（第 6 編の準用）及び第 370 条 1 項 1 号（強制執行の停止及び取消）に基づいて執行裁判所が執行処分を取り消す決定をなした場合、裁判所書記官は仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 551 条（保全執行の執行停止の裁判）、第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行の取消決定の正本を添付しなければならない。

d 第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 5 号（仮差押えをしない旨、仮差押決定の申立又は仮差押執行の申立を取り下げの旨を記載した裁判上の和解の調書の正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 564 条（第 6 編の準用）により適用される第 364 条（執行文の付与に対する異議申立）、第 367 条（請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）、第 370 条（強制執行の停止及び取消し）第 1 項 7 号第 367 条（強制執行の停止及び取消し）2 項に基づく仮差押決定執行取消決定の正本、もしくは、執行文付与に対する異議の訴えの終局判決で仮差押決定の執行取消しを命じるものの正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 564 条で適用される第 365 条（第三者異議の訴え）、第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）第 2 項に基

1 「請求異議の訴え提起に伴う執行停止等」とされるべきである。

づく仮差押えの執行取消を命ずる裁判の正本)に基づく取消、もしくは第三者異議の訴えの終局判決で仮差押えの執行取消を命ずるもの)に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押執行処分取消決定の正本を添付する。

g 第 567 条 (不動産に対する仮差押えの執行) 第 4 項、及び第 427 条 (不動産の滅失等による強制売却の手續の取消し)に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分取消決定の正本を添付する。

h 第 537 条 (保全処分の費用など) 第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分取消決定の正本を添付する。

第 5 款

抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する
仮差押決定の執行に関する登記

第 18 条：民事訴訟法第 566 条に基づく抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの登記嘱託書

裁判所が、債務者の第三債務者に対し、仮に差し押さえられた抵当権その他の担保権によって担保された債権の弁済を禁止する決定をしたときは、裁判所書記官は、債権者の申立に基づいて、管轄登記機関に対して、債権が仮に差し押さえられたとの登記の嘱託をしなければならない。

第 1 項に規定する債権者の申立てには次の事項が記載されるものとする。

- 申立ての主題
- 債権に対する仮差押決定の特定 (もしあれば)
- 債権者、担保権の対象となっている不動産の所有者、債務者、第三債務者の特定
- 担保権の対象となっている不動産の特定
- 担保権及び被担保債権の特定
- 保全されるべき債権の特定

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、嘱託書の書式には、登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題 (抵当権その他の担保権によって担保された仮差押の登記嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定 (抵当権その他の担保権の対象である不動産の区画番号又は証書番号及び住所)
- b 不動産の所有者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押登記)
- d 原因 (債権に対する仮差押決定、番号、年月日及び効力発生日及び裁判所の名前)

- e 債権者の名前 (住所)
 - f 債務者の名前 (住所)
 - g 第三債務者の名前 (住所)
 - h 担保権及び被担保債権の特定
- 添付書類：

-裁判所書記官により効力発生日が明記された仮差押決定の正本上記決定は第三債務者に送達されたときに効力を発生する。

-裁判所書記官が正写の証明を付した債権者の申立書の写し

第 19 条：民事訴訟法第 566 条第 5 項、第 408 条、第 411 条に基づく抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押登記の抹消登記嘱託書
抹消登記申請がなされた場合、裁判所書記官は、次のいずれかに該当する場合、抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押登記の抹消登記を嘱託しなければならない。

い。

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の申立が取り下げられた場合

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の執行申立てが取り下げられた場合

- 抵当権その他の担保権によって担保された債権の仮差押決定の執行を取り消す決定が効力を生じた場合

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、嘱託書の書式には、抹消登記嘱託に関する次の事項を追加して記載する。

主題 (抵当権その他の担保権によって担保された仮差押の登記の抹消登記嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定 (仮に差し押さえられた債権を担保する抵当権その他の担保権の対象である不動産の区画番号又は証書番号及び住所)
- b 不動産の所有者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定登記の抹消)

- d 原因 (抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定申立て、もしくは抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定執行申立ての取下げ、及びその日付、または、抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押決定執行の取消、事件番号、日付及び効力を生じた日、裁判所の名前)

- e 債権者の名前 (住所)
- f 債務者の名前 (住所)

処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 564 条 (第 6 編の条項の準用)、第 365 条 (第三者異議の訴え)、第 367 条 (請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判)、第 564 条で準用する第 368 条 (終局判決における執行停止の裁判等) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項第 7 号 (第 367 条第 2 項に基づく仮差押えの執行取消を命ずる決定の正本)、もしくは執行文付与の第三者異議訴訟の終局判決で仮差押えの執行取消を命ずるもの) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

g 第 567 条 (不動産に対する仮差押えの執行) 第 4 項、第 427 条 (不動産の滅失等による強制売却の手續の取消し)、に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押え決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

h 第 537 条 (保全処分の費用等) 第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押え決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

第 6 款

仮処分の執行に関する登記

第 20 条：民事訴訟法第 570 条、第 420 条、第 424 条、第 425 条に基づく処分禁止の仮処分の登記嘱託書

裁判所が不動産の処分を禁止する仮処分を発令したときは、裁判所書記官は、債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に対して、処分禁止の仮処分の登記の嘱託をしなければならぬ。

処分を禁止する仮処分執行がなされたものの、同一不動産に対して新たに処分禁止の仮処分申立てがなされ、これを容認する場合は、執行裁判所は、さらに処分禁止の仮処分をするものとし (二重の仮処分決定)、裁判所書記官は、債権者の申立てに基づき、管轄登記機関に当該不動産の処分禁止の仮処分登記の嘱託を行わなければならない。

第 5 条 (嘱託書の書式) 第 2 文により、登記嘱託書には次の事項を追加して記載する。

主題 (処分禁止の仮処分登記の嘱託との内容を記載する)

- a 不動産の特定 (区画番号又は証書番号及び所在)
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者の名前 (住所)
- c 登記の目的 (“a” の不動産に対する処分禁止の仮処分)
- d 原因 (仮処分決定の番号、年月日、裁判所の名前)
- e 債権者の名前 (住所)
- f 債務者の名前 (住所)

添付書類：

不動産に対する処分禁止の仮処分決定の正本

g 第三債務者の名前 (住所)

h 担保権及び被担保権の特定

添付書類：

1-仮差押決定申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下げ調書の正本を添付する。

2-仮差押決定執行申立てが取り下げられた場合

a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が正写の証明を付した申立書の写しを添付する。

b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下げ調書の正本を添付する。

3-仮差押執行が取り消された場合

a 第 569 条 (仮差押解放金の寄託による仮差押の取消) の規定に基づく仮差押解放金の寄託 (第三債務者による債権総額の裁判所寄託が、第 566 条 (債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行) 第 3 項に基づく仮差押解放金の寄託とみなされる場合を含む) による取消の場合は、裁判所書記官は、仮差押えを取消す決定の正本を添付する。

b 第 554 条 (保全決定に対する異議の申立てによる決定)、第 557 条 (本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し)、第 558 条 (事情の変更による保全決定の取消)、第 561 条 (抗告) 及び第 564 条 (第 6 編の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 1 項 1 号に基づいて保全執行裁判所が執行処分を取り消す決定をなした場合に基づく取消については、裁判所書記官は仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 551 条 (保全執行停止の裁判)、第 564 条 (第 6 編の条項の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押決定の執行の取消決定の正本を添付しなければならない。

d 第 564 条 (第 6 編の条項の準用) 及び第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 5 号 (強制執行をしない旨又は保全申立てを取り下げる旨、保全執行申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条 (第 6 編の条項の準用)、第 364 条 (執行文の付与に対する異議の訴え)、第 367 条 (請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等)、第 368 条 (終局判決における執行停止の裁判等)、第 370 条 (強制執行の停止及び取消) 第 1 項 7 号 (第 564 条により準用される第 367 条 2 項に基づく仮差押決定の執行取消決定の正本、もしくは執行文付与の異議の訴えに対する終局判決で仮差押決定の執行処分の取り消しを命ずるもの) 正本) に基づく取消については、裁判所書記官は、仮差押の執行

第 21 条：民事訴訟法第 570 条、第 428 条に基づく処分禁止の仮処分登記の抹消登記嘱託書

不動産に対する処分禁止の仮処分決定申立て又は不動産に対する処分禁止の仮処分決定の執行申立てが取り下げられた場合、もしくは、仮処分の対象たる不動産の処分禁止の仮処分決定の執行を取消す決定が効力を生じた場合には、裁判所書記官は、管轄登記機関に対して、当該不動産の処分禁止の仮処分登記の抹消登記の登記嘱託をしなければならぬ。

第 5 条（嘱託書の書式第 2 文により、登記嘱託書には次の事項を追加して記載する。）

主題（不動産の処分禁止の仮処分の抹消登記嘱託との内容を記載する）

- a 不動産の特定（区画番号又は証書番号及び所在）
- b 不動産の所有権者、永借権者、用益権者、永借権者の名前（住所）
- c 登記の目的（“a”の不動産の処分禁止の仮処分の抹消登記）
- d 原因（不動産の処分禁止の仮処分申立ての取下げ又は処分禁止の仮処分決定の執行申立ての取下げ、及びその日付、もしくは処分禁止の仮処分執行（事件番号及び日付）を取消す決定の日付、効力発生日、及び裁判所の名前）
- e 債権者の名前（住所）
- f 債務者の名前（住所）

添付書類：

- 1-不動産処分禁止の仮処分決定申立てが取り下げられた場合
 - a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。
 - b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

- 2-不動産処分禁止の仮処分決定の執行申立てが取り下げられた場合
 - a 取下げが書面でなされたときは、裁判所書記官は、裁判所書記官が原本正写の証明を付した申立書の写しを添付する。
 - b 取下げが口頭でなされたときは、裁判所書記官は、取下調書の正本を添付する。

- 3-不動産処分禁止の仮処分の執行が取り消された場合

a 第 554 条（保全決定に対する異議の申立てによる決定）、第 557 条（本案の訴え不起訴等による保全決定の取消し）、第 558 条（事情の変更による保全決定の取消）、第 559 条（特別の事情による仮処分決定の取消）及び第 561 条（抗告）及び第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条 1 項 1 号（執行の停止及び取消）に基づいて執行裁判所が仮処分決定の執行処分を取り消す決定をした場合、裁判所書記官は、不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

b 第 551 条（保全執行の執行停止の裁判）、第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（執行の停止及び取消）第 1 項 7 号に基づく取消については、裁判所書記官は、

官は、不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

c 第 564 条（第 6 編の条項の準用）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 5 号（不動産処分禁止の仮処分の実行をしない旨又は不動産処分禁止の仮処分の申立てまたは不動産処分禁止の仮処分の執行申立てを取り下げの旨を記載した裁判上の和解の調書の正本）に基づく取消については、裁判所書記官は、処分禁止の仮処分決定の執行処分の取消決定の正本を添付する。

d 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 364 条（執行文の付与に対する異議訴訟）、第 367 条（請求異議の訴え提起に伴う執行停止の裁判等）、第 368 条（終局判決における執行停止の裁判等）、第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 564 条により準用される第 367 条第 2 項に基づく不動産処分禁止の仮処分決定の執行取消決定の正本）もしくは、不動産処分禁止の仮処分の執行処分の取り消しを命じる執行文付与に対する異議訴訟の終局判決の正本に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

e 第 564 条（第 6 編の条項の準用）、第 365 条（第三者異議の訴え）、第 367 条（請求異議の訴え等の提起に伴う執行停止の裁判）、第 564 条で準用する第 368 条（終局判決における執行停止の裁判）及び第 370 条（強制執行の停止及び取消）第 1 項 7 号（第 367 条第 2 項に基づく強制執行の停止及び執行処分の取消を命ずる旨を記載した裁判の正本、もしくは不動産処分禁止の仮処分決定の執行処分の取り消しを命じる第三者異議訴訟の終局判決）に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

f 第 570 条（仮処分の執行）、第 567 条（不動産仮差押えの執行）第 4 項、第 427 条（不動産の滅失等による強制売却の手續の取消）に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の執行処分の取消決定の正本を添付する。

g 第 537 条（保全処分の費用等）第 3 項に基づく取消については、裁判所書記官は、不動産処分禁止の仮処分の執行処分の取消決定の正本を添付する。

第 3 節

登記手續

第 1 款

通則

第 22 条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿に対する登記手續

a 所有権に対する差押、所有権に対する仮差押、所有権の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

b 永借権に対する差押、永借権に対する仮差押、永借権の処分禁止の仮処分の登記は、「永

借権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

c 用益権に対する差押、用益権に対する仮差押、用益権の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載する。

第2款

不動産に対する強制執行の登記方法

第23条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への差押登記の方法
地籍局が第7条（民事訴訟法第420条 424条及び425条）に基づく不動産差押登記の嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類に従って登記をしなければならない。

a. 所有権差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により不動産所有権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」
b. 共有持分の差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により共有者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権の差押えの登記の場合は、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により永借権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の差押えの登記場合は、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により永借権者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権の差押えの登記の場合は、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により用益権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の差押えの登記の場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次

のように記載しなければならない：

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の強制売却開始決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、により用益権者.....（氏名）の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

第24条：土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への差押登記の抹消登記の方法

地籍局が第8条（民事訴訟法第428条）に基づいて不動産差押登記の抹消登記の嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの抹消登記の種類に従って登記をしなければならない。

a 「所有権の差押えもしくは共有持分の差押え」の抹消登記は、所有権差押えもしくは所有権共有持分の差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

b 「永借権の差押えもしくは永借権の共有持分の差押え」の抹消登記は、永借権の差押えもしくは永借権の共有持分の差押えの登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 「用益権の差押えもしくは用益権の共有持分の差押え」の抹消登記は、用益権の差押えもしくは用益権の共有持分の差押えの登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第25条：権利の移転登記、権利の取得登記の抹消登記、仮処分登記の抹消登記、差押え登記又は仮差押え登記の抹消登記

地籍局が第9条（民事訴訟法第448条）に基づいて強制売却による所有権、永借権、用益

権の移転登記)に規定された嘱託書を受理したときは、その種類にしたがって移転登記または抹消登記をしなければならない。

1-権利の移転登記

- a 所有権の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、所有権を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新所有者の氏名)」(青インク又は黒インク)
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地(新所有者の生年月日及び出生地)」(青インク又は黒インク)
 - 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....(新所有者の父母の氏名)」(青インク又は黒インク)。
- b 所有権の共有持分の移転登記は「土地登記簿」欄に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の所有権の共有分を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新所有権共有者全員の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「年月日及び出生地(新共有者全員の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
 - 「氏名.....及び氏名.....(新所有者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。
 - ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

- c 永借権の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
 - 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の永借権を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名(新永借権者の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。」
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「年月日及び出生地(新永借権者の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。」

- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新永借権者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。」

d 永借権共有持分の移転登記は「永借権登記簿」に次のように記載する。

- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
- 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....(氏名)の永借権の共有持分を.....(氏名)に移転する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」
- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
- 「氏名(新永借権共有者全員の氏名を記載する)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
- 「年月日及び出生地(新永借権の共有者全員の生年月日及び出生地を記載する)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

e 用益権の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。

- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新永借権の共有者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

附注：本文の題号、28 条 1 項 b 等を参照すると、上記但し書きの記載は「共有者の代表者の生年月日及び出生地」[共有者全員の生年月日及び出生地]であるべきだが、原文がそれぞれ「氏名」となっているため、そのままとした。

- 「家系」欄に次のように記載する。
- 「氏名.....及び氏名.....(新永借権の共有者の父母の氏名)(青インク又は黒インク)。
- ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記録ファイルに付ける。」

リファレンス番号 Aj.....により、..... (所有権移転、永借権、用益権等) の登記を抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

3- 売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記

売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記は、仮処分登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

リファレンス番号 Aj.....により、仮処分の登記を抹消する (青インク若しくは黒インク)。

刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

4- 差押え又は仮差押え登記の抹消登記

差押え又は仮差押え登記の抹消登記は、差押え又は仮差押えと同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

リファレンス番号 Aj.....により、差押え又は仮差押えの登記を抹消する (青インク若しくは

黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 3 款

不動産に対する担保権の実行に係る登記方法

第 26 条：担保権の実行による不動産の差押えについての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 10 条 (民事訴訟法第 420 条、511 条、512 条) に基づく担保権の実行による不動産登記差押嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類にしたがって登記をしなければならない。

a 不動産の所有権差押えの場合は、「土地登記」の「不動産負担」の欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の (担保権に基づく) 強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....に基づき、所有権を差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク若しくは黒インク)。」

b 共有持分の差押えの場合は、「土地登記」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の (担保権に基づく) 強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....に基づき、..... (氏名) の所有権の共有持分を差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク若しくは黒インク)。」

- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、..... (氏名) の用益権を..... (氏名) に移転する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名 (新用益権者の氏名を記載する) (青インク又は黒インク)。」

- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「年月日及び出生地 (新用益権者の生年月日及び出生地を記載する (青インク又は黒インク))」

- 「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名..... (新用益権者の父母の氏名) (青インク又は黒インク)。」

f 用益権共有持分の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。

- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、..... (氏名) の用益権の共有持分を..... (氏名) に移転する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名 (新用益権共有者全員の氏名を記載する) (青インク又は黒インク)。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「年月日及び出生地 (新用益権の共有者全員の生年月日及び出生地を記載する (青インク又は黒インク))」

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の生年月日及び出生地を記載し、共有者全員の生年月日及び出生地を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

- 「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名..... (新用益権の共有者の父母の氏名) (青インク又は黒インク)。

ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

2- 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る登記の抹消

売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る登記の抹消は、取得された権利と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

共有部分の差押え登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 用益権もしくは用益権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、用益権もしくは用益権の共有部分の差押え登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載しなければならない。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第 28 条：担保権の行使による権利の移転登記、権利の取得に係る登記の抹消登記、仮処分

の抹消登記、差押、仮差押の抹消登記
地籍局が第 12 条（民事訴訟法第 448 条）に基づく担保権実行による所有権、永借権または用益権の移転登記嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、移転登記又は抹消の種類にしたがった下記のように登記をしなければならない。

1-所有権の移転登記

a 所有権の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。

・「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....（氏名）の所有権を.....（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

・「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。

「氏名（新所有者の氏名）」（青インク又は黒インク）

・「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。

「生年月日及び出生地（新所有者の生年月日及び出生地）」（青インク又は黒インク）

・「家系」欄に次のように記載する。

「氏名.....及び氏名.....（新所有者の父母の氏名）」（青インク又は黒インク）。

b 所有権の共有持分の移転登記は「土地登記簿」に次のように記載する。

・「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、

c 永借権の差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、永借権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、.....（氏名）の永借権の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

e 用益権の差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、用益権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の（担保権に基づく）強制売却開始の決定番号.....、リファレンス番号 Ajに基づき、.....（氏名）の用益権の共有持分を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

第 27 条：担保権実行による不動産の差押えの抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記の方法

地籍局が第 11 条（民事訴訟法 428 条）に基づく担保権の実行による不動産差押登記の抹消登記嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、不動産の差押え登記の抹消登記の種類に従ってその抹消登記をしなければならない。

a 所有権もしくは所有権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、所有権もしくは所有権の共有持分の差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の執行債権者の申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

b 永借権もしくは永借権の共有持分の差押え登記の抹消登記は、永借権もしくは永借権の

- 有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
- 「氏名（新所有者の氏名）（青インク又は黒インク）」
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新所有者の生年月日及び出生地）（青インク又は黒インク）」
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新所有者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新永借権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。

- e 用益権の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。
 - 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
- 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....（氏名）の用益権を.....（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」
- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
 - 「氏名（新用益権者の氏名を記載する）（青インク又は黒インク）。
 - 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
- 「生年月日及び出生地（新用益権者の生年月日及び出生地を記載する）（青インク又は黒インク）。」
- 「家系」欄に次のように記載する。
 - 「氏名.....及び氏名.....」（新用益権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
- f 用益権共有持分の移転登記は「用益権登記簿」に次のように記載する。
- 「書面又は判決の概要」欄に下記のように記載する。
- 「売却許可決定番号.....及び.....年..月..日において買受人の...裁判所に対する代金の支払い、リファレンス番号 Aj.....により、.....（氏名）の用益権の共有分を.....（氏名）に移転する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」
- 「氏名及び財産の種類」欄に次のように記載する。
- 「氏名（新用益権共有者全員の氏名を記載する）（青インク又は黒インク）。
- ただし、共有持分者 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の氏名を記載し、共有者全員の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」
- 「生年月日及び出生地」欄に次のように記載する。
 - 「生年月日及び出生地（新共有者全員の生年月日及び出生地を記載する）（青インク又は黒インク）。

地籍局が第 13 条（民事訴訟法第 403 条 10 項）に基づく抵当権、もしくはその他の担保権によって担保された債権の差押登記に関する嘱託書）に規定された嘱託書を受理したときは、差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく
執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

b 所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく
執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく
執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく
執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく
執行債務者.....（氏名）の債権を差押える（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する差押登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、レファレンス番号 Aj.....」に基づく

ンク）。
ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の生年月日及び出生地を記載し、共有者全員の生年月日及び出生地を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

・「家系」欄に次のように記載する。
「氏名.....及び氏名.....（新用益権者の父母の氏名）（青インク又は黒インク）。
ただし、共有持分者が 3 名以上の場合は、地籍局は、共有者の代表者の父母の氏名を記載し、共有者全員の父母の氏名を別の書面に記載し、登記記録ファイルに付ける。」

2・売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る抹消登記
売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得に係る抹消登記は、取得された権利と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、
レファレンス番号 Aj.....により、.....（所有権移転、永借権、用益権、抵当権等）の登記を抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

3・売却により失効となった処分禁止の仮処分の登記の抹消登記

売却により失効となった処分禁止の登記の抹消登記は、仮処分登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、
レファレンス番号 Aj.....により、仮処分の登記を抹消する（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

4・差押え又は仮差押登記の抹消登記

差押え又は仮差押登記の抹消登記は、差押え又は仮差押登記と同様の欄に次のように記載する。

「売却許可決定番号.....及び.....年.....月.....日において買受人の.....裁判所に対する代金の支払い、
レファレンス番号 Aj.....により、差押え又は仮差押えの登記を抹消する（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インク若しくは黒インク）。」

訳注：24 条・25 条・30 条等に照らすと、本条 3 項・4 項の「赤インク」は「青インク若しくは黒インク」と、「青インク若しくは黒インク」は「赤インク」とされるべきであるが、訳は原文どおりとなっている。

第 4 款

抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する強制執行に係る登記方法

第 29 条：抵当権その他の担保権によって担保された債権の差押えについての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

執行債務者……(氏名)の債権を差押える(赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する(青インクもしくは黒インク)。」

第30条：債権差押の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第14条(民事訴訟法408条、410条、411条)に基づく債権の差押登記の抹消登記(嘱託書)に規定された嘱託書を受理したときは、債権差押の抹消登記は、差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権差押えの抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「……年……月……日付の……執行裁判所の決定番号……、リファレンス番号Aj……、もしくは……年……月……日付の債権執行申立ての取下げ、もしくは……年……月……日付の第三債務者による返済、もしくは……年……月……日付の第三債務者の寄託に基づき、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……の差押えを抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

第31条：抵当権又はその他の担保権の移転登記についての土地登記簿、永借権登記簿、

用益権登記簿への登記方法

地籍局が第15条(民事訴訟法第413条10項)に基づく抵当権その他の担保権の移転登記の嘱託書)に規定された嘱託書を受理したときは、その種類にしたがって移転登記または抹消登記が行わなければならない。

1- 移転登記

a 所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「土地登記簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「永借権簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権の登記は「用益権簿」の「不動産負担」の欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……に基づいて、……(氏名)に移転する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

2- 抹消登記

a 不動産所有権又は所有権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……、に基づいて、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……差押えを抹消する。(青インクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押登記の場合と同様に、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた……年……月……日、リファレンス番号Aj……、に基づいて、……年……月……日付の……裁判所の決定番号……による……差押えを抹消する。(青インクもしくは黒インク)。」

ンクもしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権その他の担保権によって担保された債権差押の抹消登記は、債権差押え登記の場合と同様に、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「執行官が売却代金の支払いを受けた.....年.....月.....日、リファレンス番号 Aj.....、に基づいて、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....差押えを抹消する。(青インク)もしくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 5 款

不動産に対する仮差押の執行に関する登記方法

第 32 条：仮差押えの登記についての 土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 16 条 (民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項、第 420 条、第 424 条、第 425 条) に基づく仮差押登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記をしなければならない。

a 所有権仮差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、所有権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

b 所有権の共有持分の仮差押えの場合は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の所有権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

c 永借権の仮差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、永借権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

d 永借権の共有持分の仮差押えの場合は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のよ

うに記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の永借権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

e 用益権の仮差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、用益権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

f 用益権の共有持分の仮差押えの場合は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づいて、.....(氏名) の用益権の共有持分を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インク)もしくは黒インク)。」

第 33 条：仮差押えの抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 17 条 (民事訴訟法第 567 条 3 項、4 項及び第 428 条) に基づく仮差押登記の抹消登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの抹消登記をその種類に従って登記をしなければならない。

a 所有権の仮差押えもしくは所有権の共有持分の仮差押え登記の抹消登記は、所有権若しくは所有権の共有持分の仮差押え登記の場合と同様に、「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立ての取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク)若しくは黒インク)」。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

b 永借権の仮差押えもしくは永借権の共有持分の仮差押えの登記の抹消登記は、永借権もしくは永借権の共有持分の仮差押えの登記の場合と同様に、「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....執行裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立ての取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク)若しくは黒インク)。」

ク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

c 用益権の仮の差押もしくは用益権の共有持分の仮差押えの登記の抹消登記は、用益権もしくは用益権の共有持分の仮差押えの登記の場合と同様に、「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の決定申立の取下げまたは仮差押えの執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の差押えを抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

第 6 款

抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行に係る登記方法

第 34 条：抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 18 条 (民事訴訟法第 566 条) に基づく抵当権その他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

b 所有権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

c 永借権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

(青インクもしくは黒インク)。」

d 永借権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

e 用益権上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

f 用益権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押え登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。
「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj..... に基づく執行債務者..... (氏名) の債権を仮に差押える (赤インク)。刻印を押し、登記日を記入する (青インクもしくは黒インク)。」

第 35 条：抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの登記の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が第 19 条 (民事訴訟法第 566 条) 第 5 項、第 408 条、第 411 条) に基づく抵当権又はその他の担保権によって担保された債権に対する仮差押えの抹消登記嘱託書) に規定された嘱託書を受理したときは、仮差押えの種類に従って登記しなければならない。

a 所有権又は所有権の共有持分に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「土地登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj.....、もしくは.....年.....月.....日付の抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え決定の申立ての取下げ、もしくは抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行の申立ての取下げに基づき、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する (青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する (赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え決定の申立ての取下げ、もしくは抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行の申立ての取下げに基づき、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

c 用益権又は用益権の共有持分上に設定された抵当権又はその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの抹消登記は、抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え登記の場合と同様に「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押え決定の申立ての取下げ、もしくは抵当権若しくはその他の担保権によって担保された債権の仮差押えの執行の申立ての取下げに基づき、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の仮差押えを抹消する（青インク若しくは黒インク）。刻印を押し、登記日を記入する（赤インク）。」

第 7 款

仮処分の執行関係の登記方法

第 36 条： 不動産処分禁止の仮処分の登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法
地籍局が第 20 条（民事訴訟法第 570 条、第 424 条、第 425 条）に基づく処分禁止の仮処分の登記嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、処分禁止の仮処分の種類に従って登記しなければならない。

a 所有権の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、所有権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

b 所有権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「土地登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の所有権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

c 永借権の処分禁止の仮処分の登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、永借権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

d 永借権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「永借権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の永借権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

e 用益権の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、用益権の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

f 用益権の共有持分の処分禁止の仮処分の登記は、「用益権登記簿」の「不動産負担」欄に次のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj に基づき、.....（氏名）の用益権の共有持分の処分禁止の仮処分をする（赤インク）。刻印を押し、登記日を記入する（青インクもしくは黒インク）。」

第 37 条： 不動産処分禁止の仮処分の抹消登記についての土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿への登記方法

地籍局が 21 条（民事訴訟法第 570 条、第 428 条）に基づく処分禁止の仮処分の登記の抹消登記嘱託書に規定された嘱託書を受理したときは、その処分禁止の仮処分の種類に従って登記しなければならない。

第 3 章

判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義の効力に基づく登記

第 40 条： 判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義に基づく登記

判決、決定、または和解もしくは請求認諾の執行名義に基づく物権変動の登記については、勝訴当事者、又は和解調書もしくは請求認諾調書を持っている当事者が、管轄の当局者に対して、判決または決定の正本、または和解調書もしくは請求認諾調書に基づく執行名義及びその他必要な書類を添付して申請をしなければならぬ。

第 4 章

経過規定

第 41 条： 一般的経過措置

本省令適用後、適用前に開始された囑託手続及び民事訴訟法に関する不動産登記手続きに対しても、本省令を適用する。この場合において、適用前に開始された手続によって生じた効力は本省令によって妨げられない。

本省令適用の前に出された書記官の囑託書、又は当事者の登記申請で登記未実行の場合には、従前の例による。

第 42 条： 長期賃借権に関する経過措置

2001年の土地法に基づく長期賃借権は永借権とみなす。
長期賃借権に対する強制執行は、民事訴訟法で規定されている不動産に対する強制執行に準ずる方法で行う。

第 5 章

最終条項

第 43 条： 適用期日

本省令は、署名の期日から起算して6ヶ月後経過後に適用する。

第 44 条： 抵触法令の廃止

本省令の適用の日において効力を有する他の法令で、本省令の規定に抵触するものは、本省令の適用の日から、その抵触の限度において無効とする。

a 所有権又は所有権の共有持分の仮処分禁止の仮処分の抹消登記は「土地登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

b 永借権又は永借権の共有持分の処分禁止の仮処分の抹消登記は「永借権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

c 用益権又は用益権の共有持分の処分禁止の仮処分の抹消登記は「用益権登記簿」の「不動産の負担」欄に下記のように記載する。

「.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....、リファレンス番号 Aj、もしくは.....年.....月.....日付の処分禁止の仮処分決定申立ての取下げ、または処分禁止の執行申立ての取下げにより、.....年.....月.....日付の.....裁判所の決定番号.....による.....の処分禁止の仮処分を抹消する(青インク若しくは黒インク)。刻印を押し、登記日を記入する(赤インク)。」

第 8 款

登記後の手続

第 38 条： 書記官への登記簿謄本の送付

書記官の囑託書に基づく登記が行われた後、地籍局は、首都/州地籍局長の「原本と相違ない」旨の証明付きの土地登記簿謄本、または永借権登記簿謄本、または用益権登記簿謄本を作成し、囑託書を作成した書記官に送付しなければならない。

第 39 条： 更正の囑託書

送付された土地登記簿謄本、または永借権登記簿謄本、または用益権登記簿謄本に不備な事項や誤りや記載欄の限りなどの囑託書の内容と異なった登記を見つけた場合は、書記官が首都/州地籍局に対して更正をさせることができる。
地籍局による更正後は、第 38 条を同様に適用する。

..... 始審裁判所
No.
.....年.....月.....日.....

不動産差押え登記の嘱託書
(第 7 条)

私、..... (氏名)、.....始審裁判所の書記官で、下記のように嘱託する。

.....地方の国土管理・都市計画・建設局長殿 (首都/州地籍局長)

件名 : (所有権または永借権または用益権の差押えに関する嘱託)

- a. 不動産の表示 土地番号または登記済書番号 :
- 所在地 :
- b. 所有者 または永借権者 または用益権者の氏名 :
- 住所 :
- c. 登記の目的 : (項目 a. の土地の所有権または永借権または用益権に対する差押え)
- d. 理由 : (.....年.....月.....日付の.....裁判所の強制売却開始決定書 No.....)
- e. 執行債権者氏名 :
- 住所 :
- f. 執行債務者氏名 :
- 住所 :

添付書類 :
-年.....月.....日付の.....裁判所の強制売却開始決定書正本
No.

署名及び公印

書記官名

～ 活動報告 ～

平成 27 年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官

石 田 正 範

第 1 はじめに

約 20 年前に開始された法務省による法制度整備支援は、年々支援対象国が増加するとともに、支援内容が拡大、複雑化していることから、今後も同支援を適切に推進していくためには、同支援に携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、当部においては、平成 21 年より、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせるとともに、将来同支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年 1 回国際協力人材育成研修を実施しており、今回が 7 回目となる。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき、研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

第 2 研修の概要

1 研修期間

平成 27 年 11 月 9 日ないし同月 20 日（移動日を含む。）

2 研修場所

(1) 国内研修

当部（大阪市福島区福島 1 丁目 1 番 60 号大阪中之島合同庁舎 4 階）

(2) 国外研修

カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）

3 研修員

(1) 宮崎文康（法務省民事局付）

(2) 水川亮（法務省民事局総務課企画第一係長）

(3) 前田澄子（千葉地方検察庁検事）

(4) 寺嶋勇祐（長崎地方検察庁検事）

(5) 田中博史（青森地方検察庁八戸支部検事）

(6) 米田佳子（大阪高等検察庁検察事務官）

4 研修内容（概要）

(1) 国内研修（平成 27 年 11 月 10 日，11 日，19 日及び 20 日）

- ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義
- イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義
- ウ 国際協力専門官の業務に関する講義
- エ 国際協力部副部長による講義
- オ 国際協力部長による講話
- カ 資料整理，研修レポート作成
- キ 総括質疑応答

(2) 国外研修（平成 27 年 11 月 12 日ないし 18 日）

- ア JICA 長期派遣専門家らとの意見交換会
- イ カンボジア司法省，王立司法学院，カンボジア弁護士会及び王立法律経済大学のワーキング・グループ見学
- ウ カンボジア特別法廷訪問
- エ 名古屋大学日本法教育センター訪問
- オ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴
- カ JICA カンボジア事務所訪問

第 3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成 27 年 11 月 10 日

ア 講義「法務省による法制度整備支援の概要」（当職）

法務省による法制度整備支援の概要について，国際協力部の関わり，他機関・他国による法制度整備支援との比較等を中心に講義を実施した。

イ 講義「各国法制度整備支援の概要」（堤正明，内山淳，塚部貴子及び松尾宣宏各教官）

ラオス人民民主共和国，カンボジア，ネパール連邦民主共和国，ベトナム社会主義共和国及びミャンマー連邦共和国における法制度整備支援の経緯，状況，成果等について，各国を担当する教官が講義を実施した。

ウ 国外研修オリエンテーション（当職）

国外研修の具体的内容，心構え等を伝達するとともに，必要な準備等を行った。



国内研修での講義の様子

(2) 平成 27 年 11 月 11 日

ア 講義「法制度整備支援の在り方」(柴田紀子副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験等を踏まえて、長期派遣専門家の役割、心構え等を中心に、法制度整備支援の在り方について講義を実施した。

イ 講義「国際協力専門官の業務」(藤生康裕統括国際協力専門官，千同舞主任国際協力専門官)

国際協力部における国際協力専門官の業務，役割等について講義を実施した。

ウ 講義「各国法制度整備支援の概要」(渡部吉俊及び横幕孝介各教官)

東ティモール民主共和国及びインドネシア共和国における法制度整備支援の経緯，状況，成果等について，各国を担当する教官が講義を実施した。

エ 国外研修オリエンテーション(井倉美那子国際協力専門官)

国外研修での生活面での注意事項等を伝達した。

2 国外研修

(1) 平成 27 年 11 月 13 日

ア JICA プロジェクトオフィス意見交換会

辻保彦長期派遣専門家・チーフアドバイザー(以下「辻専門家」という。)，嶋貫賢男長期派遣専門家(以下「嶋貫専門家」という。)，原雅基長期派遣専門家(以下「原専門家」という。)及び川口裕子業務調整員から，カンボジアにおける法制度整備支援の実施状況，長期派遣専門家の役割，現地での苦労等について説明を受けた上で，研修員から質問をするなど，意見交換会を実施した。

その後，研修員と JICA プロジェクトオフィスのカンボジア人スタッフとの間で，英語による質疑応答を実施した。

イ 王立司法学院ワーキング・グループ見学

王立司法学院において、原専門家が担当する同学院のワーキング・グループを見学した。

ウ カンボジア弁護士会ワーキング・グループ見学

JICA プロジェクトオフィスにおいて、嶋貫専門家が担当するカンボジア弁護士会のワーキング・グループを見学した。



カンボジア人スタッフとの質疑応答の様子



王立司法学院にて

(2) 平成 27 年 11 月 16 日

ア カンボジア特別法廷訪問

カンボジア特別法廷（クメール・ルージュ政権により行われた虐殺等の重大犯罪について、同政権の幹部を裁くことを目的として国際連合の関与の下で設置）を訪問し、同法廷共同捜査室で主任分析官として勤務する藤原広人氏より、同法廷設置に至るまでの国際刑事司法の沿革、同法廷の概要、審理の進捗状況、現状の課題、国際機関におけるキャリアパス等について説明を受けた上、法廷等の施設を見学した。

イ 名古屋大学日本法教育研究センター訪問

名古屋大学が王立法律経済大学内に設置し、同大学の学生に対して日本語による日本法教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センターを訪問し、研修員が同センターの学生に対し、「民事裁判における名誉棄損」「刑事裁判における間接事実による立証」の各テーマで講義を実施した。

日本語による講義であり、その内容も平易なものではなかったが、学生の理解力や意欲は素晴らしく、講義内容に対して多くの学生から積極的かつ鋭い質問がなされた。



カンボジア特別法廷にて



名古屋大学日本法教育研究センター
での講義の様子

(3) 平成 27 年 11 月 17 日

ア カンボジア司法省ワーキング・グループ見学

JICA プロジェクトオフィスにおいて、嶋貫専門家が担当するカンボジア司法省のワーキング・グループを見学した。

イ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

カンボジアの裁判制度下で第一審にあたるプノンペン地方裁判所において、JICA プロジェクトオフィスのスタッフの通訳の下、刑事裁判を傍聴した。

(4) 平成 27 年 11 月 18 日

ア 王立法律経済大学ワーキング・グループ見学

王立法律経済大学において、辻専門家が担当する同大学のワーキング・グループを見学した。

イ JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において、安達一所長らから、カンボジアにおける JICA 事業の概要、法制度整備支援の重要性等について説明を受けるとともに、研修員から、本研修の国外研修を通じて得た感想や意見を述べた。



王立法律経済大学ワーキング・グループの様子

3 国内研修後半

(1) 平成 27 年 11 月 19 日

資料整理，研修レポート作成

(2) 平成 27 年 11 月 20 日

ア 講話（阪井光平部長）

複雑化する国際社会の中での法制度整備支援の在り方等について講話を実施した。

イ 総括質疑応答（阪井光平部長，当職ら当部教官）

各研修員が本研修の所感等を述べ，阪井光平部長をはじめとする当部職員と意見交換等を実施した。

ウ 閉講式



総括質疑応答の様子

第 4 所感

本研修は，前記研修目的に基づき，研修員 6 名（裁判官出身 1 名，法務事務官 1 名，検事 3 名及び検察事務官 1 名）に対して実施したものであり，国外研修に先立つ国内

研修前半において、法制度整備支援の概要、カンボジアを始めとする各国における法制度整備支援の現状、課題等の講義を集中的に実施し、法制度整備支援等の基礎知識を持ってもらった上で、カンボジアにおいて国外研修を実施し、法制度整備支援の現場を直接見聞きしてもらった。

本研修で第7回となる国際協力人材育成研修の国外研修は、第1回ないし第4回はベトナム社会主義共和国で、第5回以降はカンボジアで実施しており、本研修では一昨年、昨年に引き続きカンボジアで実施した。

カンボジアは、クメール・ルージュ政権による法律家等の知識人の大量虐殺の影響により、法制度整備支援の対象国の中でも法律家人材が圧倒的に不足しており、同支援の必要性が具体的にイメージしやすいこと、日本の同支援等により民法、民事訴訟法等が成立したとの経緯もあってその内容が日本の法律と類似しており、それを前提としたワーキング・グループでの議論等にもついていきやすいこと、現行プロジェクトはカンボジア司法省、王立司法学院、カンボジア弁護士会及び王立法律経済大学の4機関を対象とする比較的シンプルなスキームであることなどから、国際協力人材育成研修の国外研修の場として適切な国であると思料する。

本研修の研修員は、国外研修を通じて、長期派遣専門家らが、忍耐強くカンボジア側関係者の主体性を重視するというスタンスを徹底しつつ、熱意を持って国外での職務に当たっている姿を目の当たりにし、また、カンボジアをより良い国にしたいと願いつつ、日々の自己研さんを惜しまない名古屋大学日本法教育センターの学生やJICAプロジェクトオフィスのカンボジア人スタッフと触れ合うことで、強い感銘を受け、将来的に法制度整備支援業務に携わることや日々の自己研さんへの意欲を高めるとともに、カンボジアという国自体にも強い興味を持った模様であった。

各研修員は、各自が具体的な問題意識を持ちつつ、自らカンボジア人の輪に飛び込んで種々の質問をしたり、研修員同士で活発な議論をしたり、研修時間外に進んでクメール・ルージュ政権による大虐殺関連の施設を訪れたりするなど、積極的に本研修に取り組んでおり、その姿は非常に頼もしいものであった。

過去の国際人材育成研修の研修員がその後当部に合計4名配属されるなど、同研修は着実に成果を上げているものと思料されるが、本研修の研修生の中から、将来法制度整備支援業務に従事する人材が輩出されることを願う。

添付資料 日程表、研修員名簿

平成27年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前	12:00	午後	18:00	備考
11 / 9		16:00 法務総合研究所大阪支所入寮				大阪泊
11 / 10	火	9:50 研修員 挨拶 副部長室ほか	10:00 講義「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 石田正範 国際協力部4階セミナー室	13:00 講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 堤正明, 内山淳, 塚部貴子, 松尾宣宏 国際協力部4階セミナー室	17:00 海外研修オ リエンテーション 国際協力部教官 石田正範 国際協力部4階 セミナー室	大阪泊
11 / 11	水	10:00 講義「法整備支援の在り方」 国際協力部副部長 柴田紀子 国際協力部4階セミナー室	11:10 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 藤生康裕, 千同舞 国際協力部4階セミナー室	13:15 講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 渡部吉俊, 横幕孝介 国際協力部4階セミナー室	15:00 海外研修オリエンテーション 国際協力専門官 井倉美那子 国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11 / 12	木	関西空港発 プノンペン着 日本(大阪)10:30発 ベトナム(ホーチミン)14:15着(VN321) ベトナム(ホーチミン)16:15発 カンボジア(プノンペン)着17:00(VN920)				プノンペン泊
11 / 13	金	9:00 意見交換 カンボジア長期専門家ほか JICAプロジェクト事務所		14:00 WG見学(RAJP/BAKC) RAJP/JICAプロジェクト事務所		プノンペン泊
11 / 14	土					プノンペン泊
11 / 15	日					プノンペン泊
11 / 16	月	9:00 裁判傍聴・グループ訪問 カンボジア特別法廷(ECCC)		14:00 研修員によるカンボジアの学生に対する講義 名古屋大学日本法教育研究センター(RULE内)		プノンペン泊
11 / 17	火	9:00 WG見学(MOJ) JICAプロジェクト事務所		14:00 裁判傍聴 プノンペン地方裁判所		プノンペン泊
11 / 18	水	9:00 WG見学(RULE) RULE	10:00 表敬訪問 JICAカンボジア事務所	プノンペン発 カンボジア(プノンペン)20:30発 ベトナム(ホーチミン)21:15着(VN3858)		機内泊
11 / 19	木	関西空港着 ベトナム(ホーチミン)00:15発 日本(大阪)7:00着 (VN320)		資料整理・レポート作成		大阪泊
11 / 20	金	9:30 研修員 挨拶 部長室	9:45 講話 国際協力部長 阪井光平 国際協力部4階セミナー室	10:30 レポート発表・総括質疑応答 国際協力部4階セミナー室	13:15 閉講式 国際協力部4階セミナー室	原庁へ

※MOJ(カンボジア司法省), RAJP(王立司法学院), BAKC(カンボジア弁護士会), RULE(王立法律経済大学)

平成27年度国際協力人材育成研修員名簿

Members of Training Seminar for the Human Resource Development for International Cooperation

1	宮 崎 文 康
	Mr. MIYAZAKI Fumiyasu
	法務省民事局付 Government Attorney of the Civil Affairs Bureau
2	水 川 亮
	Mr. MIZUKAWA Akira
	法務省民事局総務課企画第一係長 Chief of Coordination First Unit , General Affairs Division, Civil Affairs Bureau
3	前 田 澄 子
	Ms. MAEDA Sumiko
	千葉地方検察庁検事 Prosecutor of the Chiba District Public Prosecutors Office
4	寺 嶋 勇 祐
	Mr. TERASHIMA Yusuke
	長崎地方検察庁検事 Prosecutor of the Nagasaki District Public Prosecutors Office
5	田 中 博 史
	Mr. TANAKA Hiroshi
	青森地方検察庁八戸支部検事 Prosecutor of the Hachinohe Branch of Aomori District Public Prosecutors Office
6	米 田 佳 子
	Ms. YONEDA Yoshiko
	大阪高等検察庁検察事務官 Public prosecutor's assistant officer of the Osaka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 石田 正範(ISHIDA Masanori)

国際協力専門官/Administrative Staff 井倉 美那子(INOKURA Minako)

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付 宮崎 文康

1 はじめに

この度、私は平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

私は昨年 7 月から、法務省民事局民事第二課という、主として我が国における不動産登記制度を所管する部署に所属している。民事第二課と法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）とは、法務省という大きなくりでは共通しているものの、仕事内容は大きく異なり、また、場所が離れていることもあって、おそらく、私の周りには、ICD や現地に派遣されている長期専門家が行っている法制度整備支援の具体的内容を知っている者は多くはないのではないかと思われる。

また、民事第二課が不動産登記制度を所管する部署であることは前記のとおりであるところ、今回の研修期間を通じて、何度かカンボジアにおける不動産登記制度が議論の対象となることがあったため、その内容をここに御紹介することは決して無益ではないと思われる。

そこで、本レポートは、できるだけ多くの方々に今回の研修の成果を所感を交えて御報告するとともに、自分が現地で体験し、あるいは文献等で調査した内容なども踏まえ、カンボジアの実務家らの間で議論になっている事項について、その具体的内容を紹介したいという観点から作成した。本レポートの中には、これまでに法制度整備支援に携わったことのある方にとっては周知の内容も含まれると思われるが、前記目的に照らし、その点は御容赦いただきたい。

2 カンボジアにおける法制度整備支援の概要

(1) クメール・ルージュ

法制度整備支援は、カンボジアのみならず、多くの国をその対象としているが、国によって社会、歴史、文化の違いがあることから、当然に、同支援のやり方も異なるものとなる。例えば、カンボジアは、東にベトナム、北にラオスという、ともに法制度整備支援の対象となっている国々を隣接国としているが、両国はいずれも社会主義国であるため、ラオスは先行して行われていたベトナムでの同支援のやり方を参考としている。これに対して、カンボジアはそもそも社会制度の仕組みが異なる上に、クメール・ルージュによる深い傷跡が残っているため、そのことが今の社会の在り方、ひいては法制度整備支援にも影響を与えている。カンボジアにおける法制度整備支援を語る上では、その歴史を知ることは避けて通れないであろう。カンボジアへの日本人渡航者にとって、シエムリアップ及びそこにあるアンコール

ワットは馴染みがあっても、プノンペンを訪れ、その負の遺産を訪れたという者は多くはないと思われることから、ここで、クメール・ルージュの歴史について、現地を訪れた経験を交えつつ簡潔に述べることにしたい。

クメール・ルージュとは、1975年4月17日にカンボジアの首都プノンペンを制圧し、それ以降、1979年にかけて、知識人を中心とする大量虐殺を行ったカンボジア共産党である。

私は研修期間中の休日を利用して、プノンペン内にあるトゥールスレン (Tuol Sleng) 及びキリングフィールド (Killing Field) を訪れた。トゥールスレンは、クメール・ルージュ時代に学校を改修して作られた強制収容所である。今は、そこには、捕えられた者たちの顔写真が展示されているほか、当時に拷問で使われた鎖や凶器が生々しく残されている。そこでは、捕えられた者は鎖に繋がれ、鞭打ちや水責めに遭い、処刑される人々は、トゥールスレンからキリングフィールドへと運ばれる。キリングフィールドは、現地の日本語版パンフレットでは、「大量虐殺センター」と翻訳されている。その名のとおり、その慰霊塔には、幾多の人骨が収められており、その周辺には、土にまみれた子供用の衣服をはじめ、処刑された者たちの生きた痕跡が垣間見える。捕えられ、拷問を受け、処刑された者の中には、少年少女、国家建設のために貢献したいという気概を持って集った者もいたと聞く。それらの者はどれだけ無念な思いだったであろうか。想像するだけで、怒りと悲しみの思いが込み上げてくる（なお、私のカンボジア滞在中である2015年11月13日、パリで痛ましいテロ事件が起きた。カンボジアで起きたクメール・ルージュによる悲劇は40年前の出来事であるが、シリアでは今も虐殺行為が報じられていることを忘れてはならない。）。

処刑された知識人の中には、学校教師も含まれる。これは、カンボジアから、一定期間において教育が消えたことを意味する。カンボジアの街を歩くと、1台に4人を乗せた原動機付自転車が走り回るなど、交通事情一つをとっても、日本との違いを感じるが、これは、ルールを守っていないというより、そもそもルールを教わっていないことにも起因することなのかもしれないと感じる。

さて、クメール・ルージュ幹部の責任はどのように追及されるのかということ、カンボジアには、ECCC (Extraordinary Chamber in the Courts of Cambodia) というクメール・ルージュ特別法廷が存在し、そこでは、現在も審判が行われている。今回、私たちは、ECCCの施設に行き、その内部を見学することができたが、直前に期日変更がされたため残念ながら裁判傍聴をすることはできなかった。実際の裁判傍聴の様子については、カンボジアでの長期専門家経験のある柴田紀子検事が執筆された

「法律のひろば」への連載記事「カンボジアの法の夜明け—キムセンへの手紙」の「第10回〈特別編〉2010年7月のカンボジア」（2010年11月号・62ページ）に詳細に描写されているので、そちらを御覧いただきたい。

(2) プロセス重視の法制度整備支援

ICDは、カンボジアにおいて、1999年3月から民法及び民事訴訟法をはじめとする民事関連法令の起草支援を開始し、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法が、それぞれ成立した。

現行のプロジェクトは、それらの普及活動及び人材育成を中心に据えている。ここでいう人材育成とは、我が国から現地に派遣されている長期専門家が自ら教鞭をとって教えるわけではなく、教える人を育てることや、法律の作成・運営のプロセスを教えることを意味する。

ここでは日本の立場は、作る主体ではなく、あくまで黒子に過ぎない。なぜ、プロセスを重視するのか。法律を作って終わりにする、というやり方は簡単である。しかし、法律を作っても、ある規定の解釈に疑義が生じた時にどうするか。我が国には、当たり前のように各法律のコンメンタールが存在し、それを参照することが可能であるが、これは、発展途上国から見れば、当然のことではない。常にドナー国がいなくては運用ができないというのでは、法制度整備支援の目的が真に達成されたとはいえないことは明らかであろう。とりわけ、カンボジアにおいては、前記の歴史的経緯から、法律を教えることができる人材が不足している。そのため、法制度整備支援の重要性はなおのこと高いのである。

このような理由から、カンボジアにおいては、現地に派遣されている長期専門家が実務家や学生たちに一方的に教えるだけ、というようなやり方ではなく、司法省(MOJ)、王立司法学院(RAJP)、弁護士会(BAKC)及び王立法律経済大学(RULE)という4機関においてワーキンググループを組んで、共同研究という形で、あくまでも各機関の自主性を重んじるやり方で法制度整備支援が進められている。

私は実際に各ワーキンググループを見学する機会を与えていただくことができたことから、次に、項を改めて、各ワーキンググループの内容について、私が現地で体験したことも含め、御報告することとしたい。

3 各ワーキンググループについて

(1) 王立司法学院(RAJP)

ア RAJPとは、我が国の司法研修所と似て、裁判官及び検察官を育成する役割を担っており、現役の裁判官及び検察官が、その教官となっている。

このワーキンググループは、これから RAJP の教官となることを期待されている裁判官及び検察官がメンバーとなっており、手続の議論が主たるものである。

私が見学させていただいたワーキンググループのテーマは、「強制執行の停止と取消し」(Interruption and Cancellation of the Compulsory Execution Procedure)であった。現地の実務家が、自ら作成したパワーポイントに基づいて、請求異議の訴え (Suit Objecting Against Claim)、第三者異議の訴え (Third Party Objection Suit)、執行文付与に対する異議の申立て (Objection against the Grant of Execution Clause)、執行文付与に対する異議の訴え (Suit Objecting to Grant of Execution Clause)、抗告 (Chomtoah Appeal) 及び執行異議 (Objection Against Execution) について、それぞれプレゼンテーションを行っていた一方で、長期専門家 (裁判官出身) は、ワーキンググループメンバーの自主性を尊重するという観点から、発言する機会はそう多くはなかったが、同メンバーの側からあまり発言がないときは、長期専門家の側から積極的に問題提起をされていた。

交わされていた議論のうち、ここでは、第三者異議の訴えについて、登記制度と絡む場面があったことから御紹介したい。

カンボジア民事訴訟法第 365 条第 1 項は、「強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、執行債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。」と定め、我が国の民事執行法第 38 条と同様の規定振りとなっている (カンボジアでは、民事執行手続及び民事保全手続が、民事訴訟法の中で規定されている)。その上で、登記がされた不動産に対する強制執行の申立てをするには、当該不動産の登記簿謄本等が必要とされている (カンボジア民事訴訟法第 417 条第 3 項第 1 号)。

ここで議論になっていたのは、カンボジアにおいて、第三者異議の訴えが提起される場面が果たしてどれほどあるのかということである。すなわち、カンボジア民法第 135 条は、「第 133 条 (合意による物権変動) 及び第 134 条 (物権変動の対抗要件) の規定にかかわらず、不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない。」と定め、我が国の登記の考え方 (対抗要件主義) とは異なり、合意による所有権移転の場合には登記を効力要件としている。そのため、登記名義人と実体法上の所有権者とが一致することが多く、その分、第三者異議の訴えが提起される場面が法律上は少なくなるように見える。もっとも、カンボジアでは、ま

だまだ登記がされている不動産は多くはないとのことである（2009年1月から2014年3月までの間、JICAカンボジア法制度整備プロジェクト及び民法・民事訴訟法普及プロジェクトに、専門家及び国際協力専門員として関わった磯井美葉弁護士の報告書「カンボジアの不動産登記について」によれば、人口ベース（約1400万人）で約32パーセントが登記済みの土地に住んでいるとの報告があり、現在の国土省の作業目標は、2015年には57ないし65パーセント、2018年に70パーセントの登記を終えることであるとされている。なお、前記報告書は、JICAホームページから閲覧可能である。<http://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/05.html>）から、現実においては、第三者異議の訴えが提起される場合が少ないとまではいえないようである。

イ　ところで、このワーキンググループで用いられたレジュメの中では、「抗告」を指す語として「Chomtoah Appeal」と記載されていた。JICA産業開発・公共政策部が作成した法制度整備支援に関するプロジェクト研究「カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—」によれば、民法及び民事訴訟法の法律用語にどのような言葉を充てればカンボジアの人々にとって理解しやすいのかという点は、2000年から2002年にかけて、用語確定会議において検討されたところ、上訴のうち抗告は新たな概念であり、それにふさわしい語を見つけ出さねばならず、日常用語である *chomtoah* という語に抗告の概念を充て、「*bandang chomtoah*」とすることとなった（同文献28ページ。なお、「*bandang*」というのは訴えと申立ての両方の概念を指すようである。）。

民事訴訟法については、弁論準備手続及び口頭弁論を中心とする判決手続は従前のカンボジアには存在していなかったため、新たな概念・用語を多く創出することが求められ、その結果、従前の手続に慣れた法曹実務家にとっては全く新しい概念・用語が頻出することとなったが、その反面、従前の概念に左右されずに新し手続を理解できるという利点が生じたとのことである（前記研究36ページ）。他にも前記研究には各法の立法のプロセスが詳細に整理されているところ、こうした法案の起草過程を知ることは、これからの法制度整備支援においても参考になるように思える。

(2) 弁護士会 (BAKC)

ア　BAKCのワーキンググループは、カンボジアでは民法及び民事訴訟法が必ずしも正しく適用されていないという実情を踏まえ、実際の事例に基づいて、各法律が正しく適用されたとすればどのような結論となるかについて、担当者で

ある弁護士がプレゼンテーションを行い、弁護士同士で議論するというものである。

私が見学した際のテーマは、未登記の土地が二重譲渡された場面で所有権の帰属はどのようになるかについて検討するというものであった。詳細は割愛するが、事案の大まかな内容は、Xが2001年以前から所有していた未登記の土地Aを、2007年10月にYに売却したが、Yは直ちにXに対して土地Aを貸し、Yは土地AをXを通じ間接占有をすることとなった。その後、Xは自己名義で登記を備えた後、第三者であるZに対して土地Aを売却して登記を移転し、Zが土地Aを直接占有するに至った、というものである。

我が国であれば、民法第177条により、保存登記を先に備えた者が優先する、ということになるが、カンボジア民法は前記のとおり合意に基づく所有権の移転の場合には効力要件主義を採用しており、基本的な考え方を異にする。さらに、カンボジアの現行民法は2007年に成立したものであって、それ以前から存在していた「土地法」第39条及び第40条には、「保有から完全な所有権への転換を待つ間、本法律に準拠した保有は不動産にかかる対物権を構成する。当該不動産は交換、権利移譲、取引の対象となる場合がある。」、「保有権は、土地登記簿が作成された時点において不動産の所有権に関して何ら紛争が生じていない場合のみ、決定的で確実な不動産所有権を構成するものとする。」という規定が置かれており、これらの規定は廃止されていない。これらの規定が何をいわんとするのか私には正確には理解できなかったが、現地の弁護士によると、土地法のこれらの規定によれば登記を備えたZではなく従前から占有を続けてきたYに所有権が帰属するという解釈の余地もあることから争いが生じるとのことであり、ワーキングメンバーの間でも、設定された具体的事例において、いずれに所有権が帰属するかということについて、原告派と被告派とに意見が真っ二つに分かれ、かなり激しく議論が行われていた。

滞在中には、カンボジアには近年、新民法をはじめいくつか新しい法律はできたが、その担い手がおらず、必ずしも十分に理解されていない、また、2007年に成立した新しい民法についていけずに、裁判官を退職する者もいるといった話なども耳にした。しかし、このワーキンググループに参加している若手のメンバーからはそのようなことは微塵も感じられず、まさに彼らがこれから担い手になっていくのだという気概を感じた。

イ さて、上記の議論で登場した「土地法」については、現行民法との衝突が生じる部分もあったため、現行民法制定の際に、調整作業が行われたようである。

この調整作業の過程は前記研究に詳述されているところ、その内容は、カンボジア民法において不動産登記が完全な対抗要件主義とならなかったことと関連性を有することから、同研究の記載に基づき、ここで御紹介したい。土地法は、所有権の移転について登記を要件とする効力要件主義を採用したものと解釈されていたのに対し、民法草案は、諾成主義と登記の対抗要件主義とを前提に作成されていたところ、アジア開発銀行から反対意見が示された。アジア開発銀行は、土地法は土地の登記と所有権の所在が完全に一致するトーレンスシステムを導入したものであると主張し、民法草案は土地法施行の妨げとなると反発した。これに対し、日本側は、従前の調整の成果を強調し、登記を対抗要件とするという認識がカンボジア内部で醸成されていると主張した。そして両者の協議を経て、土地法の規定を民法に移し、民法においては限定的な、合意による所有権の移転の場合における効力要件主義を採用するに至ったとのことである（前記研究 40, 41 ページ）。

もっとも、民法と土地法との関係で生じるカンボジアの法制度特有の論点というのは、このワーキンググループにおいて議論されていたものの他にもまだまだあるのではないかと考えられる。現地の実務家たちによって今後解釈が深められていくことを期待したい。

(3) 司法省 (MOJ) 及び王立法律経済大学 (RULE)

司法省 (MOJ) 及び王立法律経済大学 (RULE) のワーキンググループでは、ジョイントワーキンググループ（上記の 4 機関が合同で行うワーキンググループ）で発表を行うためのレジュメのブラッシュアップ作業が行われている現場を目にした。

レジュメの作成には、長期専門家（弁護士又は検察官出身）が必要に応じて意見を述べるなど手助けをするようであるが、現地の実務家らは、長期専門家が提示した意見でも、安易にそれを受け入れるようなことはせず、それに納得しない限り、とことん議論を続けようとする。

議論されていた内容は、例えば、金銭賠償の原則の例外である当事者間の特約の具体例として挙げられていた「Aが弁済遅延であれば、1年間の遅延利息の代わりに350キログラムのお米及び元の代金をBに弁済しなければならない」という文章について、「遅延利息の代わりに」が「元の代金」にまで係るのが分かりにくいので、「元の代金」という文言の位置を移動させたほうがよいのではないかと、といった具合である。

ここでは、想像していた以上に、現地の実務家らは、内容面のみならず、文言へのこだわりが強く、決して妥協はしないという印象を受けた。

4 日本法教育研究センターにおける講義

以上に述べたワーキンググループの見学のほか、私は、裁判傍聴や現地の学生への講義など、様々な経験をする事ができた。

ここでは、その中でも、日本法教育研究センターにおいて行った学生への講義のことを御紹介したい。

日本法教育研究センターとは、王立法律経済大学（RULE）内に設置されている、名古屋大学がカンボジアの現地学生に対して日本法教育を実施している教育機関である。

そこで、私たちは、学生たち（3,4年生）に対して、我が国における名誉毀損について、具体的事例を題材にしながら講義を行った。講義では、模擬裁判形式を取り入れ、名誉毀損の被害者と加害者（出版社）がそれぞれ自らの言い分を述べた上で、学生たちに対して、あなたが裁判官であれば双方当事者のいずれの言い分が正しいと思うか、あるいは、具体的な慰謝料額としてどの程度が妥当だと思うか、といった問いかけをするなど、自分の頭で考えてもらえるような工夫を凝らした。その甲斐あってか、学生たちは、かなり真剣に考え、活発に議論をしている様子が見受けられた。

特に目を見張ったのが、学生たちのレベルの高さである。私たちの講義の中では、学生たちにいくつかの事件（裁判例）を説明する場面があったのであるが、最後に、ある学生から、A事件とB事件とを対比すると、A事件の方が名誉毀損文言の悪質性が高く、かつ被害者の職業柄より注目を受けるべき立場にあったように見え、そうであるにもかかわらずB事件の方が慰謝料額が高いのは整合性が採れていないのではないか、という質問がされた。私たちが行った短時間の講義の中で、的確に事例を分析し、かつ、このような鋭い指摘をするというのは正直予想しておらず、ここでの教育を通じて学生たちの法的素養は確実に高められていることを肌で実感した。

5 人とのつながり—カンボジア司法の未来

これまで述べてきたような様々な経験を通じて、現地の実務家や学生、各ワーキンググループや裁判傍聴でクメール語の通訳として助けていただいたプロジェクト事務所の職員たちをはじめ、多くのカンボジアの人々との出会いがあった。ここでは、その中でも、私が現地で出会ったカンボジア人の若者の話を御紹介したい。

その若者は日本語に堪能で、法律用語も的確に理解しており、そのノート等からは非常に勉強熱心な様子も垣間見られた。シャイな性格なのか、最初は自ら積極的に多くを話そうとはしなかったが、徐々に自分の夢や、カンボジアの実情などを話すようになってくれた。その若者は、裁判官になるのが夢である、しかしお金がないのでそ

の夢を実現させるのは困難である、とこぼした。お金がないので、というのは、日本の法曹にとってはあまりピンと来ないかもしれないが、その若者の話によれば、カンボジアで法曹になるには、法的素養だけでなく、コネクション、そして数百万円相当のお金が必要であるとのことであった。

私にはカンボジア司法の実情はうかがい知れなかったが、研修中に調べてみたところ、本年9月17日に国際法曹協会人権評議会（IBAHRI）からリリースされた“Justice versus corruption: Challenges to the independence of the judiciary in Cambodia”という報告書に接することができた。これによれば、カンボジア司法においては様々なところで汚職がみられ、例えば裁判官になろうとする者は賄賂を求められたり、特定の政党のメンバーであれば裁判官に指名されやすかったりする（同報告書7, 26 ページ）。裁判所の判断は賄賂や政治的圧力により左右され、裁判官や廷吏に賄賂を渡さなければ事件の情報を教えてもらうことができないということがある（同報告書29 ページ）。カンボジアの“Law on the Bar”は、弁護士になるための方法として2種類のルートを定めているところ、一方のルートは、3万米ドルほどの支払が必要であり、コネクションや賄賂を支払うに足りる資力を有する者が弁護士になるためのルートであって、法教育や経験を有しない者でも弁護士になることがあり、多くの政治家は弁護士資格を退職後の金稼ぎとしか考えていない。他方のルートは、弁護士になろうとする学生のほとんどは2万米ドルまでの支払を求められる（同報告書49, 50 ページ。ただし、同報告書には、日本政府が出資したRAJP出身の弁護士は、法教育の過程で金銭を支払う必要はなかった旨が述べられている。）、とのことであった。

この報告書は主に現地での実務家からの聴き取りなどを基に作成されているようであり、その内容がどこまでカンボジアの実情を忠実に反映したものかは分からないが、仮にカンボジアに上記のような汚職が蔓延しているのだとすれば、その背景には、カンボジアの裁判官の待遇が良くないことのほか、教育が存在していなかった空白期間のために、人々の間にルールをきちんと守るという当然のことが浸透していないこと、裁判過程が必ずしも透明化されていないこと（その真偽は不明であるが、私は、「カンボジアでは裁判官が自分が下す判断について自信が無いため、判決が公開されない。」との話も耳にした。）があるのではないかと感じる。

せっかく法律を作っても、まだまだそれが浸透することはなく、また、司法の世界にも汚職がある、そう聞くと、このような国で法制度整備支援をやることの意味がどこまであるのか、疑問を抱く方もいるかもしれない。

しかし、カンボジアは、今正に、若い世代の活躍によって、司法制度が生まれ変わろうとしているのではないかと、私はそう感じた。現に、カンボジアには、30歳代の

若さで大臣ポストに就いたり、裁判所の幹部クラスになる者もいる。もちろん、世代交代というのは簡単にはいかない。カンボジアでは、年功序列を重視する文化があるようであり、これまでカンボジアを支えてきた年長者に対する配慮も必要である。もっとも、前記の各ワーキンググループで交わされていた熱い議論、日本法教育センターの学生たちの純粋な輝く瞳を思い出せば、彼らがこれからのカンボジアの新しい透明な法制度を切り開いていってくれる、そう確信している。

その手助けをするためには、やはり法制度整備支援はなお必要とされている、そう思う。前記の裁判官になりたいと言っていた若者が、お金やコネクションに左右されずに、自らの能力で裁判官になれる、そんな日がカンボジアに到来することを、心から願う。

6 最後に

今回の研修を経て、法制度整備支援の実情を知ることができたことはこれまで述べてきたとおりであるが、それ以外にも、様々な点で視野を広げることができた。

まず、我が国とカンボジアとの法の仕組み及び不動産登記制度の差異、カンボジアの法制度特有の論点や、カンボジアにおける法律の起草過程等をこの研修を機に知るなど、法的素養を身に付けるという観点から新たな学びがあった。カンボジアに限らず、国外の法制度を学ぶことは、我が国における法制度を考える上でも大いに参考になる。とりわけ、実際に現地の弁護士や裁判官等と直接に情報交換をすると、通訳が話していたことや文献等に記載されていること以上の情報を与えてくれることがあり、例えば、あるワーキンググループでは、クメール語で激しい議論が展開され、日本語通訳はいたものの傍聴しているだけでは議論の全てを追うことはできないという状態であったが、参加メンバーの一人である弁護士の隣の席に行って英語で直接話してみると、最新の議論の状況を聴取するなどすることができた。国外の法制度及び法運用の実情への理解を深めるために自分の語学力を役立てることもでき、総じて実りのある研修になったのではないかと思う。

今回の研修を機に、国際的な業務への関心が高まったことはもちろんであるが、法務省民事局が所管する我が国の民事基本法及び登記制度を更に発展・充実させるためにも、国外の法制度にも目を向け、しっかり勉強することの重要性を改めて感じた次第である。

このような貴重かつ有意義な経験をすることができたのは、様々な方々のおかげであるが、とりわけ、日本人があまりおらず、かつ文化も全く異なる世界で、ワーキンググループの議論に粘り強く付き合っていくことはもちろんのこと、関係機関との調

整などは非常に骨の折れる作業であろうと想像しており，そんな中，様々な場所を御案内いただき，大変お世話になった現地の辻長期専門家をはじめとする現地プロジェクト事務所の方々には，この場をお借りして，まずもって感謝を申し上げたい。また，御引率くださった石田教官及び井倉専門官をはじめとする ICD の皆様，研修期間をともに過ごした研修員の皆様，そして，多忙の中快く送り出してくださり壮行会まで開いて下さった民事第二課の皆様にも，感謝が尽きない。最後に，ワーキンググループでお会いした現地の実務家の方々，日本法教育研究センターのスタッフ，学生たち，そのほかカンボジアで出会った全ての人たちに，心から御礼を申し上げたい。

អរគុណច្រើន

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係 水川 亮

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が実施する「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援を適切に推進していくためには、これに携わる人材を計画的に育成する必要があることから、将来、同支援に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に、国際協力部で同支援に関する講義を受けさせた上、支援対象国の一つであるカンボジアを訪問し、同支援の活動現場を直接見聞させることにより、同支援をより具体的な形で理解させ、必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施されたものである。

本稿は、本研修を受講し、国内研修及びカンボジアにおける国外研修の概要並びに私の所感を報告させていただくものである。

なお、私の語学力不足、誤解等に基づき、法制度整備支援やカンボジアでのワーキンググループ等の各種活動等に関して不正確な記述が含まれている可能性がある点、及び主観が含まれる部分については私の私見であることをあらかじめお断りする。

第 2 国内研修

1 法制度整備支援の概要

国際協力部が設置されている大阪中之島合同庁舎において、法制度整備支援に携わる教官及び国際協力専門官から、各国における同支援の概要及び状況並びに国際協力部の業務内容について、講義していただいた。

(1) 法務省による法制度整備支援の概要

まず、法制度整備支援の位置付けについて、日本では、国のほか大学や個人・団体も法制度整備支援を行っており、国による同支援は、政府開発援助の予算によって、独立行政法人国際協力開発機構（以下「JICA」という。）を通じて行われていること、JICA の支援のうち二国間援助の中でも技術協力の枠組みの一環として同支援が行われていることなど、基本的事項についての説明を受けた。

具体的には、法務省が関与する法制度整備支援は、JICA の委託を受けて、長期専門家を支援対象国に派遣するとともに、同国の人材に対して日本での研修（本邦研修）の機会を提供する活動等を行っている。

日本による法制度整備支援の特徴は、①主体性（オーナーシップ）の尊重、②

長期的な人材育成の重視，③日本の経験・知見の活用（明治維新におけるフランス及びドイツの大陸法系の受容，第二次世界大戦後のアメリカの影響による英米法系の受容に代表されるように西洋法を導入・発展させてきた経験等）の3点であるとの説明があった。

法律案・法制度案を作成して支援対象国に提供してそれで終わりというのではなく，同国に合った法制度を同国の人間が自ら構築できるように手助けをするというスタンスには，なるほどと納得するとともに，後に予定されている国外研修で，法制度整備支援の現場で実際にどのような活動がなされているのか，自分の目で確認したいという思いが一層強まった。

さらに，現地の長期専門家の活動状況の概要を聞き，その業務範囲の広さや裁量の大きさを垣間見ることができ，その業務に魅力を感じた。

(2) 各国法制度整備支援の概要

国際協力部の各教官から，その担当する各支援対象国，具体的には，ラオス，カンボジア，ネパール，ベトナム，ミャンマー，東ティモール及びインドネシアにおける法制度整備支援の概要について講義していただいた。

ア ラオスにおける法制度整備支援

ラオスにおける法制度整備支援について，本年1月に，日本型の統一修習をモデルにした統一的な法曹養成を，司法省下の国立司法研修所（NJI）において開始したこと，現行プロジェクトは，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びラオス国立大学を支援対象機関とし，4機関によるワーキンググループの下で，民法典，民事経済関係関連法，刑事関連法及び教育・研修改善に関する4つのサブ・ワーキンググループが活動していること，民法典を起草中であることなどを講義していただいた。

NJIに関して，私は，衆議院法制局に出向中に，司法修習生に対するいわゆる「貸与制」の施行を1年間延期することなどを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成22年法律第64号）の法案作成に携わった経験から，NJIの司法修習生に「給与」が支給されているのか関心があり，その点を質問したところ，支給されているとのことであった。

なお，本研修中に，ラオスの本邦研修が大阪中之島合同庁舎で開かれており，幸運にも同研修における講義（テーマは「捜査段階における弁護活動」）を見学することができ，非常に勉強になった。

イ カンボジアにおける法制度整備支援

カンボジアにおける法制度整備支援について，現行プロジェクトの主な内容

は、民法及び民事訴訟法の普及活動並びに人材育成であることや、裁判官及び検察官の任命・異動等は司法官職高等評議会が行うものの、同評議会の構成員に司法大臣が入っており、司法権の独立という点にやや問題があることや、法曹になるための試験は、弁護士と裁判官・検察官とでは別であることなどを講義していただいた。その講義内容は、カンボジアでの国外研修に向けて、いずれも非常に興味深いものばかりであった。

ウ ネパールにおける法制度整備支援

ネパールにおける法制度整備支援について、ネパールは歴史的に植民地支配を受けたことがなく、1854年に成立した実体法と手続法が混在するムルキ・アイン法典が2008年に分割・再編纂されていることや、カトマンズの地方裁判所では、夜間も開廷（ナイトコート）していることや、裁判の進行速度が遅いため、現行プロジェクトは、裁判所能力強化の支援等を重点的に行っていることなどを講義していただいた。

エ ベトナムにおける法制度整備支援

ベトナムにおける法制度整備支援については、支援の歴史が支援対象国の中で一番古く、支援を受ける状態から卒業の段階に入っていること、国会が大きな権限を有していること、裁判所及び検察が独自に人材養成に力を入れており、法曹養成一元化はなされていないことなどを講義していただいた。

オ ミャンマーにおける法制度整備支援

ミャンマーにおける法制度整備支援については、現行プロジェクトの主な内容は、法案審査（起草）と人材育成強化であるが、同支援を始めて日が浅いことなどから、種々の試みをしつつ、目の前の課題を処理していることなどを講義していただいた。本年11月のミャンマーの総選挙の結果、政権交代がほぼ確実と思われることから、今後の動きが注目される場所である。

カ 東ティモールにおける法制度整備支援

東ティモールにおける法制度整備支援については、JICAのプロジェクトではなく、法務省独自の支援であること、法案起草能力強化を上位目標にしていること、人口約120万人と小国であることもあり省庁間のしがらみが少ないこと、一方で、小国であっても国際連合や東南アジア諸国連合では国として1票の議決権を有するため、支援する意義が大きいこと、不動産についても私有財産制度が採られているものの、歴史的経緯から、土地の所有権が不明確なことが多々あることなどを講義していただいた。

キ インドネシアにおける法制度整備支援

インドネシアの基礎情報として、イスラム教を強制させることはないが、無神論がタブーとされていること、世界で最も地方分権が進んだ国であること、GDPは世界16位と高いものの一人当たりのGDPは世界118位であること、歴史的経緯からオランダの影響が強く、民法典等の基本法にはいまだにオランダ語で規定されているものがあることなどを講義していただいた。

インドネシアにおける法制度整備支援については、オランダ語で規定された基本法の改正作業が未了であるが、外資を呼び込むために会社法等の投資関連法制を優先して整備するインドネシア政府の方針等を踏まえ、基本法でなく、知的財産制度における法的整合性の向上等を目標とするプロジェクトが開始される予定であることなどを講義していただいた。

2 国際協力専門官の業務

国際協力専門官の業務に関する講義において最も感銘を受けたのは、「教官・専門官の垣根なし（イコールパートナー）」という業務に対する姿勢であり、検察庁における検事と検察事務官の関係より対等に近い立場で業務に取り組むということだと思われたが、法務事務官である私にとっては、対等に議論できるだけの知識や柔軟な発想を持たなければならないという「戒め」として感じられた。

そのほかに、「汗出せ、知恵出せ、金出せ」の国際協力三原則や、「IPS（Imagination, Planning, Speedy）＋Hospitality」（創造力、計画、迅速に、おもてなし）の専門官三原則や、庶務・経理・研修・企画のロジ担当業務などを講義していただいた。

3 国際協力部副部長からの「法制度整備支援の在り方」についての講義

国際協力部副部長から、御自身のカンボジアでの長期専門家としての経験等に基づく法制度整備支援の在り方に関する講義をしていただいた。

法制度整備支援においては、法律家としての知識、経験はもちろんのこと、法律は言葉そのものとの取組になるため、一定の語学力が必要となることのほか、上から目線で支援するのではなく、できることをするのは当然という姿勢で支援できるように、「愛」を持つことが大事であることなどを講義していただいた。

そして、①支援対象国の中には汚職が必ずしも少なくない国があるのに比べて、日本では汚職が少ないのはなぜか、②汚職がある国に対して、日本の税金を使って支援していいのかという、国外研修中に考える課題をいただいた。

4 国際協力部部長の講話

カンボジアでの国外研修後の本研修最終日に、国際協力部長から講話をいただいた。

国際的な活動は多種多様であり、どのような形で国際関係や条約が動いているかを考える必要性等について、教えていただいた。特に、法制度整備支援は国際的な活動の一環であるという認識を持ち、単に、同支援だけに注視することなく、常に視野を広く持つことの必要性を教えていただいた。

また、本研修中にパリで発生したテロ事件を例に挙げられ、国際社会における種々の事象に敏感になることの重要性も指摘された。

第3 国外研修

1 JICA 長期専門家による説明等

カンボジアに JICA 長期専門家として派遣されている検事、裁判官、弁護士らからカンボジアにおける法制度整備支援の現状について説明をいただき、現行プロジェクトの支援対象機関である司法省、王立司法学院、弁護士会及び王立法律経済大学で行われる人材育成を目的としたワーキンググループにおける活動の概要等を理解することができた。

国内研修でも講義していただいたとおり、ワーキンググループでの活動は、ワーキンググループメンバーの中から担当を決め、各テーマにつき発表をしてもらい、同メンバー同士で議論をしてもらい進行形式を採るなど、飽くまで支援対象国であるカンボジア人の自主性を尊重して、人材を育成しようとするものであった。長期専門家は個別の質問に回答したり、議論が脱線したときに助言するという関与の仕方であるとのことであった。

そのほかには、カンボジアでは、条文を事例で考える事例メソッドがなかったため、事例メソッドを使った日本のノウハウを試行していること、日本が支援して成立した現行のカンボジア民法典の前の旧民法を知るカンボジア人には頭の切替えが難しい面もあるため、じっくり時間をかけていること、そもそも法律の逐条解説が存在しないため、テキストに事例や図を用いて分かりやすく作成していること、司法省と連携して広報用のテレビ番組を作成したこと、法律に関する議論では通訳人が重要であるため、ワーキンググループ前に通訳人に対する事前レクを時間をかけて行っていること、論点よりも事例で具体的に理解することを重視していることなど、種々の説明をしていただいたが、どれも新鮮で、現場の声を聞くことができ、非常に有意義であった。

2 王立司法学院ワーキンググループの見学

裁判官及び検察官を養成する王立裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院でのワーキンググループの活動を見学した。

ワーキンググループメンバーは将来、王立司法学院で教鞭を執ることが期待されている裁判官等であり、私たちが見学した際の議論のテーマは、請求異議の訴えや第三者異議の訴えに関するものであった。

見学の際に受けた印象は、丁寧に言葉の意味を確認して、発表資料を修正しているというものであった。

メンバーは年齢的に若い印象を受けたため、カンボジアの慣習にもよると思うが、このメンバーが本日のテーマを職場で説明した場合には、年配の裁判官がどのくらい積極的に耳を傾けるのか気になった。

なお、担当の長期専門家とメンバーとの意思疎通は、長期専門家が英語で説明し、これを通訳がクメール語に訳してメンバーに伝えるという形式で図られていた。

3 弁護士会ワーキンググループの見学

弁護士会でのワーキンググループの活動を見学した。

ワーキンググループメンバーは弁護士であるが、女性が半数以上を占めており、議論のテーマは未登記の土地の二重売買に関するものであった。

落ち着いた雰囲気の中で議論がなされていた王立司法学院のワーキンググループと比較すると、メンバーが積極的に発言をし、活発な議論がなされているとの印象を受けた。

4 カンボジア特別法廷の見学

1975年から1979年までカンボジアの政権を握ったポル・ポト率いるカンボジア共産党（クメール・ルージュ）が行った大量虐殺等に対して、その幹部を裁くための特別法廷であるカンボジア特別法廷（ECCC）を訪問した。

ECCCでは、同所で勤務されている日本人分析官から、ECCCを含めた国際刑事司法の概要の説明を受けるとともに、残念ながら裁判期日ではなかったため裁判傍聴まではできなかったが、法廷等の施設見学を行った。

分析官の説明から、ECCCは国際連合の一機関ではなく、飽くまでもカンボジア国内の特別裁判所であり、国際連合はこれを支援する形を採っていること、手続は大陸法系であり、共同検察官室と共同捜査判事室の2部門で捜査を行っていること、そしてこの両室の「共同」とは、カンボジア側と国際連合側の双方の担当者を構成員としていることを意味すること、捜査について共同捜査判事室で意見が分かれたときは、予審裁判部が判断するが、その構成員はカンボジア側3名、国際連合側2名であるところ、合意には、必ず国際連合側から1名以上の合意がいるスーパーマジョリティ・ルールが採用されていることなどを知ることができ、非常に勉強になった。

また、私は、ECCC の訪問前に、研修時間外にクメール・ルージュが大量虐殺を行ったトゥールスレンやキリング・フィールドを見学していたため、特別法廷の内部を見学したときには、非常に感慨深いものがあった。

5 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義体験

法制度整備支援を実体験するため、王立法律経済大学内にある名古屋大学日本法教育センターにおいて、講義をさせていただいた。

私は、研修員である法務省民事局付検事とともに「日本の民事手続における名誉毀損」というテーマで日本語で講義をさせていただいた。

私たちが講義をした学生は3,4年生であったが、同センターの学生は、王立法律経済大学の正規の授業とは別に同センターでの授業を受けており、1,2年生の2年間は、日本語の学習を中心的に行っているとのことであったが、その日本語の堪能さには驚かされた。

また、当職らの講義を聴く学生の態度、質問の積極性には感心させられた上、質問内容も、名誉毀損の免責事由である相当性(真実と信じたことに相当の理由があったこと)が認められる事例にはどのようなものがあるかや、名誉毀損に対する損害賠償額が事件によって異なるがその要因は何かといったように、問題の核心を突いたレベルの高いものであり、驚かされた。

6 司法省ワーキンググループの見学

司法省のワーキンググループの活動を見学した。

私たちが見学した際は、他のワーキンググループとの情報共有を図るジョイント・ワーキンググループが来月に開かれることから、その発表資料に関する議論をしており、テーマは「損害賠償」であった。

見学して受けた印象は、言葉を丁寧に捉えて議論しているというものであった。例えば、利息の起算日に関して、「弁済日を過ぎてから」、「弁済日から」、「弁済日の翌日から」等のいずれの表現(もちろん日本語ではなく、クメール語としての表現)が適切かといったものであった。

また、長期専門家は、このワーキンググループも他のワーキンググループ同様に、メンバーの自主性を尊重しており、メンバーから個別の質問があれば、それに対して助言するという関与をされていた。

7 プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において、一般の裁判を傍聴した。

傍聴した裁判は、主として刑事裁判であったが、民事事件の要素を垣間見ることができ、日本と違ってカンボジアでは民事と刑事を完全に分離していないことや、

被告人が不在のままで法廷が開かれていることなどを、直接見る事ができた。

8 王立法律経済大学ワーキンググループの見学

王立法律経済大学の教員によるワーキンググループの活動を見学した。

当職らが見学した際の議論のテーマは、債務の無効・取消しに関するものであった。

ワーキンググループメンバーは大学教員であるため、そこでの議論は非常に論理的であると感じた。例えば、電子メールで通知した場合に、通知先である相手方が当該メールを開かないときに意思表示の効果が認められるのか、期限と条件の概念を分ける必要があるのか、強行規定と任意規定の区別はどう判断されるのかなどについて議論をしていた。

9 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、研修員から、カンボジアでの法制度整備支援の現場を見た感想等を報告するとともに、同事務所長等から、法制度整備支援に関する説明を受けた。

(1) JICA カンボジア事務所長の説明

JICA カンボジア事務所長からは、カンボジアでは、歴史的経緯もあり、これまでは他に不満があっても安全・平和が最優先に求められていたが、今後は、経済的な発展や民主的な社会の構築が期待されるようになるであろうこと、新民法が制定されたものの、行政法の整備が遅れており、新民法との不整合が存在すること、一方で行政法を作成する人材が十分にいないこと、日本は支援するだけではなく、カンボジア人が身近なものとして日本に触れる機会を作るために、日本側から近づいていかなければならないこと、貧困層だけでなく教育等の機会に恵まれた人にも着目して重層的な構造を把握する必要があることなどについて説明していただいた。

(2) JICA カンボジア事務所次長の説明

JICA カンボジア事務所次長からは、開発途上国では、何もしない人、人に頼る人、自分で動く人の3種類の間人がいて、カンボジアでは、何もしない人が依然として多いものの、王立法律経済大学の学生のように自分で動く人が確実に増えていること、カンボジアほど先進国の先入観にさいなまれた国はなく、実際にカンボジアを訪問し、その状況を直接見る事が重要であることなどについて説明していただいた。

第4 所感

本研修を終えて、自分にとって非常に大きな財産を得ることができた。

何よりも、カンボジアでの法制度整備支援の目的は、カンボジア人の主体性を尊重して、カンボジア人自身が法制度を作り、使いこなすことができる人材を育成することにあることを学ぶことができた。その人材育成のために、現地の長期専門家を始めとするスタッフが、時間を掛けて辛抱強く「寄り添う」姿に、その難しさやもどかしさを感じるとともに、やりがいの大きさと法制度整備支援の魅力を感じずにはいられなかった。

また、カンボジア訪問前に国際協力部副部長から出された課題に対して、私自身明確な回答を持つに至ってはいないが、「なぜ日本では汚職が少ないか」との点については、公務員である自分自身に置き換えて考えてみると、必ずしも日本に体系的な刑事法が整備されているから、汚職しないわけではない。恥ずかしながら、そもそも、どのような行為が禁止され、それに違反した場合の罰がどうなっているか詳細は把握していないからである。それでも、汚職しないのは、汚職しない方が得であるか汚職した方が損であるという判断の結果であるが、そのような判断結果が導ける「社会インフラ」が整備されているからだと考える。

また、「汚職があるような国に対して、税金を使って支援していいのか」との点については、確かに前記のとおり体系的な法制度を整備するだけでは汚職はなくなるとはならないかもしれないが、法制度の整備は前記「社会インフラ」の欠かせない構成要素であると考えるので、むしろそのような汚職がある国であるからこそ、支援する必要があるのではないかと考えるに至った。

第5 最後に

本研修から、法制度整備支援というこれまでに全く経験したことのない知識や経験を得ることができたことは前記のとおりである。加えて、法務省において、法務事務官が検事や裁判官出身の法曹有資格者とともに受ける研修は非常に珍しいため、多くの刺激を受けることができたが、他方で、正直なところ、法曹有資格者の高い教養レベルを基に行われる議論についていくことに苦労したことも事実である。

本研修で得ることができた知識や経験を、今後の業務に積極的に活用できるように精進していきたい。

最後に、国際協力部の皆様、特に引率をしていただいた石田教官及び井倉国際協力専門官には、大変お世話になったところ、この場を借りて深く感謝申し上げます。また、カンボジアで研修生を温かく受け入れてくださった JICA プロジェクト事務所の皆様

にも深く感謝申し上げます。そして、業務多忙の中、2週間もの間、本研修に参加することに理解を示してくれた法務省民事局の皆様に感謝申し上げます、本稿を締めくくることとする。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

千葉地方検察庁検事 前田 澄子

1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）及びカンボジアで実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

本研修は、法務省が開発途上国に対する法制度整備支援活動を推進していくに当たり、これに携わる人材を育成するために、将来、同活動に携わりたいとの希望を有する職員を対象に、必要な知識等を習得させることを目的として実施されているものである。

私は、以前から、開発途上国に対する法制度整備支援活動に強い関心を持っていたため、本研修に参加する機会を得られたことは、大変光栄なことであったし、同活動の現場を直接見聞することができた本研修は、私にとって、大変貴重で得難い経験となった。

以下、本研修の概要を報告し、それに対する若干の所感を述べることにしたい。

なお、本稿に記載された意見はもとより私見にすぎない。

2 国内研修（平成 27 年 11 月 10 日、11 日、19 日及び 20 日）

(1) 国外研修の前後に、大阪中之島合同庁舎内の国際協力部において、国内研修が行われ、まずは国際協力部の教官から、法務省が実施している法制度整備支援の概要についての講義を受けた。

日本が国として行っている法制度整備支援は、JICA（国際協力機構）を通じて、ODA（政府開発援助）の予算によって実施されており、日本が行っている ODA の中では、教育や医療に対する支援等と並ぶ技術協力の一つに位置づけられている。

開発途上国に対する法制度整備支援を行っているのは、日本だけに限られないが、日本の法制度整備支援には、①主体性（オーナーシップ）の尊重、②長期的な人材育成の重視、③日本の経験・知見の活用、という 3 つの特徴があるとのことであった。

主体性の尊重というのは、すなわち、日本側から制度や考え方を紹介して、支援対象国が自国に合った法制度を構築できるよう支援していくことであり、その上で、構築した法律や法制度を使いこなせる人材の育成にも重点を置いているというお話を聞いて、私は、日本の法制度整備支援というのは、単に支援対象国が

必要としている法律や法制度を作るだけのものではなく、支援対象国が、継続的に、将来にわたって、その法律や法制度を運用していくことができるような枠組みを作ることなのだと理解した。

また、この講義では、日本が法制度整備支援を行う理由についてもお話があった。法制度整備支援は、支援対象国にとっては、法の支配の実現が、直接的にWTO等への加盟につながったり、海外からの投資を呼ぶ基盤となるといった利益につながるものであり、日本にとっては、これによって国際社会におけるプレゼンスを向上させることができる上、支援対象国との良好な関係を築くことができるという反射的利益が生じるとのことであった。ただ、近年は、日本が法制度整備支援を実施する目的として、日本の経済的利益が重視されるようになってきているようである。

- (2) 法制度整備支援の概要についての講義を受けた後は、ラオス、カンボジア、ネパール、ベトナム、ミャンマー、東ティモール及びインドネシアの各国に対する法制度整備支援の具体的な状況等について、国際協力部の各教官によるリレー形式での講義が行われた。

各国の法制度整備支援の内容は、各国の具体的な状況によって様々であり、いずれも興味深いものであったが、ここでは、私たちがこの後国外研修に赴くカンボジアの法制度整備支援についての講義の内容を簡単に紹介したい。

カンボジアでは、1970年代から90年代にかけての内戦、特に1975年から1979年のクメール・ルージュ政権下において知識層を中心に大虐殺が行われたことから、内戦終結時には、既存の司法制度が壊滅状態にあり、また司法を担う法曹人材もほとんど生存していないと言われる状況であった。そのため、日本は、カンボジアに対して、1999年から法令の起草支援を行い、それらにより民法典及び民事訴訟法典が成立した。その後もカンボジアへの法制度整備支援は続けられており、現在は、2012年4月から行われている、民法・民事訴訟法の普及活動と人材育成を内容とするプロジェクトが実施されているとのことであった。

カンボジアに関する講義の中で印象に残っているのは、その起草支援のやり方についてである。起草支援の方法としては、最初に通リドナー側が法律のドラフトを作り、相手国がその内容をチェックするという方法がとられることもあるが、日本の起草支援においては、一条ごとに相手国と議論をしながら起草を進めたとのことであった。そして、この起草のやり方の違いは、将来法律の改正が必要となった際、その作業を相手国が自ら行えるかどうかという点に現れてくるとのことであった。

私は、このような起草支援の方法には、日本の法制度整備支援の特徴である「主体性の尊重」という理念が正に現れていると感じたし、起草のプロセスを支援対象国と共有することの重要性を感じられ、印象的であった。

- (3) 国際協力部の柴田副部長からは、御自身がカンボジアに赴任されていた経験等に基づく講義をしていただき、カンボジアに赴任されていた当時のお話や、法制度整備支援に携わるに当たって必要なこと等について、様々なお話を聞かせていただいた。柴田副部長は、法制度整備支援に携わることによって、自分が法律家として何をすべきかを学べるとおっしゃっており、その言葉がとても印象に残っている。
- (4) 国外研修に先立って行われた国内研修は、2日間という短い期間ではあったが、ここまで述べたものに加え、国際協力専門官の方から、同専門官の業務についての講義をしていただいたり、ちょうど本研修期間中に行われていたラオスの本邦研修の様子を見学させていただくなど、充実したものであり、国際協力部の業務内容や日本が行っている法制度整備支援の内容について、理解を深めることができたと感じている。
- (5) さらに、国外研修後には、国際協力部の阪井部長から、豊富な国際経験に基づく講話を頂いた。

阪井部長の講話は、組織犯罪防止条約等、法制度整備支援に限られない多岐にわたるもので、法務省が関わる国際的な活動には、同支援の他にも様々なものがあるのだということを実感でき、とても興味深いものだった。また、だからこそ、法制度整備支援に携わるに当たっても、法務省が行っている国際的な活動全体や、国際情勢に目を向けて、問題意識を持つことが重要なのだと強く感じた。

3 国外研修（平成 27 年 11 月 12 日ないし 18 日）

(1) 長期専門家との意見交換

国外研修に先立つ2日間の国内研修を終えた後、私たちは、国外研修のため、カンボジアのプノンペン市に向かった。

カンボジアにおいて、法制度整備支援のプロジェクトを担う JICA プロジェクト事務所はプノンペン市内にあり、国外研修の初日には、同事務所を訪問し、検事出身である辻長期専門家をはじめとする長期専門家の方々から、現地における長期専門家の役割や業務内容等について説明を受けた後、意見交換をする機会を頂いた。

カンボジアでは、日本の支援によって成立した民法・民事訴訟法の普及のため、現在カウンターパートとなっている司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護

士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）の4機関において、それぞれワーキンググループを組織し、1週間に1回程度の頻度で勉強会を行っており、各長期専門家が各機関を分担して担当されているとのことであった。

また、各機関のワーキンググループの成果を発表し合う、ジョイントワーキンググループも、定期的を開催されているということであった。

(2) ワーキンググループの見学等

そして、私たち研修員も、国外研修中、カウンターパートである各機関において実施されているワーキンググループを直接見聞きさせていただいた。

ワーキンググループは、民法や民事訴訟法を適切に運用することができる人材を育成するための基幹となる活動のようであり、それを直接見聞きさせていただいたことは、日本の法制度整備支援の活動の実態を知る上で、非常に良い機会となったと感じている。

ワーキンググループでは、具体的な事例をもとに、メンバーが中心となって活発な議論が行われており、長期専門家の方々は、メンバーからの質問に答えたり、議論が本論から逸れたときに本論に戻したりする役割を担っているようであった。このようなワーキンググループでの議論の様子を見聞きし、私には、ワーキンググループを実施するに当たっても、相手国の主体性を尊重するという理念が生きているように感じられた。

そして、このワーキンググループの議論を通じて、ワーキンググループのメンバーの間では、民法や民事訴訟法についての解釈、運用について、理解を深めることができているのだと思われた。

しかし、意見交換会の中で、長期専門家の方が、制度的に、ワーキンググループの成果をそのメンバー以外に波及させることは、必ずしもうまくいっていないとおっしゃっていたことが印象に残った。ワーキンググループのメンバーではない司法関係者に対しても、その成果を共有することができれば、民法、民事訴訟法を広めるという点についてより効果を上げることができるのであり、かかる観点からすると、ワーキンググループの結果をまとめ、出版する動きもあるようであったことは、重要なことであると感じた。

ところで、ワーキンググループのメンバーによる議論は、カンボジアの公用語であるクメール語で行われていた。そのため、長期専門家の方々は、通訳人による英語又は日本語の通訳を介して議論の内容を理解し、長期専門家の方々が話したことは、通訳人によってクメール語に通訳されて、ワーキンググループのメンバーに伝えられていた。

長期専門家の方との意見交換会の中で、辻長期専門家は、法律の分野では、言葉しか使わないが故に、ワーキンググループの通訳は極めて重要であるとお話しされていたが、実際にワーキンググループを見学させていただいた際には、言語の違いから、メンバーとの意思疎通がうまくいっていないように思われる場面もあり、通訳を介して法律の議論をすることの難しさと、通訳の重要性を目の当たりにした思いだった。

なお、長期専門家の方々は、ワーキンググループを行う際には、事前に通訳に対して、ワーキンググループで議論する内容についてあらかじめレクチャーを行い、法律的な概念を理解させた上で、ワーキンググループに臨んでいるとのことであり、レクチャーの方法も様々な工夫をされているようであった。

(3) 名古屋大学日本法教育研究センターでの講義等

プノンペンにある王立法律経済大学内には、名古屋大学の法政国際教育協力研究センター(CALE)が設置した日本法教育研究センターがある。同センターの学生は、日本語で日本法を学んでおり、卒業後は、日本に留学する学生もいるとのことである。

私たち研修員は、同センターで学ぶ学生たちに対して、講義をする機会を頂いた。私は、他の3名の研修員とともに、「刑事事件における事実認定」をテーマに、学生に対する講義を行った。

講義の際に使うパワーポイント等の準備は、本研修前に、他の研修員とともに行ったのだが、その段階では、こちらの講義の内容を理解してもらえるのか不安に感じ、できるだけ平易な日本語を使った方がよいのではないかと、法律用語についても英語での訳語を入れておいた方がいいのではないかと考えていた。しかし、その不安は、いい意味で大きく裏切られた。講義の際には、学生たちの反応も良く、こちらからの問いかけに対しては、積極的に意見を述べてくれ、また、質問も活発に出された。その中には、こちらが予想もしないほど鋭い意見もあつたりして、学生たちの日本語能力と理解力の高さに本当に驚かされた。

講義の後は、学生たちとの懇親の機会を設けていただき、複数の学生や同センターの卒業生と話すことができたのであるが、皆、日本語が極めて流暢であり、わずか数年間学んだだけで、ここまでの語学力を身につけることができるものなのかと本当に感心させられた。また、皆、それぞれに「外交官になりたい。」「裁判官になりたい。」などと将来の夢を語り、それに向けて努力を重ねていることがうかがわれ、そのような学生たちの姿は、本当にまぶしく思えた。

(4) プノンペン地方裁判所における法廷傍聴

さらに、プノンペン地方裁判所において、法廷を傍聴する機会もあった。法廷はもちろんクメール語で行われているため、私たち研修員は、JICA プロジェクト事務所のスタッフに日本語に通訳していただきながら、法廷傍聴を行った。

法廷で行われていたのは、刑事裁判であった。外国で刑事裁判を傍聴するのは、私にとって初めての経験であり、また、日本での刑事手続との違いを明確に感じることもでき、とても興味深いものであった。

まず、行われていたのは、判決の宣告であった。未成年者に対する強姦、窃盗、売春斡旋等の罪に問われていた被告人に対し、懲役7年、罰金70万リエルの判決が言い渡された。この手続において、日本との大きな違いを感じたのは、弁護人の立会いがないまま判決の宣告が行われたことであり、日本の制度を前提とすると、とても意外に思えて、印象的であった。

次に、3名の被告人らしき人物が証言台のところに並んだため、1件3名の共犯事件の審理が始まるものと思われた。しかし、そのうち1名の被告人が、この日までに弁護人を選任していなかった。検察官からは、「弁護人が必要な事件ではないから、審理を続けるべき。」との意見が出されたが、この事件の審理は延期となり、3名の被告人のうちの2人は退廷した。

そして、残った1名の被告人につき、別件の審理が行われた。事案は、被告人がアヒルの卵150個と、鞆を盗んだというものであったようである。詳しい手続までは分からなかったが、起訴状朗読や冒頭陳述、書証の取調べ等に当たると思われる手続はなく、裁判官から被告人に対する質問が行われ、その後、検察官、弁護人の順で被告人質問を行っていた。弁護人が質問していたことは、「弁償する意思はあるか。」とか、生活苦が原因で事件を起こしたという内容で、日本での情状立証とよく似ていると感じた。なお、この被告人については、年齢が問題となっているようだった。検察官は、被告人が18歳であると主張していたのに対し、弁護人は、被告人は17歳であり、未成年であると主張しているようであった。被告人の実年齢が明らかでないというのは、戸籍制度のある日本では考え難い。国外研修の中では、カンボジアでは、家族法的前提となる戸籍等の整備が行われていないという話も耳にしたが、戸籍が整備されていないということは、刑事手続でもこのような形で問題となるものなのかと印象的であった。

ワーキンググループで扱われていた民法や民事訴訟の手続ではなかったものの、このようにして、実際のカンボジアの法廷で、カンボジアの裁判官、検察官、弁護士の方々が法律を運用し、訴訟活動を行っている様子を実際に目にすることができ

たのは、とても有意義なものだったと思う。というのも、法制度整備支援を行うに当たっては、その国の法律家の方々との協力が必要不可欠であり、実際の法律家の活動状況や法律の運用状況等を知っておく必要があると考えるからだ。そして、具体的な手続に違いはあるものの、日本での私たちと同じように、法廷に立つ検察官らの姿を見て、カンボジアの法律家に対して、一気に親しみを覚えたことも確かである。

(5) カンボジア特別法廷及び JICA カンボジア事務所訪問

この他にも、国外研修においては、カンボジア特別法廷や、JICA カンボジア事務所を訪問させていただいた。

カンボジア特別法廷は、クメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、当時の政権の上級指導者等を裁くことを目的として設立されたものであり、現在も裁判が進行中である。私たちの訪問日は法廷が開かれておらず、残念ながら裁判傍聴はできなかったが、分析官として勤務する日本人職員の方から、国際刑事司法等についての講義をしていただき、また、法廷内等の施設を見学することもでき、大変貴重な経験であった。

JICA カンボジア事務所を訪問したのは、国外研修の最終日であり、国外研修の中で私たち研修員が見聞した内容等について意見交換を行うとともに、同事務所の方からもお話を聞かせていただいた。その中で印象に残っているのは、「カンボジアの今の若い人は、自分の国を自分の手で良くしたいと考えている。」とのお話であり、私は、名古屋大学の日本法教育研究センターで出会った学生や卒業生たちを思い出し、とても心強い気持ちになった。また、同事務所の方は、「途上国の開発を考える際には、社会の貧困層にフォーカスするだけでは足りず、機会に恵まれ、その中で国を変えようとする人たちに着目する必要がある。」とも仰っていた。日本法教育研究センターの学生や卒業生たちは、正に、その機会に恵まれた、次のカンボジアを担う人たちであり、私は、そのような彼ら、彼女らが十分に力を発揮し、カンボジアをより良くしていけるよう、その助けになりたいと強く感じた。

4 所感

(1) 法制度整備支援活動の意義について

開発途上国に対する開発援助と言うと、道路や橋を作るといったインフラ整備等のイメージが強くあるように思うが、その理由は、それらによって生まれる成果が見えやすいものであるからではないだろうか。私は、これまでに、個人的な旅行で東南アジア諸国を訪れたことが何度かあるが、どの国に行っても、日本の援助で建

設された橋や道路、空港等を目にすることがあった。恐らく、それらが日本の援助で建設されたことによって、交通渋滞が緩和されたり、空港が利用しやすいものになったりといった目に見える成果があっただろう。

それらと比較すると、法制度整備支援活動は、国民にとっては、その具体的な成果は目に見えづらく、また、同活動が本当に成果をあげるためには、長い時間を要するものなのだと感じている。カンボジアでは、日本の同活動によって、民法と民事訴訟法の起草が行われたが、それを運用していくためには、それを担う法曹の存在が必要不可欠であり、その人材育成は、一朝一夕に行えるようなものではない。今回の国外研修の中で、長期専門家の方々を中心に、正にその点に御尽力されているところを目の当たりにしたが、本当に息の長い活動を要するものだと実感した。また、長期専門家の方からは、登記や戸籍等、民法の運用と切り離せない周辺制度の整備が十分ではないというお話もあり、十分な法の運用を行うためには、これらの周辺制度の整備や、それを担う書記官等の人材育成についても、時間を要するのだと感じた。

他方で、法律や法制度は、その国の根幹をなす非常に重要なものであり、長い目で見れば、国民の生活にも、確実に大きな影響を及ぼすものであると思う。民・商事の法制度が整備されれば、海外からの投資を呼び込むことができるようになってその国の経済情勢が良くなるということが考えられるし、行政の場面においても、社会制度の枠組みを作るものが正に法律であるのだから、安定した社会を形成していくためにも、法制度の整備が必要不可欠であろう。このような点において、法制度整備支援を行うことの意義は、極めて大きいものだと感じている。

私は、約10年前にも観光のためにカンボジアを訪れたことがあり、今回の国外研修は2度目の訪問であった。前回訪問時にはシェムリアップを観光しただけであり、訪れた街に違いはあったものの、今回国外研修のためにプノンペンを訪れて、約10年前よりも、確実に経済的に発展しているという印象を受けた。このような経済発展を遂げることができた理由の1つにも、法制度の整備が進んだことがあるのではないだろうか。また、このような国の変化、発展を見ることができると、法制度整備支援の魅力の一つであると強く感じている。

今回の国外研修を通じて、法制度整備支援に対する興味は一層強いものとなり、機会があれば是非携わりたいと考えるようになった。

(2) 語学について

国外研修中の現地の方とのやり取りは、クメール語と日本語の通訳を介して行うことがほとんどであったが、そのやり取りを通じて、また、ワーキンググループの

際の長期専門家の方とメンバーとのやり取り等からも、異なる言語を用いながら、法律の専門用語の概念等を相互に理解し、その理解を深めていくことの難しさを感じた。そして、柴田副部長も、講話の中で、法制度整備支援に携わる上で必要なものの一つとして「語学力」をあげておられたが、その重要性を痛感した。

辻長期専門家は、英語だけでなく、クメール語も習得し、それを駆使して、プロジェクトオフィスのスタッフや、ワーキンググループのメンバーと話をされていた。語学があまり得意ではなく、英語もろくに話すことができない私にとっては、その辻専門家の姿には、ただ尊敬の念を覚えるばかりであった。

今回の研修を通じて、英語をはじめとする語学の習得が必要であることを痛感し、私にとっては、今後の英語学習に対する強い動機付けとなった。

5 終わりに

本研修においては、阪井部長及び柴田副部長をはじめとする国際協力部の皆様、特に、私たち研修員を引率していただいた主任教官である石田教官及び井倉専門官には、私たち研修員が本研修を有意義に過ごせるよう、様々な面で御配慮を頂き、本当に感謝している。また、多忙な業務の中、私たち研修員のために、ワーキンググループの見学や日本法教育研究センターでの講義等への対応をしていただいた辻長期専門家をはじめとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも、厚くお礼を申し上げたい。

そして、忙しい中、快く本研修に送り出してくれた千葉地方検察庁の皆様へも、心からの感謝を申し上げたい。

今回の研修では、本当に貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

長崎地方検察庁検事 寺嶋 勇祐

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで行われた「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。

私は、検事に任官して約 6 年になる。

その間の研修等の機会を通じ、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）の教官として、さらには、東南アジア等の途上国に長期専門家として派遣され、法制度整備支援に携わっている先輩検事がいることは知っていたが、恥ずかしい話、具体的な現地での活動内容等は、ほぼ全くと言ってよいぐらい知らなかった。

ただ、自分の印象として残っていたのは、法制度整備支援の仕事は、現地の人と一緒に、その国の基盤となる法律や法制度を創り、その運用の担い手、そして、それらを現地の人に教えることができる人を育てる仕事であり、それを通じ、相手国の人に感謝される仕事だということだった。

私は、人の役に立つ仕事をしたいと考え、法曹を志し、その思いを最も実現・体感できる仕事が検事の仕事であると考え、検事に任官した。

自分の検事として、そして、一人の人間としての力のなさを棚に上げ、大変おこがましい話であることは承知の上だが、日々の仕事をする中、刑事事件が減らない現状に、「自分は、検事として、何か人の役に立てているのだろうか。」という気持ちを、ここ数年、漠然と心のどこかで抱くようになっていた。

そんな折、本研修への参加希望を募る案内があり、自分が法曹を志した原点でもある、人の役に立つ、人から感謝される仕事を、それも日本国内ではなく、国外で、現地の人とともに行うというのは、どういうことなのか、それを自分自身で少しでも体験してみたいと考え、本研修への参加希望を出した。

本研修に参加し、現地で活動する長期専門家の姿などをじかに目にしてきた今、思うのは、相手国の人に感謝されるのは、その背後に、相当の忍耐や努力があり、それを現地の人にも理解し、長期専門家の相手国に対する思いを共有することができているからこそではないかということである。

以下、本研修の内容や、私が、本研修を経て抱くに至った法制度整備支援に対する思いなどについて、もう少し詳細に述べることにしたい。

なお、以下に述べる内容には、私の知識・理解不足、さらに、語学力の乏しさもあいまって、不正確な点や誤りがあるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

第2 国内研修について

1 講義「法務省による法制度整備支援の概要」

研修初日の同年11月10日、本研修の担当教官である国際協力部の石田教官から、「法務省による法制度整備支援の概要」というテーマでの講義があった。

法制度整備支援の位置づけや、法務省が関与する同支援の概要、そして、日本の同支援の特徴等について学んだ。

中でも、日本の法制度整備支援の特徴として、日本が人材育成支援に力を入れており、単に相手国の法律や法制度を作るだけではなく、それを使いこなせる人材の育成を重視してきたという点が非常に印象深く、さらに、その点が同支援の現場で実践されていることが、以下に述べる国外研修において、非常に強く実感できた。

2 講義「各国法制度整備支援の概要」

石田教官による講義後、国際協力部の各教官から、各国での法制度整備支援の概要について講義があった。

相手国によって、支援の段階が異なっているため、一口に法制度整備支援と言っても、国ごとに支援状況が様々であることが分かった。

しかし、各教官とも、相手国に対する支援の段階がどのような段階であろうと、相手国のニーズを的確に把握した上、相手国の主体性を尊重することが重要であり、そのためには、やはり、人と人とのつながりが極めて重要であるとおっしゃっていたことが、特に印象に残った。

3 国際協力部柴田副部長による講義

カンボジアでの国外研修開始の前日には、長期専門家としてカンボジアで勤務された経験もお持ちの国際協力部柴田副部長から「法制度整備支援の在り方」というテーマでの講義があった。

その際、柴田副部長から、御自身の体験談も交え、法制度整備支援に携わるに当たっては、①語学力、②法律家としての知識、そして、③相手国に対し、愛をもって臨むことが非常に重要であることを教えていただいた。

そのほか、自分が日本という国に生まれ、この国にいることは本当に偶然の事情であり、この国に生まれた者として、そして、法律家として何をすべきかを常々頭に置いておくようにとのお話があった。

検事に任官して約6年がたち、検察庁で、検事としての仕事をするのが、どこか当たり前のように感じるようになってしまっていた自分にとって、「人の役に立つ仕事をしたい。」という気持ちから法曹を志したことを思い起こすきっかけの一つとなった。

また、柴田副部長から、「カンボジアをはじめとする、法制度整備支援の相手国には、汚職が絶えない国もあるが、そのような国に対し、日本の税金を投じて支援をする必要があると思うか。」との質問をされたが、私は、その質問に対し、何も答えることができなかった。

それは、私の頭の中で、昨今、日本国内でも経済格差（貧富の差）は確実に広がりを見せており、社会保障・社会福祉が行き届いていなかったことがその背景と考えられる、老老介護を苦にした介護殺人や、生活に窮した親が幼い我が子を手にかけるといった事件が絶えず、他国を支援するための金を日本国内の社会保障の充実に充てれば、そのような悲しい事件の発生を防ぐことも可能なのではないかといった、今、振り返って思えば、自国本位というか、自分本位の考えがよぎったからであった。

先の質問に何も答えられなかった私に対し、柴田副部長からは、国外研修では、法制度整備支援の相手国には、そのような現状もあることを頭において、現地で様々なことを体感し、自分なりの答えを考え出してほしいと言われた。

私は、柴田副部長の講義を受け、カンボジアでの国外研修では、法制度整備支援の相手国には、社会問題として、汚職が行われている国もあることを念頭に置き、その背景事情を自分なりに考えた上、そのような国に対してなお、日本からの法制度整備支援が必要か否かの答えを、自分なりに見つけようと決意した。

4 国際協力専門官による講義

国際協力部の藤生統括国際協力専門官らから、同部の国際協力専門官の職務内容などを講義していただいたが、同部では、教官と専門官とが、垣根なく連携を取り合い、仕事に当たっているとのことであった。確かに、その関係性は、国外研修に同行された石田教官と井倉国際協力専門官の様子からも垣間見えた。

また、国際協力部での仕事には、答えが決まっているものではなく、過去にとらわれない姿勢が大事であること、そのために、汗をかき、知恵を出して仕事に臨むことが重要であるとの話があったが、国外研修中に実際に見聞きした、長期専門家の仕事は、正にこれを体現するものであると実感した。

5 国際協力部阪井部長による講話

国外研修から帰国後、国際協力部阪井部長から講話をしていただいた。

阪井部長も、法制度整備支援には、相手国に対する「愛」が必要であり、その「愛」が工夫を生み出すと述べられていた。

以下に述べる国外研修の中で、現地の長期専門家や名古屋大学日本法教育センターで勤務する日本人弁護士らの様子を直接見聞きした直後であったこともあり、正

にそのとおりだと思った。

また、国外研修初日の同月13日夜、フランス国内で同時多発テロが起き、多数の死傷者が出た。恥ずかしい話、国際情勢に疎い私は、カンボジアに向けて出国する前の段階で、このようなことが起ころうとは、全く予想もしておらず、テロ発生後のフランス国内の状況などが、世界各国で報道されていることを、カンボジアでの滞在先ホテルのテレビを見て知った。

阪井部長は、この同時多発テロを引き合いに、このテロが起きたことで、フランス国内は当然のこと、国際情勢は突如として一変したこと、そして、このように日々刻々と変わりゆく国際情勢に敏感になりつつ、その中で、法制度整備支援の在り方をどのように考え、同支援に対する気持ちをどう持続させていくかが大切なことであると述べられており、この点が阪井部長の講話の中で特に印象に残った。

私がこれまで検事として仕事をしてきた際は、とにかく一つの事件、もっといえば、その事件に関する一つの証拠や事実に傾倒し過ぎ、広く・多角的な視点から物事を見るという姿勢に欠けていた面もあったと思っており、研修後に原庁に戻った後は、これまでよりも意識的に、より広い視点で物事を多角的に見ながら日々の職務に従事しようと思った。

第3 国外研修について

1 長期専門家との意見交換会

国外研修は、同月13日、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のプロジェクトオフィスでの、現地に派遣されている長期専門家3名（検察官出身の辻長期専門家、裁判官出身の原長期専門家及び弁護士出身の嶋貫長期専門家）らとの意見交換会からスタートした。

この意見交換会では、長期専門家3名らのカンボジアでの活動内容や、その中で
の苦悩や葛藤等を具体的に説明していただいた。

また、この意見交換会後に、同オフィスで働く日本語は話せないカンボジア人スタッフ2名と英語で質疑応答する機会があったが、英語力に乏しい私は、このような貴重な機会に、まともな質問すらできなかつた上、そこでの話の内容が2～3割も理解できなかつた。そのため、私は、改めて自分の語学力のなさを痛感させられるとともに、これを少しでも向上させるための努力をしなければならないと思った。

2 ワーキンググループ見学

国外研修初日の午後のRAJP（王立司法学院。日本の司法研修所的な機関の上部組織）を皮切りに、国外研修中、BAKC（弁護士会）、MOJ（司法省）及びRULE（王

立法律経済大学)でのワーキンググループを見学させてもらった。

これらのワーキンググループでは、日本の支援により成立したカンボジア民法及び民事訴訟法の運用などをテーマにディスカッションが行われており、各ワーキンググループでの成果発表の場として、年2,3回開催されるジョイントワーキンググループに向けての資料作成等が行われていた。

国外研修初日に見学した RAJP でのワーキンググループのメンバーは、今後カンボジアの法曹を養成する立場になることが期待される現地の裁判官らであり、この日は、民事執行における請求異議の訴え・第三者異議の訴えに関して議論がなされていた。

私とその議論の様子を見ていて強く印象に残ったのは、ワーキンググループを主宰する原長期専門家が、カンボジア人メンバーの主体性を尊重する姿勢を貫かれているということだった。この日は、一人のメンバーが作成した資料を他のメンバーに発表していたが、原長期専門家は、その内容や発表内容を巡ってのメンバー間の議論の内容について、途中で口を挟むようなことはせず、まず、耳を傾けてその内容を聞いて把握しながら、メンバーから説明を求められた際に、これに応じて返答するという姿勢を貫かれていた。

このような姿勢は、ほかのワーキンググループでの辻長期専門家、嶋貫長期専門家も同様であった。ワーキンググループの様子を見ると、議論のテーマが、以前議論されたテーマに突然飛び、議論がやや錯そうするという場面が度々あった。しかし、そのような状況となっても、各長期各専門家とも、これを遮ったり、強引にテーマを元に戻したりは決してせず、新たに議論が始まったテーマに則し、意見を求められれば、これに懇切丁寧に対応されており、各長期専門家が本当に忍耐強くワーキンググループメンバーに接していることを実感した。

このような長期専門家の対応がこれまでに続けられてきたからこそ、現地のワーキンググループメンバーに、法的な思考が徐々に培われてきたのだろうし、これが積み重なることにより、長期専門家がいなくなった後の、現地の人による法律の定着・運用の実現へとつながっていくのだろうと感じた。

3 カンボジア特別法廷 (ECCC) 見学

同月16日午前、1975年から1979年までの間、ポル・ポト率いるクメール・ルージュ政権下で行われた、医師や弁護士などの知識人を中心に、市民の大量虐殺等に関わった、政権の上級指導者を裁くためのカンボジア特別法廷を見学した。

見学日の開廷予定が変更されたため、法廷傍聴はできなかったが、カンボジア特別法廷の共同捜査判事室に勤務する藤原氏から、同法廷の設立に至る国際刑事司法

の系譜や、大陸法系の刑事司法手続を厳密に踏襲していることなどの同法廷の特徴等についての説明を受けた後、実際に審理が行われる法廷等の施設見学させてもらった。

私は、研修時間外に他の研修員とともに、クメール・ルージュ政権下で市民に対する拷問が行われたトゥールスレーンや実際に、市民が虐殺された現場の一つとして慰霊碑が立てられているキリングフィールドに足を運んだ。

いずれの場所で見聞きしたこととも、自分の想像をはるかに超えており、もし、その時代に自分がこの国にいたらと考えるだけで、背筋が凍り付く思いをした。

また、それと同時に、柴田副部長がおっしゃっていた、日本という国に生まれ育ったことが、本当に偶然の事情なのだというのを改めて思い起こすとともに、自分が生まれた数年前まで、そのような非人道的なことをしていた、時の為政者たちが、何をもってこれを是としたのか、カンボジア特別法廷の法廷で、現に審理を受けている被告人の口から、その一端でも聞いてみたかった。

それと同時に、その後に生まれた世代は、このクメール・ルージュ政権下で起きた悲しい出来事をどのように捉え、これからのカンボジアをどのような国にしていきたいと考えているのかを直接聞いてみたいという気持ちになった。

そのような気持ちを抱き、名古屋大学日本法教育センターにおいて、日本法を学ぶ学生の下へ向かった。

4 名古屋大学日本法教育研究センターにおける学生への講義

同月 16 日午後、RULE 内に設置されている名古屋大学日本法教育センターにおいて、日本法を日本語で学ぶ学生（3, 4 年生）に対し、私を含めた検察庁から本研修に参加した 4 名は、「間接事実による事実認定」という、私たちも日常の業務で難儀するテーマで講義をすることとなっていた。

間接事実の推認力や推認過程等、私自身も理解が不十分なところがあり、先輩や上司等から指導を受けている難しいテーマを、果たして、日本法を学ぶ現地の学生に理解してもらうことができるのだろうかという不安を講義前に抱えていた。

しかし、教室に到着してみて、まず、驚かされたのが、学生に対する日本法の教育システムと学生の学習意欲の高さであった。

聞くとところによると、RULE では、1 年生に対して公募をかけ、日本法を学ぶ意欲を有する学生を毎年 30 名程度を選抜し、大学 1, 2 年生の 2 年間をかけ日本語教育を行い、その後、大学 3, 4 年生の 2 年間をかけ、日本法を教育しているとのことであった。そこでの教育は非常に厳しいものであり、その過程で脱落していく学生も数多くおり、卒業できるのは各学年平均 7, 8 名とのことで、その中でも成績

上位の1, 2名は名古屋大学に留学し、帰国後、カンボジアの法曹や大学教員を目指す学生もいるとのことであった。

私たちは、合計15名程度の3, 4年生に対して講義を行ったが、前記過程を経て残っているメンバーだけあって、皆、日本法の六法や日本語の電子辞書を片手に講義に臨んでくれており、その学習意欲の高さに心底感心させられたとともに、自分の学生時代を振り返ると、気恥ずかしい気持ちがあった。

そして、私たち4名は、直接事実型の証拠構造の場合と間接事実型の証拠構造の場合とで、要証事実の立証の仕方や立証の上でポイントとなる点が異なってくるなどを講義した。その中で、私は、間接事実型の証拠構造の場合に、要証事実を立証するプロセス等の講義を担当した。

学生たちは、私たちが講義をしていた最中も、学生同士で頻繁にディスカッションをし、疑問があれば積極的に質問してくるなど、非常に熱心に私たちの講義を聴いてくれており、そのことだけでも非常にうれしかった。

自分が講義を担当した部分では、間接事実型の証拠構造の場合、要証事実を推認しうる間接事実が存在したとしても、その間接事実の推認力を妨げる他の間接事実が存在することがあり得るので、その点に注意を払わなければならない旨を説明する予定であったが、私がある旨を説明する前に、そのことを強く意識した質問が学生から出たことから、学生たちのレベルの高さに非常に驚いた。

講義後の学生らとの懇親の場では、講義の際には聞けなかった将来の夢等の話を聞かせてもらうことができた。

ある学生は、「外交官になりたい。」、また、別の学生は、「自分の父親のように裁判官になりたい。」などとそれぞれの夢を希望に満ちた表情で語ってくれ、一人一人が、それぞれの目指す方向から、このカンボジアという国を自分たちの手でより良い国にしていきたいという強い思いを持っていることが伝わってきた。

また、どの学生も、難しいけれども日本語の勉強が楽しいこと、日本に留学して日本で勉強したいと思っていると口をそろえて言ってくれたことが、私としてはとてもうれしかった反面、日本が、そのように思い続けてもらえる国であり続けるための努力を、自分たちは継続していかなければいけないと思った。

5 プノンペン地方裁判所での法廷傍聴

同月18日午後、プノンペン地方裁判所において、裁判を傍聴した。

全部で3, 4件の刑事事件を傍聴したが、中でも印象的だったのが、路上で卵150個を盗んだという少年が被告人の裁判であった。私に大陸法系の刑事司法手続の知識がほとんどなかった上、通訳を介しての傍聴であったため、私の理解が正確

でなかった可能性はあるが、その事件の審理では、検察官、弁護人に先立ち、裁判官が被告人質問を行い、その中で、公判開始時には事実を否認していた被告人に対し、「事実を認めれば罪が軽くなる。正しいことを言ってくれ。」などと申し向けたところ、被告人が即座に事実を認めた。

このやりとりを目の当たりにし、確かに、訴訟経済上は合理的な制度だと思いつともに、その反面、利益供与とも思われる発問によって引き出した自白の信用性をどう担保しているのかが非常に気になった。

また、その事件の審理では、審理終盤になって当該被告人が成人か少年か（カンボジアでは、18歳で成人とされる。）が、検察官・弁護人の間で争点となり、日本のような戸籍制度が確立されていないカンボジアならではの争点が、顕在化した状況も垣間見ることができた。

6 JICA カンボジア事務所訪問

国外研修最終日の午前中には、JICA カンボジア事務所を訪問し、同事務所所長である安達一氏らからお話を聞く大変貴重な機会を得た。

安達氏のお話の中で、「現在のカンボジアは、ポル・ポト時代を知っている世代から若い世代への若返りが急速に進んでおり、そのような若い世代が、自分たちの国を自分たちの手で良くしていきたいという機運が高まっている。」「そのカンボジアという国の現状、そして、社会構造を見ながら、何が必要かを考え、日本側も世代交代をしながら、この国に寄り添う日本人を創り続けることが重要である。」というお話が、特に印象に残った。

私は、安達氏のお話を聞き、私たちが講義をした学生たちは、正にその一躍を担わんとしている世代であり、そのような彼ら出会えた幸運を生かし、彼らと一緒に、このカンボジアという国に寄り添い、この国を少しでも良くするために、共に歩んでいくことができたとしたら、どれだけ幸せなことだろうかと考え、帰国の途についた。

第4 終わりに

本研修を終えての一番の感想は、参加して本当に良かったということである。

そう思わせてくれた要因は多数あるが、一番の要因は、現地で講義をさせてもらった RULE の学生たちとの出会いであった。彼ら一人一人が、この国をより良くしたいという強い気持ちを胸に、日々、勉強に励んでいる姿を目の当たりにし、私が法曹を志した初心を思い起こさせてもらった気がする。

それとともに、今、彼らが、法律を学べる状況にあるのは、ひとえに、これまで、

カンボジアへの法制度整備支援などに携わられてきた JICA スタッフの方々、そして、現地に派遣され、長期専門家として活動されてきた方々の努力が継続されてきたからこそであると実感した。

RULE で学ぶ学生たちは、これまでの人と人とのつながりによって紡ぎ出された礎の上に、法律を学ぶとともに、一人の社会人としても成長し、カンボジアという国の将来を背負って立つ人間にならんとしている。

公権力の担い手である公務員による汚職は、その権力の根拠たる国民に対する、最大の背信行為であり、国の根幹、ひいては、国の存立そのものをゆるがせにする行為であって、決してあってはならない、断じて許すべきではないと、私は考えている。それは、世界中のどのような国であろうと、多数の人が存在し、そこに国家が存在する以上、不偏の理であると思う。

現地での講義の際に出会った学生たちは、そのことを当然理解しているであろうし、自分たちの祖国カンボジアで、そのようなことがあってはならない、それをさせないための、真に民主的な統治をいかにして実現するかを考え、そして、実行に移すことができる人たちだと感じた。

カンボジアという一つの国に、汚職が存在しているかもしれないことを理由に、法制度整備支援を打ち切ってしまえば、正に、そのような人を育てるためにこれまで続けてきた、日本の法制度整備支援の在り方、先人たちの忍耐・努力を否定することになりはしないだろうか。汚職が存在しているかもしれない今だからこそ、法制度整備支援を続け、現地の人々の力で、その国のあるべき姿を実現することのできる人を育てる必要があるのではないか。カンボジアでは、これまでの不断の努力が、今、正に実を結ぼうとしているところなのではないかなどといったことを、国外研修の約1週間を通じ、考えるに至った。

したがって、出国前日の柴田副部長からの質問に対する、自分の今の答えは、「現にカンボジアに汚職が存在しているかもしれないとしても、もとい、汚職が存在しているかもしれない国であるからこそ、支援を継続すべきだ。」である。

本研修での貴重な経験を通じ、日々の職務の中では、まず、現地の学生たちのように、どのようなことにも幅広く興味・関心を持ち、一日一日を大切に、そして、懸命に自分の目の前にある仕事をしていこうと思った。

そして、その積み重ねによって、今までよりも一回りも二回りも、検事として、また、一人の人間として成長し、現地で出会った学生のような、高い志を持った人とともに、その国の未来の基礎を創る仕事をするのであれば、これ以上幸せなことはないと思うに至った次第である（もちろん、そのために、語学力を身につけなければ

ならないことは必至であるが。)

検事としての自分の存在に、今思えば「小さな」疑問を抱いた「小さな検事」の雑感めいた話を書き連ねたような文章となってしまったことは御容赦いただきたいが、本研修が、今後の検事としての、というよりも、一人の人間としての自分の生き方を改めて真剣に考えるきっかけとなったほど、充実したものであった。

このように、本研修が、非常に実り多き研修となったのは、現地での活動が非常に忙しい中、貴重な時間を割いて、私たち研修員に懇切丁寧に対応してくださった辻長期専門家をはじめとする現地のスタッフの方々、さらに、本研修開始前から、RULEの学生への講義内容等に関する御指導を頂き、現地でも私たち研修員を引率してくださった石田教官、国外研修のための様々な手配等を行ってくれ、現地では、石田教官とともに、私たち研修員を引率してくださった井倉専門官のおかげである。

言葉では言い尽くせるものでないことは承知の上であるが、心から御礼申し上げたい。

また、最後になるが、年末も間近に迫る繁忙期に、2週間もの長きにわたり、私を快く本研修に送り出していただいた、奥村検事正、上保次席検事をはじめとする原庁の皆様に対しても、この場を借りて心よりお礼申し上げたい。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修を終えて

青森地方検察庁八戸支部検事 田中 博史

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施した平成 27 年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

法制度整備支援は、開発途上国における法律の起草支援や法制度の運用機関の整備支援、人的リソースの育成支援などを通じ、我が国が開発途上国の自助努力を支援するとともに、そうした国々の持続的かつ安定的な成長を支える社会的法的基盤を整えるための活動であるところ、本研修は、国内における ICD 教官らによる講義や、支援対象国の一つであるカンボジアにおける各種プロジェクトの見学などにより、法制度整備支援に関する理解を深め、将来国際協力活動に携わる際に最低限必要な知識経験を得るために行われた。

以下、今回の研修の概要を振り返りながら、私が本研修を通じて感じたことなどを率直に述べてみたい。

なお、本書面の記載中、意見にわたるものはもとより私見であるし、私の理解力不足等により不正確な記載が含まれている可能性があることを予め御容赦願いたい。

第 2 国内研修について

本研修では、カンボジアでの国外研修に先立ち、大阪中之島合同庁舎内にある ICD のセミナー室において、ICD 教官らによる、ICD の業務内容や支援対象国ごとに我が国の法制度整備支援の概況等に関する講義を受講した。

これまで法制度整備支援の内容について無知に等しかった私にとって、国外研修に先立ってこのような講義を受講できたことは非常に有り難かった。

カンボジアに対する法制度整備支援を語る上で欠かすことのできない前提事情は、言うまでもなく、カンボジアがポル・ポト政権下での大量虐殺という暗い歴史を持つことである。1975 年からの 4 年余りの間、時の政権により、法律家や医師らいわゆる知識人を中心とした多くの人々が理不尽にも殺され、ある試算によれば、虐殺された人々の数は 150 万ないし 200 万人にも上るといふ。国勢調査が長らく行われなかったという事情があるために、正確にその数を把握するのは今や困難であるとされているが、当時の全国民の四分の一ないし三分の一の割合に相当する人々がたった 4 年余りの間に殺されたことになるとの試算もあるという。その上、ポル・ポト政権崩壊後も内戦等による政情不安が長らく続いたこともあり、世代間で法的知見が伝承される

機会も事実上存在しなかった。そのため、1990年代に入って民主化が本格的に実現される段階に入った後も、法制度の創設や運用に携わる人材が著しく足りない状態にあった。このことから、カンボジアでは、ライフラインや橋、道路、学校といった社会的インフラの基盤整備はもとより、法制度整備の支援、同制度の運用に関わる人材の育成支援を行う必要性が非常に高いという特性があった。

そのような特性をふまえ、我が国がどのようなやり方でカンボジアを含む支援対象国での支援を行ってきたのか。このことに関し、ICD教官の方々が口々に指摘したのが「支援対象国の自主性の尊重」という理念であり、ドナー国が開発途上国に対し、「与える」という形での支援ではなく、支援対象国の文化や歴史、人々の考え方の自主性を重んじて粘り強く支援を行うという日本の支援の在り方は、おおむね国際的な評価も高いとのことであった。

このことは、我が国の法制度整備支援関係省庁の協議を経て策定された法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）に、「我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ、相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。このような日本ならではの技術協力は、開発途上国側の能力向上に資するとともに開発途上国と我が国の間の関係強化にも資することが期待される。」とあることから読み取ることができる。

ただ、この点に関し、国外研修に出発する前の私には、一つの疑問があった。

それは、一言で言えば、法制度整備支援の目的に照らして考えたとき、果たして、開発途上国の自主性の尊重と経済合理性、いずれを重視すべきなのだろうかということであった。法制度整備支援が、先に述べたとおり、開発途上国の自助努力を支援すること、及び同国の持続的かつ安定的な成長を支える社会的法的基盤を整えるための活動であるとするならば、先んじてそうした目標を実現した経験を持つドナー国が法律の起草支援や法制度の運用機関の整備支援、人材育成支援のいずれの分野でも主導権を握り、迅速かつ合理的に支援活動を進めることの方が、費用対効果の面では分があり、開発途上国の経済発展に裨益するところが大きいと考えることもできる。開発途上国の経済発展は、当然ドナー国の投資先の拡大という恩恵とも密接不可分でもあるはずである。仮に、日本の「自主性の尊重」という理念が正しく、国際的な評価を

得ているのであれば、これが開発途上国支援の国際的なスタンダードになってしかるべきとも考えられるのに、現状は必ずしもそうっていないのではなからうか。そもそも、国際協力とは一体誰のために行うものなのだろうか。

このような疑問をつらつらと考えているうち、あっという間に国内研修は終わりを迎え、国外研修へと場面を移すことになったのであるが、そのような疑問を解消する手がかりを見つけることは、私が国外研修に先立って設定した個人的な宿題のようなものになっていた。

第3 国外研修について

延べ6日間にわたるカンボジアでの国外研修は、日本から派遣されている長期専門家と呼ばれる法曹出身者がカンボジアの人材育成等のために現地実務家らをメンバーとして定期的に行っている勉強会（以下、「ワーキンググループ」という。）を見学することを中心とするスケジュールが組まれており、その他カンボジア特別法廷（以下「ECCC」という。）の見学や王立法律経済大学で日本法を学ぶ学生向けの講義を行う機会などにも恵まれた。

いずれも私たち研修員にとって得がたい体験であったが、以下では、このうちワーキンググループの見学と、王立法律経済大学の学生向けに私たちが行った講義などについて記しておきたい。

1 ワーキンググループ見学

我が国が現在カンボジアにおいて進めているプロジェクトは、平成24年4月にスタートした民法・民事訴訟法普及支援プロジェクトである。従前、我が国は、カンボジアにおいて、民法や民事訴訟法の起草支援、民事教育支援など複数のプロジェクトを併行して実施してきたものであるが、現行プロジェクトは、それまでの成果を踏まえてそれらを一本化したものであり、カンボジアの司法関係機関が民法・民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈して、自律的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を行うことができるようにすることを目的とし、平成29年3月の終期を目途に進められている。

我が国の法制度整備支援に対応するカンボジア側のカウンターパートは、現在、司法省（日本の法務省に対応する省庁。通称「MOJ」）、王立司法学院（裁判官検察官養成校の上位機関。通称「RAJP」）、弁護士会（通称「BAKC」）、王立法律経済大学（通称「RULE」）の4機関があり、本研修では、その全ての機関で実施されているワーキンググループを見学することができた。

ワーキンググループでは、いずれも、日本の長期専門家が、現地の実務家らから

なるメンバーによる議論のオブザーバーを務め、条文解釈や現地での法制度の運用などに関する各種法律問題を議論していた。各回のテーマ設定は、ワーキンググループの設置の趣旨や時期などにより異なるようであり、民法及び民事訴訟法の一般市民向けの逐条解説の作成や、現地で法的知見の普及を目的として不定期に実施されているというジョイントレクチャーの発表準備など様々であった。

しかし、テーマやメンバー構成が様々でありながら、すべてのワーキンググループの進め方において共通していたのは、長期専門家がメンバー同士の議論にできる限り介入せず、辛抱強く議論を見守り続けていたことである。

例えば、こんな場面があった。弁護士会のワーキンググループでのことである。その日、メンバーが議論していたのは、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の行使できる場面の違いにまつわる法律問題であった。カンボジア民法では、債務不履行に対する救済に関し、「債務者による債務不履行があった場合には、債権者は第4章第2節（契約違反に対する救済）から同第4節（契約の解除）までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、又は契約の解除を求めることができる。」旨定められており（同法第390条）、他方、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権に関しては、「買主は、第542条（買主の追完請求権）ないし第544条（買主の代金減額請求権）に定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節（損害賠償）の規定に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。」旨定められている（同法第545条）。カンボジア民法の起草支援を行ったのは我が国であり、同法には、日本民法の影響が多分に見られることから、日本の法曹であれば、多くの人が両請求権の棲み分けを検討する上では、契約の目的物が特定物であるか不特定物であるかとか、その目的物に見られる瑕疵が原始的な瑕疵か後発的な瑕疵かといった点に着目することが合理的であり、その点を整理すれば効率的に議論を進められるであろうことを知っている。ただ、弁護士出身の長期専門家は、ひたすらにメンバー間で繰り広げられる議論を見守り、介入しない。ワーキンググループでは、メンバーがレジメを事前に作成し、これに基づいて議論を行うところ、同レジメの作成段階で、作成者と長期専門家との間で事前のレクチャーがある程度行われているとのことであったが、実際のワーキンググループの中では、たとえ議論が多少脇道に逸れようとも、長期専門家はほとんど介入しようとしなかった。

私たちは、別のワーキンググループでも同じような場面に幾度も遭遇した。私は、そのうちの一つで、長期専門家が辛抱強く議論を見守り続ける理由に繋がるのではないかと感じた出来事があったので、そのことを紹介したい。それは、王立法

律経済大学でのワーキンググループを見学したときのことである。このワーキンググループは、検事出身者である辻長期専門家がオブザーバーを務め、同大学の教員らをメンバーとして構成されたグループであった。この日は、近々同グループが地方に出張して実施予定だという民法普及のためのジョイントレクチャーに向け、その発表内容の準備を行っていた。議論のテーマは、民法における「条件と期限の違い」についてであった。このワーキンググループでも、メンバーの一人が事前に作成したレジメに沿い、メンバーが熱心に議論を繰り広げていたが、辻長期専門家は、その様子を通訳を通じて見守り、決して自ら介入しようとはしなかった。「条件と期限の違い」については、日本の法律を学ぶ者にとっても馴染みのある論点であり、日本法の条文解説等を開けばある程度の解説はすぐに見つけることができ、具体例もいくつかは労せず見つけることができるように思う。しかし、辻長期専門家は、ひたすら議論を見守っていた。そんな中、あるメンバーが、こんな発言をした。「借金の返済に関し、“次の収穫期が来たら、弁済する。”という約定が定められていたら、これは条件か期限か。債務者が収穫期に作物を適切に管理し、換金しなかった場合、債権者は、民法第328条（条件付き権利の条件成就擬制）により請求できるか」。不意に私にとってあまり馴染みのない「収穫期」という言葉が発せられ、私は、はっとした。開発途上国ならではの設例と言っては語弊があるかもしれないが、現地の生活の実情に根ざした設例であるのは間違いないと思われた。このワーキンググループの目的は、先にも述べたジョイントレクチャーの発表準備であり、ひいては民法に関する法的知見を社会に広く普及させることを目指している。そうであれば、一つの法的概念を説明する上でも、より一般の人たちに分かりやすく、現地の生活に根ざした具体例がふさわしいのは間違いないであろう。たとえば、日本人である長期専門家が予め日本の法の趣旨のみならず法解釈論の概況、判例の流れなどを要約したレジメを作成し、それに従ってレクチャーをする形式でワーキンググループを進めれば、おそらく効率は格段に上がるはずである。しかし、もしそうしていたら、メンバー同士の議論がここまで白熱したものにはならなかったであろうし、先に挙げたメンバーの発言そのものが生まれなかったかもしれない。そう思うと、できる限り現地のメンバー同士の議論を見守ろうとする各長期専門家の姿勢に合点がいったような気がした。そうして見ていると、当初迂遠にも感じられたワーキンググループの進行や各メンバーの発言の一つ一つが、カンボジアの文化や歴史、人々のものの考え方などに触れるチャンスのように感じられ、非常に興味深く思えた。

それでも、私は、常に現地のメンバーの議論を見守るという姿勢を貫くには、長

期専門家に相当の辛抱強さが要求されることだろうと思い、見学後、辻長期専門家にこの点を尋ねてみた。そうしたところ、辻長期専門家は、「各条文について、想定できる主な論点はこれとこれで、日本ではそれらについて判例学説がこう整理されていますよ、などと講義をしてしまえば、効率的だろうとは思う。そういう形式にして、こちらからメンバーに教えてしまいたい、と思うことはある。しかし、そもそも論点というものは、現に法律を運用する現場にいる人たちが、個々の案件を処理する上で、条文の不整合だとか実務上の問題にぶつかり、問題の所在を共有することで議論が深まり、やがて解釈論や立法論へと繋がっていくものであり、初めに外部から与えられるようなものではない。だからこそ、現地のメンバーの議論にできる限り委ねるようにしている。」旨述べておられ、とても印象的であった。

私は、先に、「国外研修に先立って自ら設定した宿題」などとし、自主性の尊重という我が国の法制度整備支援の理念に疑問を投げかけるような問題設定をしていたことを告白した。しかし、私は、ワーキンググループの見学を通じて、そうした問題の設定の仕方自体が、開発途上国の自主性と経済合理性のどちらが優先されるべきか、といった択一主義的で単純な思考にとらわれていたことに気付かされた。

知識層の喪失という暗い歴史を背負うカンボジアでは、即戦力として活躍する人材の育成が急務であった。そして、法の支配にとって必要不可欠である基本的な法制度を整備し、運用するのであれば、先に掲げた条文解説にせよ、ジョイントレクチャーでの発表内容にせよ、長期専門家がドラフトを用意し、それに基づいてワーキンググループで議論し、直ちに実務に反映させることを目指した方が短期的な経済合理性にはかなうはずである。また、我が国の法制度整備支援はODA予算により執行される様々な技術支援の一分野であり、目標の具体化とその目標の達成度に関する評価と無縁でいられるはずはない。そのことは、短期間に成果を外部に表現するのが性質上難しいと考えられる法教育や人材育成の分野であっても例外ではないであろう。そうであるとすれば、長期専門家が主導権を握ってワーキンググループを進めることは、具体的な成果を上げる上でも効果的なやり方であると思う。しかし、法制度整備支援は、開発途上国が持続可能な成長発展を遂げるための活動にほかならず、カンボジアもいつかは他国による支援から卒業し、自ら新規立法や既存法の改正、法制度の運用改善、法教育、人材育成などあらゆることを自国の人的資源のみによって実現しなければならない。そうした将来を見据えたとき、長期専門家が黒子に徹し、支援対象国の自主性をできる限り尊重することが必要不可欠な視点であるのは言うまでもないことであった。

それらは、どちらの理念が優れているか、といった二者択一的な問題ではなく、

いかにして両者の要請をバランス良く満たしながら支援の目的実現につなげることができるか、というバランス感覚の問題であったのだ。そのように思うと、国内研修中に自ら設定した宿題そのものが非常に浅はかなものであったように感じられ、気恥ずかしい思いに駆られた。

それと同時に、私は、支援の現場で活躍する長期専門家をはじめとする皆さんが、開発途上国の将来を思い、ドナー国として掲げる支援の理念とその実践のために、日々試行錯誤を繰り返しながら、文字どおり汗を流しておられる姿を間近に見ることができ、そのひたむきな姿勢に感動し、大いに刺激を受けたのである。

とりわけ、検事出身者である辻長期専門家は、私が検事になりたての頃、同じ東京地方検察庁公判部に配属されていた時期があり、当時直接の接点こそなかったものの、私が一方的に存じ上げていた先輩検事の一人であった。そのため、現地での御活躍の様子を間近に見ることができたのは、私にとって特に大きな刺激となった。辻長期専門家は、現地滞在2年目にして、既にクメール語が堪能であり、現地で開催された外国人によるクメール語のスピーチコンテストで準優勝という輝かしい成績を収められたそうである。私たち研修員は、辻長期専門家が現地の方々からクメール語で気さくに話しかけられ、それに流ちょうに対応する様子を研修中幾度も目にした。また、辻長期専門家は、カンボジア司法省とタイアップし、法制度の普及のためのテレビ番組を製作し、自らも出演して広報活動を行うなど、様々なアプローチで法制度整備支援の趣旨実現のために尽力されていた。

辻長期専門家に限らず、国際協力の分野では、それに関わる人々が皆生き生きとした様子で、創意工夫を凝らしながら日々の職務に当たっているように見えた。

2 王立法律経済大学における講義

私たち研修員は、裁判官出身の法務省民事局付1名、同局総務課職員1名、検事3名、検察事務官1名の総勢6名から成ったが、前2名をA班、後4名をB班として、それぞれ「名誉毀損」、「刑事事件における事実認定」というテーマで、王立法律経済大学内に名古屋大学が設置している日本法研究教育センターで日本法を学ぶ学生たちに対して講義を行う機会を得た。

私は、B班の主任を務め、学生たちに「刑事事件における事実認定」の講義を行い、具体的事例を設定しながら、直接証拠による事実認定と間接証拠による事実認定の違いや、それぞれの場合の留意点などを解説した。

私の学生時代を振り返ったとき、事実認定について講義を受けた明確な記憶はないし、私の受験した旧司法試験でも、法の解釈適用に重きが置かれ、私の中で、事実認定は実務家になってから学ぶもの、という意識があったように思う。

そのような意識からか、私は、講義をする直前まで、カンボジアの学生たちが私たちの講義に興味を持ってくれるのだろうか、いささか不安を抱いていた。

しかし、講義を始めてすぐに、それが杞憂であることが分かった。学生たちは、皆目を輝かせ、講義をする私たちを見つめ、話に聞き入ってくれた。学生たちは、直接証拠と間接証拠の違いなどをその場で正しく理解し、その理解をふまえ、私たちが事前に想定していなかったほどの鋭い質問をいくつも私たちに投げかけ、私たちがたじろぐ場面もあるくらいだった。聞けば、この講義の数日後、彼ら学生たちは、日本の弁護士会が模擬裁判用に作成した事件記録を題材に模擬裁判を行う予定であり、そのために日本の刑事手続についても既に学んでいるとのことであった。私たちは、その模擬裁判を見ることはできなかったが、前記大学で特任講師を務め、私たちの講義にも出席して下さった宮田晶子弁護士によれば、学生たちはその後も熱心に模擬裁判に向けて準備をし、本番の模擬裁判も大盛況に終わったとのことである。

遠く離れた異国の地で、日々熱心に日本語や日本法を学ぶ学生たちの姿に触れたことにより、私は、法律を学び始めた学生時代の初心に久々に思いを致すことができた。

3 その他

私たちは、国外研修の最終日、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のカンボジアオフィスを訪問し、同オフィスの安達一所長らと意見交換する機会を得た。

ICDの実施する法制度整備支援は、JICAの行う技術協力の一分野であることから、JICAカンボジアオフィスでの意見交換の機会は、私たち研修員にとって、我が国のODA全体における法制度整備支援の位置付けや今後の法制度整備支援の展望などに関し、支援の最前線で活躍されている方々の意見を直接伺うことのできる貴重な機会となった。

中でも、私は、安達所長から、「我々日本人がカンボジアで過去に橋を作ったからといって、カンボジア人に対し、いつまでも“橋を作った日本にありがとうと言いなさい。”などといった態度では決してならず、常にカンボジアにとって良きパートナーであり続けるための努力を怠ってはならない。」旨の話があり、大きな感銘を受けた。

現在、カンボジアは、国民の平均年齢が20歳代前半となり、ポル・ポト派による施政を直接経験していない国民が多くなってきている上、近時経済的にもめざましい発展を遂げつつある。その様子的一端は、私たち研修員も皆、短期間ながら現

地に滞在したことから、各自が肌で感じたところであったと思う。ただ、私は、正直なところ、この安達所長の話聞くまで、まだ「与える」形での支援という発想から脱しきれておらず、日本が支援対象国にとって今後も魅力的であり続けるための努力をするといったような発想は、持ったことがなかった。今後のカンボジアに対する ODA は、これまでの支援結果をふまえつつ、社会の急速な変化に対応するために今必要な支援を見極め、重点化させていくことが必要であるとされ、どの分野にどれだけの支援をしていくのか、まさに選択と集中による支援が実施されていくことになるという。そのような支援体制全体の中で、法制度整備支援が今後も我が国とカンボジア双方にとって重要であり、支援の重点分野の一翼であり続けるために、私たちには何ができるであろうか。不勉強を棚に上げてあえて私見を述べるとすれば、それは、我々日本の法曹一人一人が日本の法制度に精通し、それを更に洗練されたものにしていくための努力を惜しまないことであると思う。検事任官 9 年目、目の前の事件の処理に追われて毎日が過ぎていくというだけではいささか情けないような気がして、身が引き締まるような思いで本研修を終えた次第である。

第 4 終わりに

私は、かつて、日本の司法による救済や手続保障の恩恵を受けられない人たちのために働きたいという希望を持って、法曹を志し、その後いくつかの出会いと気づきを経て、検事に任官した。本研修を通じ、私は、国際協力という分野が、国境を越え、まさに私の法曹を志した当初からの思いを日々噛み締めながら働くことのできる分野であると確信した。

ただ、今の私には、その分野で働き、支援対象国と我が国の双方の利益にかなう結果をもたらすだけの基本的な力が致命的なほどに足りていない。それは、たとえば語学力もそうであるし、法的知見の研鑽についてもまだまだ足りていない。

私が国際協力の分野に本格的に関わる機会に恵まれるか否かはさておき、本研修で得た様々な刺激を原庁での執務内容や執務態度に必ずや生かし、今後も自己研鑽に励むことをここに誓いたい。

最後に、本研修においては、阪井光平部長及び柴田紀子副部長を始めとする ICD の皆様、特に、本研修で我々研修員の引率をして下さった石田正範教官及び井倉美那子専門官には、国内外における研修だけでなく、現地での生活面を含めて大変お世話になったので、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。また、現地において、多忙を極める執務の中、我々研修員のために貴重な時間を割いて様々なプログラムを見学させてくださった辻長期専門家を始めとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも

厚く御礼を申し上げたい。

以上

平成 27 年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪高等検察庁総務課文書係長 米田 佳子

第 1 はじめに

私は、平成 27 年 11 月 10 日から同月 20 日まで行われた「平成 27 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

私が大学生の頃、日本は既に世界の舞台で「国際援助活動」を積極的に行い、バブル景気の頃には、供与額世界一位に輝くなど、同活動における日本の世界でのプレゼンスは確立されているように見えていた。そんな時代、私は大学で、「開発環境」という分野を専攻したが、実際には、日本が行う ODA のタイド援助に関する問題や開発による環境破壊、バブル景気崩壊による資金抛出の困難化等により、日本の国際援助活動もやや陰りを見せていた。「開発環境」では、開発途上国において、貧困からの脱却のために経済発展をどのように行うことが望ましいのか、開発だけではなく環境保護の視点も忘れず、そのバランスを保ち、経済発展を模索するということが主眼であり、その分野は、法学や経済学のような体系的な何かがあるわけではなく、今、振り返ってみれば、そこで学んだ私や同級生達も、この難解なテーマを深淵まで理解できていなかったように思えるが、同級生の中には志を持ち、国際協力の分野へと進み、JICA へ就職したり海外での日本語教師等になる者もいた。一方、私はご縁があり、大阪地方検察庁に採用が決まり、今年で検察事務官 18 年目となり、家庭では一男一女にも恵まれ、検察庁の仕事と育児のバランスを保ちつつ充実した慌ただしい毎日過ごしていた。

そんな中、ふと目にとまった「平成 27 年度国際協力人材育成研修」の募集に、私は思わず応募してしまったのであるが、なぜかと問われると、一つには、グローバリズムが進んだ現代、私が大学で学んだ分野の最前線がどうなっているのを知りたいという強い好奇心と、そして昔選ばなかった国際協力の分野へ再度チャレンジすることが私にも可能なのかという、漠然とした思いからであった。そして、本研修に参加できることが決まったときは、家族や職場の負担など、後先を深く考えず応募してしまったことへの多少の後悔と、やはり、参加したい気持ちには変わりはないという矛盾した思いが両立していたが、職場の方へご負担をかけ、まだ手の掛かる小学生の子供達を残してまで参加する以上は、本研修を無駄にせず、そこで自分なりに何かをつかみたいと思った次第である。

本稿では、今回私が経験したことの一部を紹介したい。本稿を読み、法制度整備支援について、より強い関心を抱いて下さる方が少しでもおられたら、私にとって、これほど望ましいことはないし、それが批判的意見であったとしても同じである。ただ

し、法制度整備支援について、法律家ではない私が全てを理解することは難しいため、表現として適切ではない部分があるかもしれないが、その点については御容赦願いたい。そして、私が法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）へ勤務する日が来るとしたら、それは国際協力専門官としての立場であろうことから、そのような視点も踏まえて本研修での経験を紹介させていただきたい。

第2 国内研修前半（平成27年11月10日及び同月11日）

1 法整備支援の概要についての講義

国内研修初日、まず最初に国際協力部の石田教官から、法務省による法制度整備支援の概要について、以下のような講義が行われた。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が行うODAには、二国間援助と国際機関への出資の二通りがあり、その二国間援助の技術協力という分野の中に法制度整備支援は位置付けされており、国際協力部がその一端を担っている。根本に立ち返れば、法制度整備支援とは、これまでJICAが積極的に行ってきた相手国に橋や道路といったインフラの整備を提供する従来の支援の形から、よりコストが低く、効果が絶大と考えられている「人材を育てる支援」の形へと支援の幅が広がったものであり、したがって、国際協力部においては、長期専門家を相手国に派遣し、リーガルアドバイザーとして法整備に必要な助言やバックアップを行う一方、日本に相手国関係者を招いての国内研修を実施したり、相手国でのセミナー等に国際協力部教官を派遣するなどの積極的な支援を行っている。

そして、本来は法律実務家である教官だが、教官業務の中では、意外にも研修実施等のための調整業務が占める割合が大きく、教官には行政官的な役割も求められており、迅速かつ適切に調整業務を進めるためには、そこに携わる方々との人間関係の構築が必要である。もちろん、法律実務家としての役割は重要であり、相手国の司法省等へ法制度整備支援をする際には、支援後に相手国が自立して法律改正等の法整備ができるよう、相手国の人材を養成する援助も行っているが、そこには理想と現実が混じり合う部分や種々の苦勞もある。

私は、本研修前は、国内勤務の国際協力部の教官の業務は、外国人に対し正しく法学を教えるための事前準備をするというイメージしかなかったが、このような講義を聴いて、その業務は、法律家としての立場、教育者としての立場、そして調整業務を行う行政官としての立場と多岐にわたっており、外国出張も頻繁にある中で、それらを同時に行うとなると、肉体的精神的にもタフで、しかも法制度整備支援に対する理念や情熱がなければ、モチベーションを保ち業務を続けていくとは難しい

仕事だという感想を抱いた。

2 各国での法制度整備支援の状況についての講義

各国での法制度整備支援の状況について、各国をそれぞれ担当されている国際協力部の各教官から、ベトナム（担当：塚部教官）、ラオス（担当：堤教官）、ミャンマー（担当：松尾教官）、東ティモール（担当：渡部教官）、インドネシア（担当：横幕教官）、ネパール及び私たちが研修地として赴くカンボジア（担当：内山教官）の7か国について講義が行われた。

各国での法制度整備支援の状況について、講義を受けた内容を簡単に紹介させていただく。

まず、ベトナムについては、1992年に政府開発援助大綱が閣議決定されたことを背景に、日本はこれまでの「ハコ物支援」から「知的支援」へと転換し、アジアをその重点地域として位置付けるようになった。ベトナムはその流れに沿って、日本が最初に法制度整備支援を行った国である。そして1996年からこれまでの間、民法改正を中心とした起草支援及び国家司法学院強化、検察官マニュアル作成支援、更に踏み込んで事務上の課題や現場のニーズを踏まえた法令の起草支援等を、現地セミナー、本邦研修、各種研究会等を通じて行っており、着実に支援の幅を広げてきた。そして、現在はベトナムにパイロット地区を設け、裁判所及び検察院の人的、組織的能力強化のための支援等を行っている。

次に、ラオスについては、2003年から法制度整備支援プロジェクトを開始し、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院を支援対象機関として、法務・司法関連職員の法律知識、実務向上のための組織能力強化、法令の教科書作成等の支援を行ってきた。そして現在は2015年1月に開始された日本型の統一修習をモデルにした統一的法曹養成を目指し、国立司法研修所でそのプロジェクトを達成しようと努力している。

ミャンマー及びネパールについては、プロジェクトを立ち上げたばかりで、今後の課題が多い状況にあり、また、インドネシアについては、本年12月に知的財産分野に関する新プロジェクトが開始予定である。

そして、今回、私たちが赴いたカンボジアについては、1992年から国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動が開始され、1994年にカンボジアから日本に要請があり、法制度整備支援プロジェクトが開始され、それ以降現在まで、民法典、民事訴訟法典等の法令の起草支援、法律家人材育成支援を行ってきた。そして、現行プロジェクトでは、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP、裁判官・検察官の養成校の上位機関）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）を支援対象

機関とし、民事関連の法解釈運用能力向上のための起草支援、人材育成、不動産登記に関する法律整備支援等を行っている。カンボジアでは過去の不幸な歴史から、自国の法律体系を伝承する人材がおらず、法律家が不足していることから、法律家養成、特に検察官・裁判官を養成するための教官の養成に力を注いでいる。また、カンボジアに対する支援は、国際協力部のみならず、名古屋大学等の教育機関、大学教授、弁護士会等も積極的に関わっている。

3 柴田国際協力部副部長講義

国内研修2日目には、柴田国際協力部副部長から、法制度整備支援の在り方についての講義が行われた。柴田副部長は2006年2月から2008年3月の間に長期専門家としてカンボジアに赴任された経験を持ち、そこでの実際の体験を基に法制度整備支援の在り方についてお話しいただいた。

日本による法制度整備支援が始まってから約20年が経つが、西洋諸国の中には、援助国が、一方的に作成した法案等をそのまま相手国に渡すというような形で法制度整備支援を行っている国もあるのに対し、日本は、相手国の意向も踏まえながら活発に議論し、より相手国に寄り添う形で法体系を作り上げていき、そして日本による法制度整備支援が終了した後も、相手国の法律家が成立した法律を運用し続けていき、必要が生じた場合は、自らが改正を加えていけるように、法案等の起草だけではなく、相手国の人材養成にも力を注ぐなど、より持続可能な支援を行っているとのことであった。

それらの話を聞いて、私は、いかにも我慢強くきめの細かい仕事のできる日本ならではの支援の在り方だなと率直に感じた。相手国の意向を反映しながら支援をするということは、日本にとっては簡単な作業ではないと思われ、時間も掛かり、時には合理的ではない作業も要求されることになり、その作業を日本だけで行う方が、より緻密でスピーディに作業を完成させることができると思うが、柴田副部長のお話によれば、たとえ時間は掛かっても、やはり、相手国関係者と共に作業を行うことが大事であり、その作業を完成したという達成感を共有することによって、相手国関係者の自立を促すことにつながり、そのプロセスを自身が経験してもらうことが重要であり、実際に柴田副部長がカンボジアに赴任した際、カンボジア関係者と共同していくつかの教材や法律科目のカリキュラムを作成したとのことであった。

私は、柴田副部長のお話を聞き、実に説得力のある話であり、法制度整備支援が終了した後も、相手国関係者のそのプロセスからの学びによって、いずれ自国の彼らが先頭となり法制度整備が可能になるという、より継続的な支援につながるのだと感じた。

そして、柴田副部長から、「法制度整備支援に携わる者として必要な素養は、①語学力、②法律家としての知識、③愛を持って実践することである。」という話があった。私はこのような場で、まさか「愛」という言葉を聞くとは予想もしていなかったが、法制度整備支援における「愛」とは、まず自分達が援助を施している立場であり、感謝されて当然だとは決して思うべきではないということや、そのような考えや態度は相手に必ず見破られるものであり、相手からの信頼を失い、その状態で同支援を行ったとしても、結果的により良いものにつながらないことから、愛を持って行うことが重要であると私は理解した。しかし、一方では、法制度整備支援には常に矛盾が付きまとうというお話もされており、カンボジアでは従前から慢性的な汚職の問題を抱えていることは事実であり、果たして日本の税金を使って、そのような国に支援することに意味があるのかというジレンマも常に存在するとのことであった。

4 国際協力専門官の業務についての講義

国際協力部の藤生統括国際協力専門官からは、最初に法務総合研究所の機関について、国際協力部と国際連合研修協力部との違いなど、組織の概略についての説明をお聞きした。国際協力部は、主に JICA、外務省、名古屋大学、民間財団等の外部機関とも連携を取りつつ業務を行っており、①人（研修員、講師、通訳等）、②物（レジュメ、機材）、③金（出張費等）が常に動いている組織であり、国際協力専門官の役割としては、それに関連した情報を常につかみ、その情報も発信することが重要な業務であるとのことであった。その中で、私が興味を持ったのが、国際協力部の三原則といわれている、①汗出せ、②知恵出せ、③お金出だせということだが、それらの深い意味まで私が十分理解できているかは疑問なしではないが、この三原則を肝に命じておこうと思った。そして、国際協力専門官の資質としては、さらに、I（= Imagination）P（= Planning）S（= Speedy）と、何よりホスピタリティが重要であるとのことだった。つまり、常に新しいことを考えながらも緻密な企画を行い、素早く実行に移す能力と、そしてもちろん人を歓迎する心が大切であるとのことであった。

また、千同国際協力専門官からもお話があり、やはり国際協力専門官の資質として、①語学力、②柔軟性、③コミュニケーション能力、④体力が必要であるとのことであったが、実際に国際協力専門官として勤務されている方々の話はとても貴重であり、より具体的に業務を理解することができた。

第3 国外研修（平成27年11月13日ないし18日）

1 JICAプロジェクト事務所長期専門家との意見交換

国外研修初日は、JICAプロジェクト事務所長期専門家との意見交換が行われ、現在カンボジアに赴任されている、辻長期専門家（検事出身）、嶋貫長期専門家（弁護士出身）及び原長期専門家（裁判官出身）から貴重なお話をしていただいた。

前記のとおり、現在カンボジアには4つの支援対象機関があり、原長期専門家は王立司法学院（RAJP）を、嶋貫長期専門家は司法省（MOJ）と弁護士会（BAKC）を、辻長期専門家は王立法律経済大学（RULE）を担当され、各機関ごとに設置しているワーキンググループ（以下「WG」という。）ごとに、民法と民事訴訟法における実践的な運用に対する理解の強化支援等を行っておられるとのことであった。

原長期専門家が担当する王立司法学院のWGにおいては、民事裁判における執行手続について、ケーススタディを用いて、その内容についてWGメンバーで議論してもらっているとのことであった。原長期専門家からは、家族法における戸籍の問題、土地に関する登記の問題についてなど、本来、基盤となる法律的な概念についても、基本的な理解が司法及び行政分野の担当者間でも不十分で、根拠の乏しいまま運用手続が行われていることもあることなどを教示された。

また、嶋貫長期専門家が担当する司法省のWGにおいては、カンボジアでは、法律条文について様々な恣意的解釈が行われ、その結果、法律に従わない処理が行われるなどしていることから、適切な法律の適用ができるように、法律の教科書作成に取り組んでいるとのことである。

さらに、辻長期専門家が担当する王立法律経済大学のWGにおいては、WGメンバーである同大学の教官とともに、事例を交えたより正確な講義を可能とするためのノウハウの構築等に努めているとのことであったが、WGメンバーでも細かな法的概念については理解が十分でないこともあるため、通訳を介しながら時間を掛けて細かい説明、調整を行わなければならないこともあるとのことであった。

そして、各長期専門家が共通して強調していたのは、法制度整備支援を進める上で、欠かせないのは、正確な通訳の重要性であった。各長期専門家は、通訳人との事前レクチャーに非常に力を入れており、法的概念を含めて講義内容を通訳人にしっかりと理解してもらってから、実際の講義を行っているとのことであった。

また、私は、質疑応答の際、WGメンバーが各所属機関において、WGで学んだことをどの程度フィードバックしているのか気になり、その点を質問したところ、必ずしも十分なフィードバックがなされていないのが実情であるとのことであった。その理由としては、カンボジアの慣習上、年下の者が年上の者に何かを教える

ということに抵抗があることや、WGメンバーがWGで習得した知識を、自分個人の財産として独占してしまう傾向があることなどが考えられるとのことであった。そのような状況の中でも、各長期専門家は、WGメンバーらに対し、人に伝えることが自分のためになり、最終的にはカンボジアのためであるということを理解してもらえるよう努めているとのことであり、かかる観点からも、WGでの内容を出版物とすることを目指しているとのことであった。

2 各WG見学について

国外研修中の各WGの活動内容については、私は法律家ではないため、そこで議論されていた法律事項については十分理解することができず、その雰囲気しか計り知ることができなかつたため、ここでは私の印象を記載するに止めるが、興味深かつたのは、各WGのそれぞれが、真剣に議論し合う姿は共通していたものの、各メンバーの属性によって、公務員は公務員らしく全体的に調和のある雰囲気、弁護士は議論に議論をかぶせる活発な雰囲気、大学教員は穏やかな雰囲気ながらも理屈にこだわる雰囲気があり、そのことは日本にも通じるところがあると感じ、ほほえましく思った。

そして、各長期専門家は、共通して、WGメンバーに自主性を持たせてWGを進行されており、リーガルアドバイザーとして、メンバーの法解釈に明らかな誤りがあったり、用語の正しい用法、法律に基づいた手続等の正確性に対してのみ意見を言うことに徹底していたことが印象に残った。

3 カンボジア特別法廷見学

カンボジア特別法廷を訪れた日は、裁判休廷日であったため法廷傍聴はできなかったが、私たちは同法廷の日本人職員である藤原氏から、国際刑事司法の歴史的推移、カンボジア特別法廷の設置経緯、同法廷の活動状況等について、以下のような説明を受けた。

カンボジア特別法廷は1975年から1979年までカンボジアでクメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、同政権の上級指導者・責任者を裁くことを目的とし、2001年、国連関与の下で設立された。カンボジア特別法廷は、国連の一機関ではなく、カンボジア国内の特別法廷という位置付けであり、国連はあくまでもアシストの立場として関与している。

そして、カンボジア特別法廷における裁判手続は、国連の刑事司法関係者とカンボジア刑事司法関係者との間でバランスを取りつつ進められており、各決定時には両者の同意が必要であるが、実際に裁判手続を進める上で様々な問題が存する模様である。例えば、現地に赴き調査等をすれば、大量虐殺がなされたこと自体の証拠

は比較的容易に見つけることが可能だが、その大量虐殺へのクメール・ルージュ政権幹部の関与を立証する証拠を収集するためには、当時の資料の精査や関係者からの聴取等に膨大な作業を要し、今現在も、1件の事件についての証拠収集に2,3年の年月を費やすこともあるとのことであった。

私は、カンボジア特別法廷を見学する前日の日曜日、他の研修員と共に、170万人以上の虐殺が行われた、まさにその現場であるトゥールスレン収容所及びキリングフィールドを見学したが、その凄惨さを目の当たりにしたとき、この問題をカンボジア国内で起こったことだと限定せず、人類の問題として捉え、それがどれほど悲劇的でカンボジア国民に恐怖と絶望を与えたかをしっかりと裁判で明らかにしていく必要があるのではないかと感じた。

4 王立法経大学 (RULE) 日本法教育研究センターでの講義

国外研修4日目に、私たちは、王立法経大学内に名古屋大学が設立した日本法教育研究センターにおいて「刑事事件における事実認定」等についての講義を行った。

研究センターの学生達は、講義を受ける時の集中力の高さ、法律的な解釈能力の高さなど、どれをとっても優秀な学生達ばかりで、講義内容にやや難解な日本語が出てきても、途中で理解することを諦めたりせず、辞書を使ったり、学生同士で教え合ったりし、また、質問も活発かつレベルの高いものばかりであり、非常に気持ちのいいものだった。

学生達は、現在、弁護士出身の日本人教員の指導を受けながら、自発的に刑事事件の模擬裁判の企画、準備を進めているとのことであったが、模擬裁判での争点と今回の講義内容が一部重なっていたことが、学生達の関心の高さにもつながったと思う。

5 プノンペン地方裁判所裁判傍聴

プノンペン地方裁判所での裁判傍聴では、カンボジアの司法手続について私の知識がほとんどなく、また通訳を介しながらであったため、理解不足の点も多くあったとは思いますが、明らかに成人とは思えない少年が成人と同じように扱われ、裁判に出廷しなければならないなど、心を痛める場面が多々あった。カンボジアでは成人は18歳だということだが、被告人として出廷した少年は15歳かそれより幼く見える明らかな少年であり、出生登録制度がしっかりしていないカンボジアでは、本人だけでなく行政も正確な生年月日を把握しておらず、弁護士と被告人とのやりとりで、被告人が小学校に通い始めた干支から被告人の年齢を類推しており、そのような状況を目の当たりにすると、カンボジア国内の行政分野における実情も垣間見え、法制度整備の課題が多いことを実感した。

また、カンボジアでは判決書が一般に公開されていないとのことであったが、その根底には見えない問題もあると思われ、少年達がそのような状況で裁かれざるを得ないことを考えると、非常に胸が痛んだ。

6 JICA カンボジア事務所訪問

国外研修最後の締めくくりとして、私たちは、JICA カンボジア事務所を訪れ、同事務所の安達所長、小島次長らにお会いした。

そこでのお話は大変貴重なもので、「カンボジア国民はこれまで家族の安全を第一に考えてきたが、現在は、政治がある程度安定し、国民は『良い社会を創りたい』と考えるように変化した。若者も、刹那的に『バイクが欲しい、iPhone が欲しい。』と声高に騒いではいるが、内心では自分達でもっと国を良くしたいと望んでいる。しかし、一方で法整備は未成熟であり、とりわけ行政分野への浸透が遅れている。」「カンボジアの人達からは『日本はいいことをしてくれている。』との賛辞をよく頂くが、それは彼らが今後もずっと日本に感謝をしてくれるという意味で捉えていてはいけない。彼らが成熟するにつれて、日本が架けた特別な橋がいずれは普通の橋になり、日本の側だけがいつまでも過去の栄光にしがみつ়くことになりかねない。つまり、日本自体も変化し、国際協力の分野での世代交代が必要である中で、JICA の役割は、まさに知識と経験のつなぎ手であり、時には社会に浸透するまで成果が見えにくく時間が掛かることも多いが、今も、そのような気持ちで取り組んでいる。そして、今回の国際協力人材育成研修もその一助となつてほしい。」とのことであった。

それらの話をお聞きし、私は、本研修の意義を改めて認識するとともに、日本に戻ったら、本研修での経験を色々な形で皆に伝えていかななくてはならないと感じ、また、かつて憧れた JICA の幹部の方にお会いできたことに感謝するとともに、実際にお話を伺うことができ、ますます国際協力の分野に興味を沸かした。

第4 国内研修後半（平成 27 年 11 月 19 日及び 20 日）

本研修最終日に、阪井国際協力部部長から講話をしていただいた。

阪井部長からは、日本の外国公務員贈賄罪、組織犯罪処罰法等の法律は、国際情勢を踏まえて世界的視野から制定されたものであることや、新設が検討されている共謀罪と国際条約との関係等を御教授いただくとともに、法制度整備支援の分野においては、国内情勢だけにとらわれず、常に国際感覚を養う必要があり、また同時に ODA 評価の側面からいっても、常に外部から見られる立場としての意識を忘れてはいけないということを御教授いただいた。

さらに、国際協力部の業務は、常に世界情勢の変化に伴ってその業務内容も変化していくものであり、また、国際協力部の業務には「枠がない」とのお話もあった。この「枠がない」という言葉の意味の深さを私が十分理解できたかは疑問なしとはしないが、長きに渡り検察官、外交官として勤務され、種々のご経験をされてきた阪井部長のお言葉であり、非常に重く感じた。

第5 終わりに

本研修に参加させていただいたことは、私にとって非常に貴重な経験となった。

その理由は、国際協力部の業務とは、国の施策と直結しており、その業務内容は、それぞれが日々緊張感、柔軟性そして実行に移す瞬発力が求められており、国際協力部の皆様が一丸となって取り組まれていることや、カンボジアでも、辻長期専門家、嶋貫長期専門家及び原長期専門家の3名の法曹の長期専門家がそれぞれの立場を超え、やはり一丸となってリーガルアドバイザーとして最前線に立たれていることや、川口現地業務調整員を始めとする JICA プロジェクト事務所のスタッフの雰囲気の良いことや、皆さんの仕事に対して真剣に取り組む姿や、国際協力の分野で活躍されている方々の熱意が、本研修を通じてダイレクトに自分自身に伝わってきたからである。

それと同時に、現在、王立法経大学日本法教育研究センターで日本法を学んでいる学生らカンボジアの若い世代の人達が、意気軒昂に自分達の国を良くしたいなどと希望を述べ、実際にその希望に見合うだけの自己研鑽を続けている姿に率直に感銘を受けた。彼らが日本の法律を学んでくれていることに私は感謝したい気持ちである。なぜなら、そのことは、日本人が明治維新の時代、法体系を西洋から学び、日本人の努力と知恵で、より盤石に法体系を培い維持してきたことの証明であるし、その日本法が他の国の人々にとっても良いものであることを世界へ発信できるチャンスだと感じたからである。私は、日本の法制度整備支援が、今後もますます発展することを願ってやまない。

最後に、今回、研修参加に当たり、大変お忙しい中貴重な講義、講話を聴かせてくださった国際協力部の阪井部長、柴田副部長、教官、懇親会で和やかに話して下さった国際協力専門官の皆様、カンボジアの JICA プロジェクト事務所の長期専門家及び現地スタッフの皆様、何より引率して下さった石田教官及び井倉国際協力専門官、気さくに接して下さった研修員の方々、改めて、皆様に心より厚く感謝を申し上げます。そして、忙しい中、本研修に快く送り出して下さった大阪高等検察庁の皆様にも心より感謝を申し上げ、私の報告を終えたいと思う。

以上

～ 国際協力の現場から ～

国際協力専門官

由 井 水 帆 子

～はじめに～

国際協力専門官として2度目の冬を迎えました。この2年で大きく変わったことといえば、大好きな国が増えたこと。担当国であるカンボジアと東ティモールの皆さんとの思い出は数え切れないほどありますが、担当国以外にも、研修や招へいで様々な国の皆さんと交流をさせていただきました。ミャンマーの研修員の信仰深さを目の当たりにし、こちらまで背筋が伸びる思いをしたほか、ラオスの研修員が冗談をよく言ってよく笑うことに驚き、研修中何度も笑わせてもらったり、家族へのお土産を悩みに悩んで一緒に選んだときのネパールの研修員の嬉しそうな顔など、そのどれもが忘れられない思い出です。国際協力の現場から専門官として何をお伝えするべきか悩みましたが、中でもこの2年間で学ぶことの多かった東ティモールについて少しですが御紹介させていただきます。

～東ティモール共同研究～

この2年間で共同研究は2回行っていましたが、私にとって初めて東ティモール研究員をお迎えした昨年度の研究は驚きと困惑の毎日でした。

平成26年12月に司法省立法局幹部等を招へいして共同研究を行いました。来日の朝、ホテルで教官とともに研究員をお迎えしたのですが、コートにマフラー姿の我々に対し、現れたのは半袖のワンピースにショールを巻いて寒そうにしている研究員。思わず目を疑ってしまう光景に大丈夫ですかと声を掛けるも「very cold」と言う研究員。ほかの研究員も皆とても寒そうで口数が少なめだったことを覚えています。日本の冬はとても寒いという案内を事前にしていたので、まさか半袖で来日するとは思っていませんでした。しかし、経験豊富で当部一の紳士と言われた須田教官（当時）がユニクロのヒートテックを研究員にプレゼント。日本滞在中、毎日彼らが着ていたことは言うまでもありません。このときのエピソードについて、現地出張で研究員と再会した際に言われたことがあります。「日本は寒いと聞いていたけれど、東ティモールには冬がないため、寒さを想像することができなかった。すごく寒くて辛かったけれど、プレゼントしてもらったシャツが本当に温かくて助かった。日本の皆さんの

優しさが本当に嬉しかったし、あのときのことは一生忘れない。」そう言われたときに、南国である東ティモールで生まれ育った彼らが冬の寒さを想像できないということにはっとさせられ、気配りの不十分だった自身の案内を反省するとともに、新たな視点を持つことができました。



また、研究員には僅かではありましたが自由時間がありました。そこで、滞在中、自由時間をどのように過ごしたか聞いたところ、「観光してみたかったけれど、迷子になって警察のお世話になるのが怖くてずっとホテルにいた。」と思いきや思えない回答が返ってきました。これではいけないと、別の日に教官と一緒にお城や神社に行きましたが、初めて見る日本の伝統建築を背景に写真を撮るたくさん撮り、それはそれは喜んでくれました。

研究期間はあっという間に過ぎて最終日、空港に行くための車を待っている間に、研究員の中でも最年少でありながら司法省立法局幹部の彼は私に言いました。「I'm sorry」どうしたのかと問えば、「私たちが日本にいる間、あなたは私たちにつきっきりで毎日帰りも遅く、仕事ができなかったことでしょうか。だからごめんなさい。」と本当に申し訳なさそうに言うのです。研修や研究期間中は「Thank you」をたくさん言うし、言われます。でも、「I'm sorry」を言われたのは初めてでした。東ティモールは小さな国です。司法省立法局のスタッフは20人ほどです。そのような背景事情が頭によぎると同時に、この1週間、もっと彼らのためにできたのではないかといろいろな思いで一杯になり言葉を返すのが精一杯でした。

～現地出張～

共同研究後、平成27年3月及び12月にフォローアップを兼ねた現地セミナー及び現地調査実施のため、東ティモールに出張しました。

3月の現地セミナーには先の共同研究で来日した研究員が、皆忙しい中参加してくれました。そこでとても嬉しかったのは、日本にいるときには終始緊張気味でコミュニケーションもなかなかうまくとれなかった女性検察官である研究員が満面の笑みと力強いハグで出迎えてくれたことです。私の手を引いて会場に案内してくれるほど、東ティモールを訪れたことで一気に距離が縮まりました。

2回の共同研究を経て、12月の現地出張時には、司法省立法局のメンバーも“おなじみ”と言えるくらい親交が深まっていました。毎日の挨拶に加えて、何気ない会話をすることも多くなりました。その際、以前東ティモール担当であった教官及び専

門官は元気になっているかと何度も聞かれ、共同研究時の教官との思い出を話してくれることもありました。また、共同研究で来日した研究員の1人が周囲の人に、日本滞在時の苦労話や日本の良さを説明してくれたこともありました。また、現地調査やセミナー時など、いろんな場面で東ティモールの皆さんから日本の支援に感謝の言葉と支援の継続を望む言葉をいただきました。このときの出張で、改めて強く感じたことがあります。東ティモール支援に御尽力いただいた、これまでの教官、専門官、各専門家や先生方、通訳・翻訳者の方々などがいたからこそ、今の東ティモールとの良好な関係があり、東ティモールの法整備支援が少しずつ実を結ぼうとしているのだということ。そして、これまでの東ティモール担当者に恥じないように、この関係性を保ち、よりよい支援の継続をしていかなければと気が引き締まる思いでした。



現地セミナーのお昼はみんなでティモール料理



東ティモールのコーヒーは本当に美味しい！

～終わりに～

国際協力部に異動する前の東ティモールに関する私の知識は、「21世紀最初の独立国」ということくらいしかなく、もしかすると一生関わることのなかった国かもしれません。しかし、自分でも驚くほど東ティモールは大好きな国になりました。彼らと一緒にいると笑っている時間がとても多いです。例えば、7月の猛暑に来日した際には、上着を脱いでくださいとお声掛けするも、「日本に来るからいいスーツを買ったのです」「日本に来るためにスーツを縫い直したのです」と嬉しそうに上着を脱ぎません。みんなで爆笑しながらも、会議室が温かい空気がいっぱいになったことは言うまでもありません。

よく笑い、本当に仲の良い司法省立法局のメンバーは、時にのんびりしているように見えますが、建国のために一所懸命な姿に何度も胸を熱くしました。「東ティモールにとって、日本は父のように大きな存在であると同時に、兄弟のように我々と共に歩んでくれる家族である。」最も信頼の厚い立法局長から述べられたこの言葉を胸に

刻み，これからも彼らに寄り添い，一步一步共に歩いていくことができれば東ティモール担当としてこれ以上の喜びはありません。ティモール愛にあふれた教官とともに，引き続き，彼らと笑い，学び，力強く前を向いて行こうと思います。



司法省前で立法局メンバーが笑顔でお見送り



E~MAIL

各国プロジェクトオフィスから To : icdmoj@moj.go.jp
From : Asia

先週末、モンユワとマンダレーに家族で旅行に行ってきました。モンユワには世界一高いと言われている大仏の立像があり、鎌倉の大仏と同様中に入ることができます。仏像の中には、火あぶり、火の海、釜茹で、串刺しに加え、辣付きローラーで轢かれたり、刃物で身体をバラバラにされたりとありとあらゆる地獄の絵が飾ってあります。この絵の効果か、上の娘は少し大人しくなったような気がしますが、下の娘は分かっているのか、あまり効果がなかったようで少し残念です。

(ミャンマー長期派遣専門家 小松 健太)

先日、カンボジア人の友人と2人で、東北部辺境の山岳地帯にあるラタナキリ州に旅行に行ってきました。

旅行ガイドによれば、ラタナキリはいくつかの美しい滝と少数民族が見どころとのことでしたが、日本で美しい自然を見慣れている私としては、滝よりも少数民族との出会いを期待しました。

一緒に行ったカンボジア人の彼も、滝よりも少数民族に興味があるようでした。

あれこれ想像しながらバンに揺られること約8時間、最後の州境を越えて未踏の地ラタナキリにたどり着きました。

現地では自転車をレンタルし、山を越え谷を越えて走り回った結果、いくつかの少数民族の村を見つけることができました。

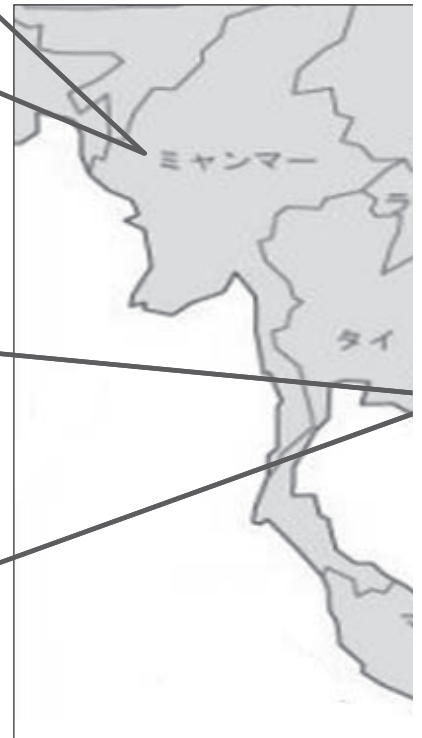
しかし、村中をいくら探してみても、色鮮やかな民族衣装を身に付けた人は1人もおらず、みんな普通の服を着ています。

カンボジア人の彼が聞き込み調査をしたところ、みんな口をそろえて「何年か前までそういうカッコしてたけど、今はもうやめて普通のカッコしてるよ。」とのこと。

ちょっと来るのが遅かったみたいです。

確かに、私たちも道中スマホのマップを使ったりしていたわけで、そのような文明の恩恵を受けることのできる場所で、相手方にだけ民族衣装を求めるのはムシが良すぎるのかもしれない。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)



ラオスでは、出安居(オークパンサー・10月27日)・ボートレース(10月28日)の後、タートルアン祭り(11月25日)、建国記念日(12月2日)と、ここどころお祭りが続いています。

特に、今年は建国40周年ということで、街中に40周年を祝う旗や垂れ幕が掲げられ、建国記念の式典が盛大に行われました。式典参加者は、この数週間の間、週末早朝に(早いときは午前3時から!)行進などの練習をしていたとのこと。

こんなお祭りムードのラオスですが、日本ではまだまだ知名度が低いようで、赴任の際は、よく「ラオスはいったいどこにあるんですか」と聞かれたものです。

ところが、先日、ネット上のサイトをチェックしていると、有名作家の最新著書が「ラオスにいったい何があるというんですか?」というタイトルで、売上げランキング上位に入っているではありませんか。若干ラオスに失礼な題名ではないかと思いつつも(もっとも、これは旅先で出会ったベトナム人が村上氏に発した言葉のようですが)、もしや韓流ならぬラオスブームが巻き起こるのではないかと勝手に想像しています。

(ラオス長期派遣専門家 棚橋 玲子)



ハノイの街を歩いていると、制服を着た警察官(公安)の姿をよく目にしますが、市民から不人気の公安が、最近ちょっと変わってきた、かもしれません。

プロジェクトオフィスのある通りではときどき駐車違反の摘発が行われているのですが、これまで一切の摘発の手から逃れ続けてきた外車が一台ありました。

真偽のほどは分かりませんが、その車の所有者の父親が某公安機関の幹部という噂であり、おそらくそれが理由で「摘発されない自由」を謳歌していたものと思われます。

ところが、先日、昼食のため外出したところ、その車が駐車違反の摘発を受けている場面に出くわしました。

近隣住民が、取締りの警察官に対して「やめとけ、やめとけ、こいつのオヤジは〇〇だから後で面倒くさいぞ」というような忠告をしていたものの(住民がこういう忠告をするということ自体もすごい話ですが)、警察官は意に介さず、毅然として違反切符を切っていたのです。

もちろん当然の職務を行っているだけなのですが、このような光景を見られるとは想定していなかっただけに、私はその毅然とした姿に思わず強い感動を覚え、内心でエールを送ってしまいました。

ベトナムの行政機関の問題は色々指摘されていますが、国民に最も身近な法執行機関である公安が変われば、きっと街全体の雰囲気も大きく変わり、真の法治国家へと脱皮するきっかけになることでしょう。

頑張れ、ベトナムのお巡りさん!

(ベトナム長期派遣専門家 松本 剛)

－ 編 集 後 記 －

平成 27 年 4 月に国際協力部に着任して早くも 1 年が経とうとしています。私は、同年 3 月まで、大阪地方検察庁検察事務官として大阪中之島合同庁舎で勤務していましたので、同庁舎 4 階に入っている国際協力部の存在については知っていました。ただ、業務については漠然としたイメージしか持っておらず、具体的な業務内容は見当もつきませんでした。

同年 7 月には、人生初となる海外出張でラオス人民民主共和国へ行かせていただき、現地セミナー等に参加し、同年 9 月は同国司法大臣等の招へい、同年 11 月及び 12 月は同国の本邦研修に携わりました。

現地セミナー、大臣等の招へい及び本邦研修等に関わることで、国際協力部の業務及びその果たす役割について理解が深まりました。新年度を迎えるに当たり、法制度整備支援の役割を担う者として引き続き業務に邁進していく所存でございます。

さて、本号の「巻頭言」は、国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crimes。略称「UNODC」。以下「UNODC」という。）の東南アジア・大洋州地域事務所から柴田紀子様執筆いただきました。同氏は当部の前副部長で、長期派遣専門家としてカンボジアに赴任した経歴も有することから、これまでの法整備支援活動に従事したキャリアを UNODC での業務に活かそうという決意を読み取ることができます。また、UNODC と日本の法整備支援を比較し、日本の法整備支援の長所から課題に至るまで、幅広い観点から考察されています。

「寄稿」では、前号（第 65 号）に引き続き、福山市立大学の桑原先生から「イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相：歴史的コンテクストから考える（2・完）」を執筆いただきました。

イスラームと立憲主義をめぐる最大の論点として、イスラーム法が立法の源たることを憲法で定めるかどうかについて考察されています。

普段私たちが接することの少ないイスラーム法について、分かりやすい説明がなされており、前号とあわせて御一読いただくと、イスラーム法についての理解が深まると思います。

「特集」では、松尾教官による「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」、藤生統括国際協力専門官による「ラオス司法大臣等招へい実施に対する感謝状の贈呈につい

て」を掲載しました。

「出張報告」では、渡部教官による「東ティモール調停法の制定に向けて」を掲載しました。

「国際研修」では、野瀬教官による「ミャンマー法整備支援プロジェクト第5回本邦研修」、塚部教官による「第50回ベトナム法整備支援研修」、堤教官による「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「刑事関連法」本邦研修」・「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「経済紛争解決法」本邦研修」、甲斐教官による「第4回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」を掲載しました。

「活動報告」では、石田教官による「平成27年度国際協力人材育成研修実施報告」、由井国際協力専門官による「国際協力の現場から」の2本を掲載しています。

「国際協力の現場から」では、東ティモール担当として由井専門官が体験したことや、同国の人々と接することで感じたことなどについて綴られています。研修員と接する際には、不慣れな日本で快適に研修生活を送られるよう相手の立場に立って行動することが重要だと、私もこの1年間で痛感しました。

末尾になりましたが、お忙しい中御寄稿いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者各位におかれましては、今後とも法制度整備支援に対し更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 岸田 俊輔